

令和 7 年 第 1 回

甲佐町議会 3 月定例会会議録

令和 7 年 3 月 7 日～令和 7 年 3 月 12 日

熊 本 県 甲 佐 町 議 会

令和7年3月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

令和7年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の行政報告について	4
日程第5 町長の提案理由の説明について	6
日程第6 同意第1号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を 求めることについて	9
日程第7 同意第2号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることに ついて	11
散会	13

○3月10日（第2号）

出席議員	14
欠席議員	14
本会議に職務のために出席した者の職氏名	14
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	14
開議	17
日程第1 一般質問	17
日程第2 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	48
日程第3 報告第1号 専決処分の報告について	52
日程第4 報告第2号 専決処分の報告について	53
日程第5 議案第1号 甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制 定について	55
日程第6 議案第2号 甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について	57
日程第7 議案第3号 甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条 例の制定について	57
日程第8 議案第4号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	57
日程第9 議案第5号 甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定につい	

	て	64
日程第10 議案第6号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	69
日程第11 議案第7号	甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	70
日程第12 議案第8号	甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第13 議案第9号	甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第14 議案第10号	甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
日程第15 議案第11号	町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79
日程第16 議案第12号	甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	82
日程第17 議案第13号	甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	83
日程第18 議案第14号	甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	85
延会		87

○3月11日（第3号）

出席議員	88
欠席議員	88
本会議に職務のために出席した者の職氏名	88
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	88
開議	90
日程第1 議案第15号 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	90
日程第2 議案第16号 工事請負契約の締結について	92
日程第3 議案第17号 甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について	98
日程第4 議案第18号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）	102
日程第5 議案第19号 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算	

	(第3号)	128
日程第6	議案第20号 令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号) ..	132
日程第7	議案第21号 令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	136
日程第8	議案第22号 令和6年度甲佐町水道事業会計補正予算(第2号)	139
日程第9	議案第23号 令和7年度甲佐町一般会計予算	140
散会		144

○3月12日(第4号)

出席議員		145
欠席議員		145
本会議に職務のために出席した者の職氏名		145
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		145
開議		147
日程第1	議案第23号 令和7年度甲佐町一般会計予算	147
追加日程第1	決議案1号 議案第23号 令和7年度甲佐町一般会計予算に対する付帯決議案について	210
日程第2	議案第24号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	212
日程第3	議案第25号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算	217
日程第4	議案第26号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	220
日程第5	議案第27号 令和7年度甲佐町水道事業会計予算	223
日程第6	発議第1号 甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	227
日程第7	議員の派遣について	229
日程第8	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	230
閉会		231

3月7日（金曜日）

令和7年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和7年3月7日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会・開議 3月7日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 3月7日 午前10時41分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
地域振興課長 羽俣田直美	くらし安全推進室長 山下玄介
税務課長 松野洋幸	環境衛生課長 白石亨
健康推進課長 宮崎貴美代	住民生活課長 奥名雄吉
福祉課長 高原貞典	農政課長 上古閑一徳
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	企画政策係長 本田幸嗣
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	農業委員会事務局長 上古閑一徳
選挙管理委員会書記長 荒田慎一	代表監査委員 井芹雅洋

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田 謙二 11番 本田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 同意第1号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求め
ることについて

日程第7 同意第2号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについ
て

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、令和7年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番、福田謙二議員、11番、本田新議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田 博君） 皆さん、おはようございます。

さきの定例会において付託を受けておりました令和7年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る2月25日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、議長を交じえ、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、配付のとおり会期を本日3月7日から12日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明の後、人事案件の審議、8日及び9日は議案調査のため休会、10日は、一般質問の後、承認案件、報告案件、条例案件、契約案件、指定管理者の指定案件、令和6年度一般会計補正予算の審議、11日は、引き続き令和6年度一般会計補正予算、令和6年度各特別会計及び水道事業会計補正予算、令和7年度一般会計予算の審議、12日は、引き続き令和7年度一般会計予算、令和7年度各特別会計及び水道事業会計予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日3月7日から12日までの6日間と決定いたしました。

同意第1号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、同意第2号、甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、承認第1号、専決処分の報告及び承認について、報告第1号及び第2号、専決処分の報告について、議案第1号から議案第15号までの条例の制定について、議案第16号、工事請負契約の締結について、議案第17号、甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について、議案第18号から議案第22号までの令和6年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の補正予算、議案第23号から議案第27号までの令和7年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、おはようございます。本日は、令和7年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは早速ですが、町政をめぐる直近の状況の中から主なものについて行政報告を申し上げさせていただきますが、まずは冒頭に、このたびの新たな子育て支援、こうさつ子・子育て応援金事業の公表におきましては、議員各位に説明不足な点もあり、多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして心よりおわびを申し上げます。今後はこのようなことがないよう、細心の注意を払いながら各事業を推進してまいり所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、物価高騰対策重点支援給付金についてご報告を申し上げます。

物価高に対する国の交付金を活用した支援策として、低所得者支援及び定額減税を補足する給付について、令和6年度に新たに個人住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付を、児童1人当たり5万円を加算して給付しました。給付世帯数と給付金額は、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して、216世帯、2,160万円を、こども加算として、26世帯56名分で280万円を給付しました。定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付、調整給付金として、2,038名、9,048万円を給付しました。

また、1月に専決処分させていただきました物価高騰対応重点支援給付金では、物価高

騰の影響が大きいと思われる住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を、その世帯で扶養されています18歳以下の児童に対して、児童1人当たり2万円を加算して給付することを予定しています。また、令和6年分の所得税額が確定した後、調整給付金の給付額に不足が生じる方を対象に、追加で令和7年度に給付金を給付することを予定しております。

次に、ふるさと甲佐応援寄附金についてご報告を申し上げます。

本年度は返礼品として人気のある米類に加えて、肉類の返礼品や毎月商品が届く定期便などの返礼品が順調に伸びた成果もあり、受入額は令和7年2月末現在で64億838万5,000円で、前年と比べ2.5倍の増加となっており、年度末には66億円から68億円の受入額になるのではないかと見込んでいるところでございます。

来年度におきましても引き続き返礼品の充実に努め、ふるさと納税の受入額を確保できるよう、寄附者に寄り添った対応をすることで自主財源確保に努めていきたいと考えております。

次に、起業等応援施設についてご報告を申し上げます。

今年度整備予定の起業等応援施設につきましては、8月及び11月に開催いただきました臨時議会において、設計工事契約また変更契約のご議決をいただき、さらに12月定例会において、施設管理についての方針に係る条例につきましてご議決をいただいたところでございます。

これまで慎重審議をいただきました施設の整備につきましては現在整備を行っており、町の検査までを3月末までに行うこととしております。施設管理につきましては、来週末に事業者の選定までを行う予定で進めており、来月に臨時議会を開催いただければ、4月までに事業者の決定がなされる予定でございます。

以上により、施設の整備が完了し、施設管理者が決まりましたら、本格的に施設が稼働し、稼働後は本町の産業の拠点となるよう、引き続き進めていきたいと考えております。

続きまして、コンビニ交付システム導入事業についてご報告を申し上げます。

住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付は、去る12月16日から運用開始をさせていただいております。2月末までのおよそ2か月半における町内外でのコンビニエンスストア等での利用件数は254件となっており、今後もコンビニでの交付件数は増加する見込みと考えております。

次に、防災行政無線設備機能強化事業についてご報告を申し上げます。

平成18年に導入した本町の防災行政無線につきましては、導入から約18年が経過し、ここ数年、老朽化による戸別受信機等の不具合が多くなったことから、令和6年度における当初予算で計上しました約3億円に、12月議会で補正させていただきました2億円を加え、約5億円で防災無線の整備事業を進めてまいりました。

業者の選定に当たりましては、甲佐町防災行政無線整備事業選定委員会を立ち上げ、本町に最適な情報伝達方式となるよう公募型プロポーザルにより選定を行い、先般、契約第一候補者と仮契約を結んだところであります。本議会において契約についての議案を提出

しておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、耕作放棄地利活用事業についてご報告申し上げます。

本年度より耕作放棄地利活用事業を創設し、農業従事者の高齢化や担い手の減少等により増加する耕作放棄地の解消及び作付再開を目的とし、創設いたしました。本年度は2件の申請があり、耕作放棄地の解消が行われました。

令和7年度におきましても、引き続きホームページや行政区回覧などPRに努め、耕作放棄地解消に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは引き続きまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案しております案件は、同意案件2件、承認案件1件、報告案件2件、条例案件15件、工事請負契約の締結案件1件、指定管理者の指定案件1件、令和6年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算5件、令和7年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件の合わせて32件であります。

まず、同意案件としましては、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任及び甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについてを、承認案件につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の報告及び承認を、報告案件につきましては、損害賠償についての2件を、条例案件としましては、甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定についてほか14件を、工事請負契約の締結につきましては、甲佐町情報伝達システム整備工事に係る契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会のご議決を求めるものでございます。

指定管理者の指定につきましては、甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定についてを、次に、令和6年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算5件につきましては、一般会計補正予算では、事業実績に基づく最終的な補正を行い、総額で1億5,006万円を減額し、補正後の総額を154億6,054万6,000円としております。各特別会計予算では、それぞれの給付費等の決算見込額での補正を行い、国民健康保険特別会計では、2,513万7,000円を減額し、補正後の総額を14億8,020万8,000円に、介護保険特別会計では、1,398万4,000円を増額し、補正後の総額を17億3,034万9,000円に、後期高齢者医療特別会計では、716万2,000円を減額し、補正後の総額を2億1,118万8,000円に、水道事業会計では、収益的支出に93万4,000円を増額し、1億7,434万円としております。

次に、令和7年度一般会計予算及び各特別会計予算5件につきましては、まず、一般会計予算についてご説明を申し上げます。

令和7年度当初予算は、町の基本計画である第7次甲佐町総合計画及びマニフェストにおいて、最重要課題である人口増対策に向けた各種施策を含め、町の課題に切り込む新たな施策に係る予算や、集中的かつ継続的に推し進めている内水対策に係る予算など、あらゆる方面について課題解決に向け前進するための予算編成としており、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ133億9,799万4,000円としております。前年度と比較しますと40.2%、38億4,179万2,000円の増となりました。

それでは、歳出予算の主な内容について、款ごとにご説明を申し上げます。

総務費では、継続事業としまして、人事管理や庁舎の維持管理、電算システムなど円滑な行政運営のための経費、各行政区の運営に要する交付金などがございます。新規事業としましては、甲佐町合併70周年記念式典、第3期甲佐町総合戦略等策定業務、地域公共交通実証実験、甲佐町シティプロモーション事業、過疎地域持続化活動交付金など、地域活性化に要する経費、さらに、町のDX化を推進するための事業に要する経費などを計上しております。

民生費では、継続事業としましては、子育て支援や高齢者の生きがい・健康づくりに資する経費などの地域福祉の推進のための所要の経費などがございます。新規事業としましては、障害者支援として障害者自動車運転免許取得費、自動車改造助成費助成に要する経費、子育て世帯の経済的支援として、こうさつ子・子育て応援金に要する経費、子ども食堂への助成、保育園の環境整備として保育所等におけるICT化推進に要する経費、こども計画策定に要する経費を計上いたしております。

なお、地域改善対策事業費につきましては、補助団体から低所得子育て世帯への支援に是非とも活用してほしいとありがたい申出があり、補助の一部を減額いたしております。今後、支援策について事業構築を図ることといたしております。

衛生費では、継続事業としましては、子育て支援策としての子ども医療費助成や妊婦のための支援給付金給付事業のほか、各種健診に要する経費に要する費用、合併処理浄化槽の設置のための所要の経費などを計上しており、町民の健康づくり、環境衛生の推進に努めてまいります。新規事業としましては、疾病予防の推進として带状疱疹ワクチン接種や風疹抗体検査費助成に要する経費、町民の心理的・経済的支援として、産後ケア事業、がん患者アピアランスケア推進、若年がん患者在宅療養生活支援に要する経費、水道事業のDX化を推進するための水道情報活用システム導入に要する経費などを計上しております。

次に農林水産費では、継続事業としまして、本町の基幹産業であります農業の振興のための各種事業に要する経費を計上しております。また、中山間地域総合整備に係る事業負担金、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するための直接支払交付金や、新規就農育成対策や農機具導入事業、有害鳥獣被害防止対策や森林環境譲与税交付金による間伐の推進など、森林整備事業に取り組むこととしております。新規事業といたしましては、農業を含む産業振興、高齢者の生きがいづくりとして、甲佐町青空市場運営委員会支援に要する経費、農地保全や生薬等の生産を推進として条件不利地対策事業、甲佐町生薬生産推進に要する経費、農作業中の事故防止として土地改良施設安全対策に要する経費などを計

上しております。

次に商工費では、継続事業としましては、産業の振興及び町の財源確保に資するため、ふるさと甲佐応援寄附金事業のさらなる拡大を図る経費を計上しております。新規事業としましては、商工業のさらなる発展に向けた事業として、産業立地・人材養成等支援、創業支援、こうさんもん販路拡大支援、地場産品創出支援などに要する経費、また、新たな観光地域づくりを目指すために要する経費などを計上しております。

次に土木費では、継続事業としまして、甲佐町道路整備計画に基づき町道の新設・改良、道路舗装、橋梁の点検・補修、町営住宅の維持管理や町耐震改修促進計画に基づき、町民の生命及び財産を守る事業などに取り組みます。新規事業としましては、用地取得に係る業務適正化に要する経費などを計上しております。

次に消防費では、継続事業としましては町民の安心安全な暮らしの確保のため、上益城消防組合負担金や消防団の活動に要する経費のほか、消防防災のための所要の予算を計上しております。そのうち消防分野では、消防施設等整備計画に基づき消防施設や設備などの更新のための必要経費を計上しております。防災分野では、重点策として継続して内水対策を実施するほか、新規事業として下横田排水ポンプ場排水管整備、岩下地区浸水対策に要する経費を計上、また、指定避難所の環境整備に要する経費を計上しております。

次に教育費では、継続事業としましては、本町の次世代を担う子どもたちの育成のため、中学校英語検定受検の支援を行うほか、学校教育の環境整備としての児童生徒のタブレット更新や円滑な学校運営のために必要な予算を計上しております。新規事業としましては、小学校施設の長寿命化事業として、白旗小学校改修に伴う設計に要する経費を計上しております。また、社会教育においては、特色ある生涯学習の活動推進を図るため、引き続き芸術・文化の振興や町民の皆さんが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。新規事業としましては、陣ノ内城跡史跡指定地公有化や町政70周年記念の郷土かるた作成を予定しているほか、10マイル公認ロードレース大会の50周年記念に要する経費などを計上しております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、熊本県との共同運営により、引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るため、さらなる連携強化に努めます。

次に、介護保険特別会計につきましては、新たに策定した第9期介護保険事業計画に基づき、計画的かつ安定的な事業推進を図ります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら安定運営に努めます。

次に、水道事業特別会計につきましては、安定的で低廉な水道事業を推進するための町の上水道事業基本計画に基づき、計画的な建設改良等を実施いたします。

ただいま歳出予算の主な内容についてご説明を申し上げましたが、歳入予算につきましては、税源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め、歳入の確保に万全を期するとともに、併せて、国・県支出金等の効果的な活用配慮した財源の算定の上、計上したところであります。また、ふるさと甲佐応援寄附金につきましては、毎年度増収となってい

ることから、予算を15億円から43億円へ増額し、さらなる財源確保に努めてまいります。

以上で、今期定例会にご提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長が説明いたしますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

—————
日程第6 同意第1号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求める
ことについて

○議長（宮本修治君） 日程第6、同意第1号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、同意第1号についてご説明申し上げます。

同意第1号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、宮本青史。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員である北村安則氏が令和7年3月23日で任期満了となるためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の選任理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

甲佐町固定資産評価審査委員会委員としてご提案いたしております宮本青史氏は、会社員として長年勤務され、平成30年2月から現在まで、芝原区嘱託員、また行政区長として町行政の円滑な運営のためにご尽力をいただいております。氏は、地域からの信頼も厚く、地域行政に対する卓越した識見と豊富な経験をお持ちであることから、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 活動とかですね、ご人物のことについてはね、何ら異議は挟むものではありませんけれども、この固定資産評価審査委員会っていうのがですね、どう

いったことをやるのかですね。中身はもちろんあれですけども、年何回こういった会議を開くとかですね、こういった審議をするとか、そういったことについて、ちょっとお尋ねをいたします。そして、それで固定資産税評価ということで、これはもう、そういった方面での何ら知識もなくてもできるのかってということについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えしたいと思います。

まず、固定資産評価審査委員会の委員さんの活動内容ですけれども、これにつきましては、4月にその年の固定資産税の評価額を一般の方々に縦覧させていただきますけれども、その方々からですね、価格に対して不服が申し立てられた場合にですね、この固定資産評価委員会というのが開催されまして、そこで評価額に対しての審査等が行われる会議になっております。

この固定資産審査委員さんの条件っていうところになりますけれども、知識についてはですね、専門的な知識あられる方もいらっしゃいますし、ない方もいらっしゃいますけれども、毎年ですね、その方々に対して研修会というのを開催しております。半日程度の研修になるんですけれども、そういうのを毎年、講習を受けていただいて知識のですね、向上に努めていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 何回されとるか。

○税務課長（松野洋幸君） すみません。実際にこの固定資産評価審査委員の委員会が開催されたことは、今まで一度もありません。あくまでも研修会ということで年に1回ですね、研修会を行っているところになります。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 同意第1号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることでありますけれども、ただいま町長のほうから提案理由の説明がありましたとおり、芝原区の宮本青史さんは、現在区長もされておりますけれども、これまでの経験、またしっかりした見識を持っておられますので、評価委員としてその職責をしっかりと全うされるものと期待されますので、この同意につきましては賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第1号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求める

ことについて」を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第2号 甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第7、同意第2号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町農業委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名と資格のみを読み上げます。

赤星龍己、青年・農業者。永野健一、認定農業者。本田真由美、利害関係の無い者。緒方知治、認定農業者。本田和登、農業者。外村和彦、農業者。奥村恭代、農業者。上田一之、農業者。井芹康雄、認定農業者。坂本秀孝、認定農業者。井本久美子、認定農業者。野口拓哉、青年・認定農業者。岡本篤幸、認定農業者。田端孝士、認定農業者。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由としましては、現甲佐町農業委員会委員の任期が令和7年3月31日で満了となるためでございます。

資格の内訳としましては、定数14名中、認定農業者が8名、青年・農業者が2名、女性委員が3名、利害関係のない者が1名となっております。

また、新任・再任の内訳としましては、前回からしますと新たに農業委員となられる新任の方が13名、再任の方が1名となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、選任理由を申し上げます。

本年3月末をもって任期満了となる農業委員会委員につきまして、農業委員会等に関する法律第9条により公募を行いましたところ、14名の定数に対して同数の14名の応募という結果になりました。定数どおりの応募者数でありましたが、農業委員としての任命を受ける方の適格性や任命までの手続に係る透明性や公平性を確保するために設置をしております農業委員会委員候補者評価委員会において、各応募者の農業委員としての適格性について評価が行われ、答申を受けたところでございます。

評価の結果、いずれの応募者につきましても適格者であるとの報告を受け、私といたしましてもその結果を妥当であると判断いたしまして、議案として上程し、同意を求めるものでございます。

どうぞご審議方お願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 農業委員会の業務の中でですね、令和6年度中、今、令和6年度中なんですけれども、3月までですけれども、農地の権利の移動や貸借等に関する農地法3条、それと農地の転用に関連する同法の4条並びに5条の申請の件数についてですね、農業委員さんたちのこれは業務と思いますので、現在までにどのくらいの件数が出てきているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

今年度、令和6年度に関しましては、3条が99件、4条が1件と5条が15件というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番です。同意第2号、甲佐町農業委員会任命に付き同意を求めることについてでございますけど、ただいまの説明にありましたように、新人さんが13名ということですね、基盤産業である農業を支える根幹でございますので、非常にこう、大変期待をしているわけでございます。これからの農業をしっかりと導いていただける方ばかりでございますので、活躍を希望しまして本案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」

を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号「甲佐町農業委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日8日とあさって9日は議案調査のため休会、10日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時41分

3 月 10 日（月曜日）

令和7年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和7年3月7日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 3月10日 午前10時00分 議長宣告

1. 延会 3月10日 午後4時38分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
地域振興課長 羽俣田直美	くらし安全推進室長 山下玄介
税務課長 松野洋幸	環境衛生課長 白石亨
健康推進課長 宮崎貴美代	住民生活課長 奥名雄吉
福祉課長 高原貞典	農政課長 上古閑一徳
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	企画政策係長 本田幸嗣
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	農業委員会事務局長 上古閑一徳
選挙管理委員会書記長 荒田慎一	代表監査委員 井芹雅洋

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田 謙二 11番 本田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

日程第5 議案第1号 甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について

日程第6 議案第2号 甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第7 議案第3号 甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11 議案第7号 甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第8号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第9号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第10号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第11号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第12号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第13号 甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第14号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申合せのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めましておはようございます。一般質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。よろしくお願いします。

まず第一に、道路整備についての質問を行います。道路整備についての質問は、令和4年、2022年3月定例議会以来の質問となります。

まず、道路整備の第一に、路面標示の整備についてであります。

町道の穴や落下による自転車の損傷。令和6年11月臨時議会があり、事故発生状況は、夜間自転車で走行中、道路にあった穴に気づかず落ちてしまい、前輪のタイヤがパンクしたことに對して、町は損害賠償2,000円を支払ったとありました。

1月28日、埼玉県八潮市で道路陥没事故があり、下水道管の経年劣化による空洞化が原因とされています。陥没した空洞に落下された方は、事故から1か月経過しても安否不明のままと報道をされておりました。

今議会におきましても専決処分に、町道の穴や落下による自動車の損傷があり、町道を走行中、夜間で前方の穴に気づかず落ちてしまい、車が損傷したとありました。道路陥没事故は大規模なものは報道されますが、小規模なものはほとんど報道がないように思います。

先ほど述べましたように、甲佐町においても、町道における自転車転落事故や自動車の損傷のように、道路管理の不十分さと思われる事故が発生しております。国道から県道、町道、里道と道路がありますが、その道路を歩いたり車で走行したりしますと、これは問題ではないかと思われる道路面がくぼんでいる箇所、陥没ではないかと思われる箇所が幾つも目に入ります。全体として道路の傷みがひど過ぎる状況だと思えます。

また、国道、県道、町道などの路面標示、白線整備がスムーズに進んでいないことが目

に入ります。消えた路面標示の整備、必要な路面標示の整備、特に横断歩道の路面標示の整備は早急にする必要があると思います。

この問題についての考えや対応策についての答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。

令和4年3月議会でも佐野議員のほうから一般質問で、路面標示についての質問をされています。その後の状況についてご説明をさせていただきます。

町では、通学路の安全対策については、合同点検による通学路交通安全プログラムと行政区要望などを危険箇所の調査によって対策箇所を決定をしております。

令和4年度からの路面標示の具体的な進捗として、令和4年度には路肩のカラー舗装化234メートル、外側線2路線の246メートル、停止線12か所、また、路面に注意標示など3か所を施工し、令和4年度には約280万円分の施工工事をしております。

令和5年度にはカーブミラーなどの施工を行い、路面標示の施工はありませんでしたが、今年度、令和6年度は、施工中を含めて、路肩のカラー舗装化440メートル、横断歩道のカラー化2か所、外側線1,380メートル、停止線2か所、注意表示1か所を施工し、約380万円が路面標示の工事費となります。そのほか、舗装工事と併せまして区画線設置を行いますので、10路線ほどの施工を行っております。

また、国県道を管理されている熊本県におかれましては、令和4年度には区画線5路線の705メートル、令和5年度には1路線の876メートル、令和6年度には区画線3路線4,363メートル、横断歩道のカラー化5か所が行われております。県道も区画線や横断歩道のカラー化もかなり進んでいると思われます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 対応策についてですね、年度ごとに詳しくご説明がありました。

あと、私がですね、ご指摘しました、路面のですね、やっぱりくぼんでいる箇所とか、大きな陥没ではありませんが、やっぱり陥没に近いような状態と、そういうようなところを見受けすることがあるんですよね。そういった点での点検、補修とかいった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 道路の日頃の点検につきましては、職員が現場に行った際にパトロールを兼ねて移動するとともに、また、道路作業員さんをですね、雇用しておりますので、その方たちに定期的なパトロールをしていただき、その都度、補修できるものについては自分たちで作業を行っております。また、くぼみなどがひどい場合にはですね、業者のほうに委託をいたしまして修繕を行っているような現状でございます。

また、住民の方からのですね、通報に対しましては、即座に現場などを調査をして、すぐに対応するようにやっているとございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） やはりですね、偶然とも思われるように、最近2回もですね、道の陥没とかで自転車、車の事故が起きてるわけですから、やっぱそこはですね、十分気をつけていただければというふうに思います。

質問を進めさせていただきます。歩道整備についてであります。

歩行者が通行する歩道の整備については、凸凹、狭い、斜め状態、雨が降ると水たまり状態になる等の正常でない歩道の改善が必要であるというふうに思います。全ての歩道を見るとというのはちょっと時間的にも難しいところがありますが、最近ですね、利用される方も増えていると言われる高齢者向けの一人乗りの電動車両シニアカー、そのシニアカーの通行が危険であったり、通行ができない箇所があるというお話があります。

横田地区、国道443号線沿いのJ Aかみましき甲佐給油所前辺りから、コーサランドリー付近にはそういった箇所があるというふうなことでお話がありました。そういった点ではですね、点検をされて早急な改善が必要というふうに思いますが、歩道整備についてはどういうふうに対応されていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。国道443号線の歩道についてご説明をしたいと思います。

県が管理される国道443号線の歩道整備につきましては、現在、甲佐小学校交差点から甲佐高校までの区間の歩道整備の計画がございます。国道443号の整備促進期成会で、町では県のほうにですね、早急に完成するよう整備の要望を行っているところでございます。

令和6年度には、現在行われております役場前の交差点周辺の歩道の整備が行われております。これは約150メートルほどの工事が行われており、令和7年度においても引き続き、用地取得が完了してます区間を施工される予定となっております。現状ではまだまだ用地の取得ができていない部分もありますので、全部開通するには時間を要しているところが現状であります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 議長、すいません。

○議長（宮本修治君） どうぞ。

○5番（佐野安春君） じゃあ、次の質問に進めます。救急車の通れない道路、通りにくい道路の改善についてであります。

町道路整備計画、令和7年3月改定には、今後整備すべき道路の位置づけを明確にする優先順位を定めた道路整備5カ年計画を策定することで道路整備の透明性を確保するとありますが、整備計画に登載されていない道路については道路整備の見通しが見えないため、町民の皆さんには不満を抱えたままの状態になっているところもあるというふうに思います。

道路が狭くて救急車が通れない、または通りにくい町道や里道があると思います。カー

ブを曲がるのに、3回4回とハンドルを切り返さないと進めない町道もあります。カーブを抜けても道路が狭くて、救急車なのに低速で進まないとならない道路があります。改善が必要である箇所があるというふうに思います。

町はそうした状況をどのように把握され、改善を進める計画はどのようなのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。

道路整備5カ年計画に登録されてない道路改良につきましては、行政区からの道路整備要望書が提出された場合、建設課内で調査を行い、道路整備策定委員会の審議を経て、道路5カ年計画への登載の有無の決定を行っております。

搭載されなかった路線につきましては、不採択の通知を行い、その後の対応方針などを区のほうと相談をしております。また、行政区要望での集落内の道路改良路線につきましても、調査の結果についての対応方針を各行政区に回答を行っているところでございます。整備計画に搭載されなかった道路でも、一部を改良することで効果がある場合には、維持工事で行う局部改良工事や、交付金事業で舗装補修を行うことで改善を図るようにしております。

また、救急車が通れないなど、集落内の狭小な道路の拡幅要望につきましては、建物の移転や用地の取得が必要となることで時間を要しますが、地域からのご協力をお願いしながら進めておるところでございます。

舗装補修工事の実施につきましては、道路の路面調査で舗装の劣化度の数値と交通量などを考慮し、優先順位をつけて施工を行っております。

また、今年度からは、生活道路として利用されている里道に対しても、ふるさと甲佐応援基金を活用しながら整備を進めているところでございます。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。

町通学路安全対策一覧表がありますが、令和5年、2023年3月末が町ホームページ上に掲載をされております。約2年前のものになりますので改善も進んでいるものと思いますが、今議会資料の令和7年度2月末の町通学路安全対策一覧表を見ますと、対策事業は完了されている箇所も多いのですが、未定箇所が24か所や予定箇所が8か所となっていて、これから完了される箇所も少なくありません。

白旗校区の国道443号線、糸田中州地内コンビニ跡地前は、交通量が多く横断しづらい状況で、対策内容が、横断歩道の設置、または「学童注意」の看板・旗設置となっておりますが、対策状況は未実施となっております。対策内容を見れば、大がかりな工事は必要とされないものと思われそうですが、もう少し状況を説明していただければというふうに思います。

また、中学校区内の通学路で、田口橋で、通学路の状況は、改良により車道が広くなり、大型車両を含め交通量が多くなり、歩道がなく危険であるとあり、対策は検討中となって

おります。熊本地震被災により損傷した田口橋の架け替えの際に、歩道については議会においても議論となりました。当時の奥名町長も議会一般質問答弁で、安全性が確認できれば歩道の要望は続けると述べておられます。

時間の関係もあり、全ての対策未定箇所についての対応策について述べていただくことは難しいですので、この2点についての状況と対策についての答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。

新たな横断歩道の設置につきましては、町では横断歩道を設置することができず、御船署のほうにですね、要望を出しているところで、御船署のほうで判断されて設置が行われることになっております。設置未実施の場合にはですね、またその都度要望をしているところでございます。

それと田口橋の歩道の設置につきましては、こちらは熊本地震で車道のほうを拡幅工事をして改良したところですけども、歩道がついてないということで危険な状態でございます。こちらにつきましても、小川御船間道路整備期成会等でですね、熊本県のほうに設置要望を毎回行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この件についての質問は終わりますが、未定となっている箇所や予定されている箇所については、是非実施できるように働きかけを強めていただきたいというふうに思います。

次の質問に進ませていただきます。

2番目の学校司書の増員で図書教育の充実をとということで、学校図書司書の増員につきましては、過去4回、一般質問において取り上げております。令和4年、2022年9月定例会以来の質問となります。

令和7年度当初予算案、新規事業説明資料には、新たな子育て支援制度関連として学校図書館事業として、合わせて483万3,000円が計上されております。小学校が3年間で、中学校が5年間で、標準図書数を達成するとあります。説明として、本に親しみながら自ら学びに生かす子どもの育成のために蔵書数を拡充するとあります。

長い間、標準図書数に未達であったことから、標準図書数に拡充することは、このこと自体は大変いいことだというふうに思いますが、それを支える専門の人材は一人のままとはいかなものかというふうに考えます。人員を増やさない理由は何なのでしょう。これまでのように、一人でよくやっているという評価があるからなのでしょう。

令和4年9月定例会、私の学校司書に関する一般質問の蔵田教育長の答弁で、学校図書館図書標準達成がまず第一ではないかと考えているとありました。これから図書標準は達成する方向にあります。であれば、この機会に学校司書を増員して、図書教育を充実する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

熊本市は平成12年度、2000年度から、25年前から、市立全小学校93校、中学校52校に図

書司書を配置しております。県内自治体においては、宇土市をはじめ全校配置や複数校配置が増えております。令和５年度熊本県子どもの読書活動に関するアンケート調査結果によれば、小中学校に学校司書等を配置している市町村の割合は73.3%で2.2%増加、全学校に配置している割合は48.5%で1.6%増加し、ローテーションなどで配置している割合が減少したとあります。全県的に全学校配置は進んでいるというふうに思います。

一人のままでいいという根拠は何でしょうか。一人で5校を見るのと、1校を一人または複数の人で見るのは、どんなに能力の高い人材であったとしても、複数で担当したほうがいいのではないのでしょうか。図書の充実は、学校司書の充実も必要ではないのでしょうか。全校配置に進んでいる状況をどう考えておられるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それではお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、令和７年度から子育て支援の一環として、各小中学校の蔵書数を小学校では３年間、中学校では５年間の計画期間で標準冊数まで増冊する予定としております。

図書司書については、現在１名を雇用しており、各学校をローテーションで巡回していただき、図書室のレイアウトや空間づくり、そして学校の司書教諭等や児童生徒の図書委員会に対して、専門的な知識を生かしたアドバイザー的な役割も担っていただいております。

蔵書数が増加することに伴い、図書司書を増員させるべきとのご指摘ですけれども、今回の増冊に伴い、今まで導入しておりませんでした図書管理システムを各学校に整備することとしております。これにより、大幅に事務量が軽減する見込みとなっておりますので、学校司書の負担軽減につながり、今まで以上に各学校で進められております図書、読書教育へのアドバイザーとしての関わり合いが増えることで、その効果に期待しているところでございます。

また、全国的に全学校配置が進んでいるとのことですが、先ほど申し上げましたとおり、システム導入により負担軽減が図られると考えておりますので、現在行っておりますローテーションでの巡回についても今まで以上の効果が出てくるものと思いますので、増員については現在のところまだ検討いたしておりません。

以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○５番（佐野安春君） 文科省は第６次の学校図書館図書整備等５か年計画において、学校司書につきましては1,215億円を配分し、小中学校などおおむね1.3校に１名程度配置する予算というふうにあります。

令和４年９月議会において、国からの予算措置があるのではという私の問いに対して、蔵田教育長は、使途を特定しない一般財源として措置されているので、現状に応じた予算措置を取ると答弁されていますが、文科省の学校図書館と学校司書の現状（令和６年発行）においては、その25ページに地方交付税算定額の計算方法として、自治体の図書、新聞、

それに学校司書費として措置されています。地方交付税額を計算してみまじょうとされて、算定額が計算できるような例まで示してあります。この計算例で見れば、甲佐町では、学校司書費は小学校4校掛ける115万7,000円、合計462万8,000円、中学校は1校掛ける111万1,000円となり、合計すれば573万9,000円が国からの財政措置と考えられます。

文科省の第6次学校図書整備等5か年計画（令和4年度から令和8年度）には、学校図書館の整備充実として、図書の整備、新聞の配備、それに学校司書の配備を進ませるために年間480億円、5年間総額2,400億円の財政措置を行っています。当然それを受けて学校司書の配置を増やすべきではないかというふうに考えます。このことが子どもたちの教育の充実に結びつくのではないのでしょうか。

図書司書に関する今年度予算は265万6,000円です。一人増やして530万ほどです。5校に1名ずつ配置したら1,300万円ほどとなります。蔵書数の充実とともに、それを生かすための人材は必要なことではないのでしょうか。システムを改善したとしても、やはりそこに担当する人材があるのかないのかでは全然違うというふうに考えます。

各小学校においても、3年間で約1,500冊、中学校で約2,600冊を拡充すると予算案説明書にはありますが、3年から5年かけて整備するにも、図書の選定、収集、分類、廃棄など、システム以外にもいろんな作業が増えることが予想されるのではないかというふうに思います。その点の答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私もですね、読書・図書教育、これ非常に重要だと思っておりますし、学力調査の結果を見ましても、これ日本の子ども全体がそうだという結果が出ておりますが、読解力に課題がある。中でも本県の結果は、我が国の中でも読書による読解力ですね、そこに課題があるというふうに調査結果も出ておりますので、大きな課題だというふうに思っております。学校における読書教育、図書教育、これは主に国語の時間等で実施をするわけですが、それ以外にも図書に触れながら、子どもたちが本を読んで読解力を高めていくということは重要なことだというふうに思っております。

学校図書館図書整備5か年計画の財政措置でございますけども、国の財政措置、先ほど議員おっしゃられましたとおりでございますが、言われましたとおり一般財源としての措置でございます、補助金とか負担金とは性格の異なるものでございますので、本町の読書・図書教育の現状、どのような課題があるのか、何が必要なのか、取組に何か大きな課題がないのか、そのようなものをしっかりと検証しながら進めていくべきであるというふうに考えております。

本町の実情に応じました取組といたしまして、まずは、先ほど課長から答弁がありましたように、小学校で3か年、中学校で5か年かけて行うとしております新規の子育て支援施策の財政措置によりまして、各学校の学校図書館図書標準をまずは達成させる。そして、学校司書並びに各学校におります司書教諭、各学校の児童生徒によりまして図書委員会等々の学校の活動を一層充実をさせること、そして、そのような中で標準図書数が充足され、

図書管理システムが完全に稼働をした状況の中で、学校図書司書の増員についても検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 学校図書館が育てる力は、児童生徒の生きる力の育成に役立つものであり、さらには生涯にわたる学習の基盤形成にもつながるものです。学校図書館を学校の中で機能させ、その活動の充実を図る上で、学校教育のインフラの一つである学校図書館の整備充実を図るとともに、学校図書館の運営に当たる人の配置を図ることは極めて大事であるというふうに思います。

次の質問に進みます。3番目の大井手川流域整備をということです。

やな場から上豊内、緑町、岩下、横田の市街地を流れる地域について、その流域に鵜の瀬地区地域用水環境整備事業が農林水産省補助事業として平成10年、1998年から平成14年、2002年にかけて、水路の補強や水門等の流量調整機能施設の改修が行われました。町民や町を訪れる人たちに水と触れ合う憩いの場を提供するために、親水公園や遊歩道が設置されました。

完成から20年以上が過ぎて、施設の傷みがひどくなっていると思います。木材でつくられている橋やベンチなど、雑木が生い茂ったり草が生い茂り、ベンチがあることさえ分からないくらいの状態です。傷みがひどくなっているというふうに思います。やな場のすぐ下流域にあった、あゆやなこうえんのバーベキュー施設は傷みがひどく、撤去されております。

大井手川は農業用水であり、生活用水であり、町民の憩いの場を提供しているところでもあります。町なかを流れる大井手川沿いは、町外から訪れた方にとっても新鮮な思いがあるのではないのでしょうか。

今議会の全員協議会の中で出された甲佐町中心市街地活性化基本計画案においては、大井手川用水の流れる歴史ある風景は、町を訪れる来訪者の観光拠点となっているとあります。また、町中心市街地は、1608年に加藤清正によって開設された延長約7キロの農業用水路大井手川が流れ、町の長い発展の歴史を通じ、産業、行政、教育、文化など多方面で社会的、経済的な中心的役割を果たしてきたと著されています。

町中心部の甲南パーク付近は水害対策もあり、擁壁等が整備され、きれいになっておりますが、それ以外の上流部や下流部は維持管理が丁寧に行われてはいないような思われます。傷んだ橋の補修、また架け替えや周辺部の管理が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

大井手川の木橋につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、県営の補助事業を活用し設置しております。管理は町で行っており、毎年パトロールも実施しています。しかし、建築後、年数が経過し、補修等が必要と思われる木橋も多く、危険部分につ

きましては補修等を行っておりますが、全体的に劣化が進んでいる状態となっております。そのため、木橋を架け替えるのか、撤去するのか、あるいは補修していくのかなどのですね、方針を、大井手川を所有しています甲佐町土地改良区や地元の区長さんや住民の方々と協議していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 甲南パークから下流の甲南橋下流域は、通行するための橋や個人宅に行き来するための橋が多く架かっております。この流域の橋も老朽化が進んで、壊れている橋もあっています。

大井手川はやな場下流から甲佐高校前までが、鵜の瀬地区地域用水環境整備事業の範囲内と考えますが、橋が多く架かっている地域は、上豊内西宮地区付近からNIPPONIA甲佐疏水の郷付近までだというふうに思います。

このほかに架かる橋も、町を流れる大井手川の景観の一部ではないかというふうに思います。老朽化や自然災害による被災などで架け替えが必要な場合には、何らかの支援ができないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 大井手川に架かります個人で設置された橋梁につきましては、個人の都合上で、大井手川の所有者である甲佐町土地改良区の許可を得て設置されている個人資産であるため、公共施設ではありません。そのため、個人設置の橋梁の架け替え等に対し町が支援するというのは難しいと考えている状況になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 若手を中心にしたメンバーの皆さんによって作成された中心市街地活性化基本計画案には、川のある風景を生かせるような魅力的なまちづくりに向け、舗装整備を行うとあります。これから目に見えるであろう具体策は、オフィスの開設や舗装整備等であろうかというふうに思います。

やな場から横田地区の下流域付近まで、大井手川流域整備とともに、維持管理がきちんとされていない橋やベンチなどの施設等の維持管理や修復など、是非とも大井手川流域全体の整備をしっかりと視野に入れて実行されるようにと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 大井手川を含みますそういった景観とかですね、そういった大井手川を生かしたまちづくりということでのご提案だというふうに思います。

議員おっしゃられますとおり、大井手川というのは、町の中心、市街地の中央を流れておりまして、非常にですね、景観的にも風情があるものだというふうに感じております。

今後そういった、大井手川を生かしたまちづくりということで、町が実施する部分、それから、大井手川自体が土地改良区の持ち物になりますので、甲佐町土地改良区として管理される部分、それから地域の方々と一緒になって管理する部分、そういった部分をです

ね、それぞれの役割分担を図りながら、よりよい大井手川の景観を維持できるようにですね、今後町としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この大井手川の甲南パーク辺りというのはですね、橋の架け替えがあり、もう擁壁もきちんと整備されてですね、やっぱそこ付近に訪れる町外の方もですね、やっぱりそこを目指してお店を訪ねたりですね、散策をされたりというようなところがあると思います。

それで、大井手川がやっぱ甲佐町の大きな一つの財産でもあると思うんですよね。そういったところを生かせば、やはり町中心部でありますので、町全体の活性化にもですね、つながるというふうに思いますし、今ご説明がありましたが、橋についてもですね、公共的な橋もあるし、私的な橋もあると思うんですが、それがやっぱり見た目からもですね、いいものであれば、やっぱり、何ていいますか、今ある甲南パーク以外にもですね、やっぱり見る人が増えてくるのではないかとというふうに思いますので、是非、今考えられている中心市街地の活性化についてもですね、是非考えていただければというふうに思います。

次の質問に進みます。最後の質問になります。町ホームページのリニューアルが必要ではないかということです。

現在の町ホームページは、ウェブサイトとかほかの言い方もありますが、見やすく分かりやすいでしょうか。県下31町村を全て見ましたが、甲佐町を除く自治体は、公式ホームページを新たなものにしているというふうに思いました。自治体の中でのすばらしい風景などを紹介した動画を取り入れている自治体もあります。町民や町外の皆さんに見てもらえる、見たくなる公式ホームページの更新を是非とも進めるときではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

ホームページにつきましては、現代の情報社会において自治体の情報発信がますます重要になっていることを認識しております。特に住民の皆様が必要な情報を迅速かつ正確に得られる環境を整えることは、行政サービスの向上に直結するものと考えております。

現在のホームページは、スマートフォンやタブレット端末からアクセスが増加している中で、アクセスされる機器の画面のサイズに応じて画面サイズを最適化する機能となっておりますが、視認性や情報の整理、検索機能の強化も必要と考えており、今後改善を図ることとしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） ウェブから情報を行う世代が増えている最近では、自治体においてもホームページが重要さを増しています。使いやすさを変更することによって、見る人の満足度が上昇するものと思います。魅力あるホームページをつくっていくために、様々

な角度からの挑戦が必要であると考えます。町ホームページを見たい人を増やす、見ている人に満足度を向上させる工夫をしていただきたいというふうに思います。これからも魅力あるまち、ホームページづくりに頑張っていただきたいというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで、5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。50分から再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、荒田博議員の質問を許します。

6番、荒田博議員。

○6番（荒田 博君） 6番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の一般質問は1項目入れておりますけれども、防犯対策についてということで、防犯カメラの設置補助金についてということが質問の趣旨ではございます。

現在、全国的に犯罪等が増えておりますけれども、本町の、まず犯罪発生状況についてをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それではお答えいたします。

議員がおっしゃられますとおり、近年、全国的に犯罪の発生は増えております。刑法犯の認知件数、刑法犯の認知件数と申しますと、これは刑法に規定する犯罪の被害認知件数で、治安のバロメーターとも言えるものですが、これで申しますと、令和6年中、全国では73万7,829件認知しておりまして、前年比プラス3万4,478件、熊本県では6,723件認知し、前年比プラス549件でした。

犯罪の増加は、ここ御船警察署管内も同様でありまして、令和6年中における御船警察署管内の刑法犯の認知件数は245件で、前年比プラス7件でございましたが、ここ甲佐町にあっては、21件認知したものの、前年比マイナス7件でした。

甲佐町の犯罪状況につきましては、お配りしております過去5年間における御船警察署管内の空き巣被害の発生状況を見てもお分かりのように、空き巣被害を含めて、刑法犯の認知件数はここ数年横ばいで推移しておりまして、今のところ本町の治安は、他市町村と比べますと保たれているほうではないかと思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま担当課長のほうから犯罪件数についてご答弁いただきましたけれども、全国的には3万4,478件増加しており、県内では6,723件であるということ

でございます。ありがたいことに甲佐町のほうでは件数的には今少ないというような状況ではございますけれども、こういった背景の中、防犯カメラが犯罪抑止に有効と考えております。

甲佐町では増えておりませんが、ほかの自治体では、防犯カメラの設置など犯罪を防ぐためにどのような対策を講じられているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　お答えします。

県内市町村が行っております防犯カメラの設置事業について調べましたところ、県内では、来年度から開始する熊本市を含め幾つかの市町村が、町民や行政区などに対する防犯カメラの設置補助事業を行っております。

例えば、上天草市では、行政区などが設置する防犯カメラ1基につき限度額10万円で、設置に係る経費の2分の1を補助しております。また、芦北町では、町民と行政区等それぞれに補助を行っておりまして、個人からの申請には、防犯カメラ1基につき限度額7万円で、設置に係る経費の3分の2を補助、行政区等からの申請には、防犯カメラ1基につき限度額20万円で、設置に係る経費の4分の3を補助しております。

以上です。

○議長（宮本修治君）　　荒田議員。

○6番（荒田　博君）　今課長のほうから、他町の取組の状況をお聞きいたしましたけれども、ここで紹介しますと、高森地区防犯協会ということで、これは行政区がされているわけではございませんが、高森町と南阿蘇村が補助金をこの協会に出されて、1か所当たり50万円を上限に全額を補助するといったことをされております。

町民の方から新聞を頂きまして、これは令和5年10月30日の熊日の新聞でございますけれども、これで事件・事故の9件が確認できたということでございます。

そういった中で、防犯カメラの有効性には十分理解できるのではないかと思いますけれども、そういった中で、本町では防犯カメラによる防犯対策等の対策は何かされているのでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　お答えします。

犯罪手口の多様化、凶悪化が非常に進んでおります。防犯カメラは犯罪発生の抑止に加え、犯人の早期検挙につながる有効なツールであることから、現在本町では、甲佐町防犯カメラ整備方針に基づきまして、社会資本整備総合交付金を活用して、町主導で防犯カメラを設置しているところであります。

以上です。

○議長（宮本修治君）　　荒田議員。

○6番（荒田　博君）　町主導で防犯カメラを設置しているということでございますけれども、そういった中で、その整備方針に基づいて町内のどこに設置をされているのでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　お答えします。

防犯カメラの設置箇所につきましては、まず御船警察署と協議を行ってですね、甲佐町安全・安心まちづくり推進協議会の委員の方々のご意見を踏まえながら、令和10年度までに、不審者情報の多い場所や通学路、それから主要交差点などに、平成10年度までに計36か所設置する計画を立てておりまして、本年度末までに9か所設置いたします。

現在、今つけている場所ですね、これは令和5年につけたんですが、場所で申しますとですね、肥後そう川交差点、これは御船町との町境、そこに1か所、それと甲佐町役場の交差点、それと甲佐小学校先の交差点、それと乙女小学校先、変則五差路の交差点ですね。

それと今年度はですね、県道嘉島甲佐線芝原地区、嘉島町との町境、ここに1か所、それと国道443号線……。ああ、そうですね、間違えました。申し訳ございません、訂正させていただきます。御船町との境です。国道443号線の乙女橋際交差点。それと甲佐駐在所先の交差点と、甲佐高校裏門付近の交差点、それと町営住宅下横田住宅付近の交差点。ここ5か所、計9か所、本年度末までにですね。

いずれも、町境とか主要交差点、通学路、不審者の多い場所といったところにつけます。来年度はですね、7か所つけたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君）　　荒田議員。

○6番（荒田　博君）　　そういうことで町としては、防犯カメラをですね、社会交付金を活用して、現在4基で、今年度9基つけるということで、令和10年度までには36か所を予定されておりますけれども、町主導の防犯カメラも当然、町内から町外に出られるところを撮るということでございますけれども、各個人とか行政区の公民館とか、そういった部分を守る中では、そういった、先ほどご紹介いただいたような行政区や個人への負担も必要ではないかと思いますが、そういった部分を考えて、担当課としては今後どのようにやっていくのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　　すいません、先ほど私の答弁の中でですね、乙女橋際交差点、ここは国道443と言ってしまいましたが、県道でございました。訂正させていただきます。

荒田議員の今の質問にお答えいたします。

先ほど申しました防犯カメラの設置補助事業を行っております県内市町村のほとんどは、本町のように町主導で公道に防犯カメラは設置しておりません。町民や行政区などの求めに応じる形で行っていますが、合志市ではですね、町主導で防犯カメラを設置するとともに、行政区に対する設置補助事業も行っております。

したがって当町では当面は、先ほど申しました整備方針を基本にですね、町内36か所に防犯カメラを設置してまいりますけれども、闇バイトが絡む凶悪事件が社会問題化する中、町民の方がより安心して暮らすことができる環境をつくることを念頭に、行政区等

への設置補助事業を含め、最善策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういうことで担当課長のほうからご説明いただきましたけど、重なる点にはなるかと思えますけど、今までの経緯を踏まえて、安心、安全、快適に暮らせるまちづくりを目指される甲斐町長におかれましては、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。

まず、安心・安全なまちづくりの一環としてですね、この犯罪抑止という点で、防犯カメラというのは非常に効果的な手段であるというふうに私は考えております。

そのような中で、ここ近年ですね、全国的に犯罪が増加傾向にある中で、本町におきましては、現時点では横ばいで推移しております。これも町民の方々の防犯意識の高さに加えて、防犯ボランティアの皆様の熱意ある活動のたまものだというふうに感謝しているところでございます。

しかしながら、昨今の闇バイトが絡む強盗事件等をはじめ、北九州市におきます中学生殺傷事件、また長野駅前におきます通り魔殺人事件などを見ましても、犯罪の多様化、凶悪化は著しく、比較的治安のよいここ甲佐町におきましても、決して他人事ではないというふうに認識をしております。

こうした厳しい治安情勢を踏まえまして、本町では、安全・安心なまちづくりの一環として、犯罪の抑止と、それから警察との連携による犯人検挙を主眼に、町が主導して町内に防犯カメラを設置しているところでございます。

担当室長の答弁のとおり、行政区等への防犯カメラの設置補助事業につきましては、これは私もですね、非常に効果的ではないかというふうに考えております。今後は、犯罪の発生状況や町民の方々の意見、要望をしっかりと踏まえて、実施に向けて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま町長のほうから答弁をいただきまして、しっかり検討していただいてですね、まずは町が主導する防犯カメラの、まず36個の設置をですね、早急にしていただいて、是非本町が安心・安全で暮らせるまちづくりになるようにですね、祈念いたしまして、思いまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで、6番、荒田博議員の質問を終わりました。

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中孝義議員の質問を許します。

2番、田中孝義議員。

○2番（田中孝義君） 2番、田中です。一般質問通告書に基づき質問をさせていただきます。今回、1番に耕作放棄地の利活用、2番目に新たな子育て支援対策について、3番目に市街地活性化について、また質問をさせていただきます。

今回まず、1番の耕作放棄地利活用に関して、この質問をいたしますのは、甲佐町の過疎債もあと6年でなくなります。今まで、企業誘致などいろんな質問をしてきましたが、実際、結果として見えるものがなく、6年後が非常に不安でございます。

これについては、宮内山椒組合のですね、町長のマニフェストにもありますが、これを拡大することによって、甲佐町の一つの一大産業になるのではなかろうかと私は考えて、今回質問させていただきます。

それでは、まず最初に、耕作放棄地の利活用について質問をさせていただきます。

近年、農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加傾向にあると聞いています。耕作放棄地防止に関して、町ではどのような取組をされていますか。

また、農業をやめたい、農地を貸したいなど、話があった場合、どのようにになりますか。

農業委員や農地利用最適化推進委員という方がいらっしゃいますが、どのように周知されているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

農地につきましては、例年8月と9月に農業委員及び農地利用最適化推進委員によります利用状況調査を行っております。

その結果を踏まえて11月に、遊休農地については利用の意向調査を実施しているところになります。農地を貸したい人は幾つか条件がありますが、農地中間管理機構を通しての契約ができます。この幾つか条件があります農地中間管理機構を通しての契約以外に関しましては、各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員の方へ相談されるとアドバイスをいただけたと思います。

また、農業委員や農地利用最適化推進委員の周知につきましては、農業委員会に問い合わせさせていただきますと、各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員を紹介いたしますし、今後は回覧等を通じまして紹介していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 今、制度についてはですね、理解しました。

農業者の高齢化、担い手不足により耕作放棄地の拡大防止が必要でないかと思いますが、耕作放棄地に対する支援策はあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

町としましては、中山間地域におきましては、平成12年度から実施されています中山間地域等直接支払制度が、国及び地方自治体による支援制度と認識しています。この制度は、集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等に支払われる交付金になります。

内容としましては、まず、制度の対象となるものとして、地域振興立法で指定された地域において傾斜があるなどの基準を満たす農用地となり、活用をいただいております。また、平地に対しましては、本年度より創設しました甲佐町耕作放棄地利活用事業を活用いただき、この二つの事業を推進していきたいと思っております。

中山間地域等直接支払制度につきましては、田んぼが、急傾斜の場合が、20度以上が10アール当たり2万1,000円、緩傾斜の場合が、100度以上で10アール当たり8,000円、畑に関しましては、急傾斜が15度以上で10アール当たり1万1,500円、緩傾斜に関しましては、8度以上で10アール当たり3,500円以上となっており、町内の状況としましては、11月末現在、15集落が取り組んでおられます。耕作放棄地の防止等に取り組んで、耕作放棄地等の防止に活用されています。

それと先ほど申しました、町が創設しました甲佐町耕作放棄地利活用事業に関しましては、町内に住所を有し、解消後の農地に作付する販売農家が補助要件となっております。耕作放棄地を解消し、農地の保全のみの場合は10アール当たり2万円、耕作放棄地を解消し販売のための作物を植える場合は10アール当たり4万円となっております。これも今年度は現在2件の申請があり、9万円を支出しております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） ありがとうございます。

ところで、町は令和5年の11月に、宮内地区山椒生産組合とツムラとの三者間で連携協定を締結していると聞いています。この協定は、生薬を栽培することにより、鳥獣被害にも強いものが多く、軽作業が多いため、高齢者が多い地域でも対応が可能と聞いています。耕作放棄地防止に、生薬であるサンショウやミシマサイコを栽培することは非常にいい考えであると思います。

過疎地域指定が6年後に除外になるかもしれない状況の中、現在あさぎり町においても、ツムラとミシマサイコでの契約栽培を行っていると聞いています。あさぎり町では、町が6,500万円を投じて3年間支援し、農機具導入や施設整備等を実施され、順調に栽培農家や栽培面積を増やしていると聞いています。このように、あさぎり町は安定した生薬栽培を実施し、安定的な農業の収入を得ていると聞いています。

また、ミシマサイコは平地でも栽培ができると聞き、本町においても有効な作物と思います。本町においては、例えば町独自で暗渠整備などを行うなど、生薬生産拡大について何か支援をお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

これまでの支援としまして、昨年度ですね、裁断機等の導入補助を行っております。また、講習会や苗木配付、先進地研修等への同行も行っております。来年度も乾燥機の導入を考えていらっしゃいますので、令和7年度の当初予算へ計上させていただいております。

今後も耕作放棄地の防止や作業負担が軽く、高齢者でも安定的な価格で取引ができる生薬事業の推進を進めていき、必要な支援も行っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 今、担当課長からの答弁は理解できました。

先ほどから過疎債が6年でなくなるということを踏まえ、今後町の一大産業になると思っています。このような状況から、町長はマニフェストにも記載されていますので、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。

議員がおっしゃいましたことや担当課長から話がありましたとおり、生薬を栽培することは、鳥獣被害に強いものが多く、また軽作業が多く、高齢者が多い地域でも対応が可能ということから、今後の中山間地におきます農業の新たな可能性というものに大いに期待しているところでございます。そのようなことから、議員おっしゃいましたとおり、私もマニフェストに、宮内地区山椒を生かした里づくり事業への支援拡充及び町内中山間地への事業拡大を掲げているところでございます。

耕作放棄地防止に、生薬であるサンショウやミシマサイコを栽培することは非常に効果的であるというふうに思っております。今後も生薬事業を進め、栽培面積の拡大や安定的な農業収入を得るため、また、町の産業基盤を構築する一大産業であると思っております。町といたしましても、安定的な農業の収入減として、精いっぱいバックアップをしていきたいというふうに思っております。

加えまして、先ほど田中議員のほうからもご提案いただきました、町独自での暗渠整備の支援というようなご提案もいただきましたので、そこも含めてですね、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） ありがとうございます。

暗渠整備についてもですね、しっかり考えていただけるということで、実現してですね、甲佐町の一つの立派な産業になることを、私もしっかりお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。新たな子育て支援対策について。

令和7年度から始まる新たな子育て支援策については、昨日全員協議会で説明がなされ、本議会で予算審議することとしていますが、全員協議会で提案された事業のうち、変更が

あった事業については、先日の全員協議会にて説明いただきましたが、改めて、理由も含め説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 私から、昨日の全員協議会でご説明いたしました令和7年度からの新たな子育て支援制度につきまして、変更した分につきましてご説明いたします。

これまで検討した結果、事業自体を見送りましたものは、学び体験支援の中の遠征費補助と音楽コンサートの規模拡大の二つとなります。

また、一部内容を変更したものにつきましては、住まいに関する支援の中の定住促進助成金につきまして、拡充部分を見送り、結婚生活支援事業につきましては、国の制度に町独自施策として上乗せをしておりましたが、この町独自の上乗せ分を見送ったところです。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、引き続きまして私のほうから、変更に至った理由等についてご説明をさせていただきます。

まず、遠征費補助、また音楽コンサートの規模拡大につきましては、どちらも子どもたちのスポーツや文化芸術などを経験、体験してもらうことを目的に提案させていただいておりましたが、現在、町で進めております台南市安南区との友好交流協定について現在協議中でございます。本件が二つの事業にも関係することから、今回見送らせていただきました。今後の交流状況によりまして、再度提案させていただきたいというふうに考えております。

次に、定住促進助成金につきましては、昨年10月制定いたしました民間賃貸住宅建設補助金、それと、内容を一部改正しました住宅開発行為等支援補助金によりまして、現在、宅地開発を進めている状況でございます。建設状況を見ながら、必要に応じて改正を考えていきたいと考えております。

それから最後に、結婚新婚生活支援事業につきましては、国庫補助事業に町独自施策として上乗せをすることを考えておりましたが、他自治体の状況を踏まえた上で、上乗せ分については今回は見送ることといたしました。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 分かりました。

続いてですね、関連しますが、子育て関連事業について質問いたします。

以前テレビで、西原村が習い事給付金を実施されていると言われていました。西原村は昨年、移住者が増えた人気自治体ランキングで8位となっており、その理由の一つとして、この習い事給付金が挙げられていました。

今回町では魅力的な事業をご提案いただいているところですが、このような事業について、町としてはどう考えているのか教えてください。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 社会教育課のほうから、この西原村で実施されておりました子ども習い事応援臨時給付金の支給事業についてご説明申し上げます。

本支給事業につきましては、物価高騰に直面する子育て世代に対し、スポーツ、文化、学習などの習い事に取り組めるよう支援することを目的とし、臨時的な給付措置として、ふるさと納税を財源といたしまして、令和5年度に物価高騰対策事業といたしまして、事業費315万円で実施されておりました。

この支給対象といたしましては、習い事をしている、していないにかかわらず、村内の小中学生619名に1人当たり5,000円を支給されたものとなっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 西原の支援体制については分かりました。

甲佐町でも、人口増、若者誘致ということで、今いろいろ対策を練っておられます。こういうことはですね、今回西原村の例をとりましても、非常によい施策だと私も思います。これでですね、町がまたにぎわうようになればいいのではないかと思いますので、町長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、先日、提案理由の説明の中でも申し上げましたけれども、改めて私の思いについて申し上げます。

まず、全員協議会でも説明いたしました但、令和7年度予算編成に当たって、子育て世帯に対する支援制度の創設について本議会において提出させていただいておりますが、これらは、これまで私が申し上げてきた子どもの教育環境の整備の一環として考えているところです。このため、原則、所得制限などは設けず、町内の全ての子どもたち、全ての子育て世帯を対象としたいというふうに考えております。

ただし、やはり現在の社会情勢などいろいろな理由により、経済的に困窮されている子育て世帯の方々もいることは私も認識しており、このような世帯の子どもたちがきちんと学ぶ機会を得られるような支援の必要性は感じているところです。

このような中で、新年度予算の提案理由の中でも申し上げましたが、令和7年度予算編成に当たって、部落解放同盟甲佐支部及び全日本同和会甲佐支部の2団体から、町から同団体への補助金を減額し、この減額した分につきまして、町内の経済的な理由により学ぶ機会を得られない子どもたちへの支援に充ててほしいという、大変ありがたいご提案をいただいたところです。

このため今後はこの財源を活用させていただきながら、また、田中議員からのご提案もありました子どもの習い事への給付金も含めたところで、習い事などの教育に関する子育て世帯への経済的支援の創出を前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） ありがとうございます。今、前向きにご検討いただくということで。私もですね、これ町民の方から、こういうことがあって、甲佐町は何かならんですかと。そういうお話を聞いて今回質問に至りました。どうぞ、できれば実現できるようにして、真剣に検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

これまで中心市街地活性化に向けて、起業等応援施設の整備や中心市街地活性化基本計画の策定などに町は取り組んでいます、一番はにぎわいが必要と考えます。特に、町なかを利用する人が利用しやすいと思ってもらうことが大事だと思います。

そのためには、利便性の向上が重要だと考えていますが、今後の取組としてどのように考えておられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。

利便性の向上につきましては、中心市街地活性化基本計画案におきましても、課題の一つとして挙げております。

今後、町は計画を推進する上で、計画に掲げた方針に基づきまして、商店、商工会を含め、多様な主体と連携をしながら、課題解消に向けた取組を進める必要があると考えております。

また、利便性の向上につきましても、そのほかの課題と併せまして、地元事業者様を含めた関係主体と連携し、具体的に検討を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 分かりました。

次に、関連になりますが、利便性の向上として、町なかを利用する方が利用しやすい状況を整備することも必要だと考えます。

これまで高齢者の方から、膝が痛くてバスを降りてからの移動が大変という意見を何回もいただいています。シニアカーを活用するといいいのではないかと考えております。このことについて、町はどのように考えられるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

交通弱者も含め公共交通の在り方については、議会一般質問などにおいて、地域公共交通計画の策定を考えており、計画策定に当たっては実証実験を実施し、計画策定を進めていく旨の答弁をさせていただいております。

今期定例会において地域公共交通実証実験事業として令和7年度当初予算に計上しており、議員の皆様にご審議をいただくこととしております。

令和7年度におきましては、国の補助事業を活用し、実証実験を行い、令和8年度で実証実験の結果を検証、住民ニーズの把握のためアンケート等を実施し、地域公共交通計画を策定することとしており、令和7年度におきましても国の補助事業を活用することとし

ております。地域公共交通計画策定にあつては、議員ご提案いただいた件につきましても参考にさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 分かりました。

今回質問いたしました質問は全て町民の方からですね、私に寄せられた意見で、非常に若かんなよかばってん年寄りもちょっと考えてはいよってというようなお気持ちだったと私は思います。一番、そういうお買物とかされるのに、お年寄りとかがですね、町の中をまた、そういつてシニアカーで散策されるのも、また町のにぎわいにつながると思います。今後十分検討していただくことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで、2番、田中孝義議員の質問を終わりました。

しばらく休憩します。

井芹議員、午後から大丈夫ですか、午後から。

では、昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から再開します。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。よろしくお願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

さて、命を脅かす高額医療費負担上限引上げなどを含む2025年度予算が、4日、衆議院を通過いたしました。高齢者医療費の負担上限引上げでは、金の切れ目が命の切れ目であつてはならないと、全がん連をはじめとして白紙撤回や凍結を求めて大きな怒りの声が上がりました。国会では引き上げで財政影響について問われ、5,300億円の医療費抑制につながると答弁をいたしました。

子どもさんの数年にわたる大変ながん治療では、子どもの医療費無料化で命が救われたりしています。本当に金の切れ目が命の切れ目であつてはならないとの多くの国民の声で、ついに石破首相は高額医療費負担上限引上げを全面凍結いたしました。しかし、秋までには再検討するとしており、値上げどころか引き下げるべきではないでしょうか。

また、国民医療費の総額を年間4兆円削減も石破首相は国会答弁をしています。これまでも全世帯型社会保障改革の一環として、社会保障費や医療費の抑制、負担増を進めてまいりました。

今回質問をさせていただきます国保の都道府県単位化の方針の中にも医療費の適正化が上げられ、医療費の抑制や負担増が図られようとしています。私はこの国保の都道府県化

について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、国保の都道府県単位化についてでございますけれども、持続可能な保険制度改革を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法案が2015年4月に成立をいたしました。それを受けて2018年4月より国保の都道府県単位化がスタートいたしました。

スタートして8年目に入ろうとしておりますけれども、この間、この都道府県化によって国保加入者にどう影響が出ているのか、出ていないのか。さらに、熊本県において、2030年、あと5年後には保険料の統一が進められようとしております。その影響で考えられることはどんなことかなど、また、町の対応などについてどうお考えか、通告に従ってお尋ねをしてみたいと思います。

まず、現在の国保加入者の状況についてお尋ねをいたします。職業別構成や年齢別構成、所得構成などについて、まず、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） まず、国保加入世帯の所得金額についてですが、これは令和6年度6月の国保の課税の資料では、加入世帯1,492世帯のうち、所得金額100万円未満の世帯が965世帯、加入世帯数のうちの65%、100万円から200万円未満が271世帯、18%、200万円以上の世帯が256世帯、17%といった構成です。

それから令和6年4月1日現在です。被保険者数2,265名のうち、年齢別の内訳は、0歳から19歳が192名、全被保険者数の8.5%、20歳から39歳が232名で10.2%、40歳から59歳が439名で19.4%、60歳以上が1,402名で61.9%です。

それから国保の職業ということですが、これは全国の国保世帯主の職業が分類されたものが厚生労働省にございまして、令和5年度の国民健康保険事業実態調査とありますが、これでは、無職が41%、事業者に雇用されている被用者、会社員などが29%、自営業者15%、その他15%とされています。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 職業につきましては、令和5年度の国のデータで答弁いただきました。見ますと、昭和40年代はですね、農林水産業や自営業の方が7割を占めていたわけですが、現在は無職の方が41%、これは主に年金生活者の方になると思いますけれども、また、被用者の方は29%ということで、これにつきましては非正規労働者の方も多いというふうに考えます。我が町の状況もほぼ同様な状況だろうというふうに考えます。

年齢構成では、60歳以上の方が61.9%、所得階層では、100万円、200万円の単位で答弁いただきましたけれども、200万円以下を計算いたしますと83%になります。高齢者や低所得者の加入が多く、また、医療費につきましては県のデータ等を見ますと年々増えているような状況です。

こうした状況で、今後、加入者の推移も含めまして、国保の状況についてどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 国保被保険者の方の推移といたしましては、まず、町の年齢構成として40歳未満の被保険者数が少ないということになりますので、今後もしばらくの間は自然に減少していくというふうに考えております。

それから、国のほうで被用者保険の適用拡大が言われておりまして、この被用者保険ですね、社会保険の事業者の規模要件などが撤廃されていきますと被保険者数が減っていくというようなことのでございますので、そうなりますと、所得がある方もやや減ってくるといようなことが考えられると思われまます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今答弁いただきましたように、今後の国保財政につきましては、被用者の社会保険へのですね、移行が増えるのではないかとということですが、ますます加入者の減少と被用者の減少で、国保財政はですね、一層厳しくなるということが予想されます。国保はですね、社会保障でありますので、本当に弱い立場のですね、加入者の健康や命を守るためにはですね、何といたっても国の負担増が必要だというふうに思います。

こうした国保状況の中でですね、国保の都道府県単位化がですね、今、実施されているわけですが、改めてその目指すもの、また、県と町の役割についてですね、改めてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 国民健康保険ですが、これは会社員ですとか公務員の方などの被用者保険の加入者を除く全ての方を被保険者とするといった公的医療制度ですので、高齢者ですとか低所得者の加入割合が高く、また、医療費水準も高いということで、特に小規模な市町村では財政運営が不安定になるということが構造的な課題とされておりまして、そこで、持続可能な医療費保険制度を構築して国民皆保険制度を堅持するためということで、平成30年度から国保を都道府県単位化するような国民健康保険法の改正がされてきたということでございますが、ここでは、県が国保財政運営の主体となりまして、安定的な財政運営ですとか効率的な事業運営など、国保運営の中心的な役割を担う。それから市町村は、被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業などの事業を引き続き担うとされております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今、国が目指すもの、そしてまた都道府県単位化についてのですね、理由、それから県、町の役割について答弁をいただいたんですけれども、都道府県がですね、国保運営の主体になるということで、それぞれの役割は分かりましたけども、国保財政の仕組みですね、その点がどう変わったのか、それによる町財政への影響についてお尋ねをいたします。また、どういうふうに変ったのか、仕組みについても簡単に結構ですので答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 国保財政の現在の仕組みといたしましては、まず保険給付が一番大きな、国保財政の中では、国保会計の中では大きな支出になります。この保険

給付費に関しましては県から全額が給付される、市町村に来ますので、町はそれで支払いをすればよろしいということになります。

一方、保険税に関しましては、これを財源に県に納付金として納付するということになりますが、この納付金に関しましては、県がまず、1年間に県下全体で必要になる保険給付費の総額を推計します。それから県のほうにも国保の保険者を支援するような交付金ですとかが国から来ますので、そういった収入を推計します。

1年間の保険給付費の総額から、県に入ってくる保険者支援の収入金額を差し引いたものが市町村全体の納付金ということになりますので、この納付金を市町村ごとに示してこられます。町はその納付金を、保険税ですとか、町自体に入ってくる保険者支援の交付金がございますので、そういったものを財源に県に納付金を納付するというふうな流れになっております。大まかには以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それによって、町のですね、財政といいますか、運営についてはですね、どのような変化があったのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 町といたしましては、保険給付費に必要な財源としては県から入ってくるということになりますので、財政の安定化が図られる、国保財政の安定化が図られるといったことが期待されております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町の国保の運営面ではですね、今答弁いただきましたように、安定化が図られるということですけども、加入者にとってはですね、どういう影響が出たのかですね、という点についてはですね、都道府県単位化後ですね、甲佐町ではこれまで税率改正が3回行われたというふうに思います。引き上げられているわけですけども、その理由としてですね、県への納付金のためという理由が上げられております。

また、国は国保税の上限を、毎年のようにですね、これも引き上げておまして、都道府県化以来13万円も引き上げられております。また、2025年度も3万円引き上げられようとしております。加入者にとりましては、この都道府県化により加入者負担は増加しているというふうに思います。

昨年度決算でも、甲佐町の1人当たりの保険税は10万2,000円になっております。御船町でも、都道府県単位化により、県が示した保険料率に近づけるため、段階的に保険料を改定していくとしておまして、令和6年度の保険料率を改定されておられます。40歳代夫婦子ども2人、所得300万円の世帯では年間6万7,000円を増額されておられます。

今までも国保税の負担は重く、所得400万円の4人家族で比較をいたしますと、年間の支払いは協会けんぽの倍近くになっております。物価高騰の中で苦しい年金暮らしをされている高齢者など低所得者に対して、これ以上の負担は避けるべきです。加入者の負担軽減などに充てるため、全国知事会、市長会、町村会は、国への国庫負担の引き上げで協会けんぽ並みの負担を求めています。

ぜひ町においてもですね、住民の負担軽減に向けて、国保の負担軽減に向けてですね、声をですね、県や国に上げてほしいというふうに強く考えますけれども、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩　午後１時16分

再開　午後１時17分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君）　県の国保の市町村単位化ということで、財政の安定が期待されるということで答弁をいたしました。が、保険給付費に関しましては県から入ってきます。ただその納付金をですね、県のほうに納付しなければならないという部分がございます。

その関係でですね、町のほうの国保ではですね、これまで保険税の見直しを平成30年度以降3回、増額のところでしておりますが、これに関しましては、納付金の納付がどうしてもできないような状況、それから赤字が見込まれて、そのようなことで基金も次第に枯渇してしまうというようなこともありましたので、将来を見越してですね、標準保険料率を見越して見直しをさせていただいたところでございます。

被保険者の方の負担が軽減が図られるようにといったことで要望をということでございますが、今後、令和12年度にですね、県のほうでは保険税の保険料率の統一化ということが計画されております。そこに向けてですね、細かいところですね、今後どのようになるかということも明確に示されていない部分もございます。

そういった中で、今、町としては、できるだけ現状維持でいきたいというふうなことで試行錯誤をしているところでございまして、今後の動向を見極めながらですね、そこは考えていくべきところだと考えておりますので、今の時点でそういったことは特に念頭にございません。以上でございます。

○議長（宮本修治君）　井芹議員。

○9番（井芹しま子君）　都道府県化によってですね、県にしる国にしる十分しっかり見ているということではないかもしれませんが、やっぱり加入者への負担増についてですね、どういうふうに捉えるかということについてはですね、なかなかその項目がですね、出てこないんですね。そういったことで、今のやっぱり国保の現状、加入者のですね、負担の現状を見ますと、やはり全国知事会、それから市長会、町村会がまとめているようにですね、やっぱりこのことに呼応してですね、しっかりと町のほうもですね、発言をしていただきたいということで質問させていただきました。

今、保険料統一というようなことが答弁にありましたので、次に、保険料水準統一加速化プランというのがですね、2030年までに全ての都道府県で納付金ベースでの保険料水準

の統一がですね、実現するよということで目指されておりまして、熊本県でも2030年、あと5年後にはですね、保険料・税の水準統一化が予定されているわけですが、この水準統一化とはどういうことなのかということをごすね、まずちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） これは保険料率の統一化ということでございまして、県内のどの市町村の被保険者であっても、同じ所得で、同じ年齢階層で、世帯構成が同じということであれば、県内の皆様は保険税額が同じ額になるといったことになります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今答弁いただきましたけれども、保険料統一に当たりましては、格差のある自治体のですね、医療水準は反映されないということですが、統一化によってですね、あくまでも加入者の負担がどうなるのかですね、非常に懸念されるところでございます。あわせてですね、保険財政ですか、町への統一化によっての影響はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 現在町は、県から示されました標準保険料率というものが毎年度示されますが、これを参考に町で保険料率を決定し、被保険者に保険税をお願いしております。納付いただいた保険税ですとか、国県から町に保険者への支援するための交付金というもので支払われたものを財源にして、県から示された納付金を県へ納付しているところです。

県のほうでは令和12年度に保険料率を統一するとされておりますので、統一された保険料率と異なる保険料率を町で決定することはできませんので、必然的に町が自由に使えるお金はなくなってくるということが考えられますが、現在、国保会計の支出の7割を占める保険給付費は、その全額が県から支給されてまいりますので、保険給付費に関しては財政運営上の懸念がなくなるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） これまで保険税を決める県への納付金は、甲佐町では医療水準が反映していたため、県が示す標準保険料も高く、保険料の引上げにつながっていたというふうに思いますけども、保険給付に対する財政運営上での懸念はなくなったと答弁いただきましたが、統一化のためにですね、県は国保財政の赤字の解消をですね、統一化前までにですね、求めています。

令和3年度を見ますと、27自治体が黒字、18の自治体が赤字になっております。また、熊本市などは収納率が低く、そのために法定外繰入れを22年度で3億5,000万円も支出をしております。また、自治体によりましては、こうした法定外繰入れをして保険料の負担軽減を行ってきております。

しかし、国や県は都道府県化に当たりましてこの法定外繰入れの解消を強く指導してお

ります。これをなくすとなりますと、全体の保険料の引上げは避けられないのではないかと
いうふうに考えます。都道府県化はまさしく加入者の負担増と医療抑制を図るものにな
っているのではないかと考えます。

さきに保険料水準の統一化を実施いたしました大阪では、保険料が高い自治体トップ50、
これは全国のですけども、全国のトップ50のうち30自治体が入っております。保険料の水
準統一化についてはですね、こうした状況を鑑みましてもですね、反対をすべきではない
かというふうに考えます。

これについても国や県に対してですね、要望すべきだというふうに思いますけども、こ
れについてはですね、町長におかれましてはどうお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） お答えいたします。

ただいま住民生活課長のほうが答弁いたしましたけれども、今後の国保につきましては、
令和12年度に県の統一化に向けて現在動いているところでございます。これにつきましては
は、全体的な動きですので、それと合わせて本町も行くべきだというふうに思っております。

ただ、井芹議員がご指摘されるように、この統一化によっていろんな甲佐町の被保険者
の国保税額ですかね、支払いが高くなったりするのはよくないというご意見もいただきま
すし、そういったのも全て含めてですね、今後いろいろと検討はしておりますが、先ほど
も答弁しましたように、現在甲佐町では令和12年度からの県の都道府県統一化に向けて現
在進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ぜひとも、国保料のですね、加入者負担につきましてはですね、
十分意見もですね、出して、住民の立場に立ってですね、意見を述べていただきますよう
にお願いを申し上げます。

次に、保健事業、健康づくりについてお尋ねをしたいというふうに思います。

県は国保の安定的な財政運営を確保するため、支出の中心である医療費の伸びを抑え、
被保険者の健康の保持増進を掲げています。

甲佐町は医療費が高いと言われておりますけれども、しかし、病気の方がしっかりと必
要な治療や受けたい治療を受けられるようにするのは当然ですけれども、また一方で、健
康寿命を延ばして、また、病気の早期発見、早期治療で住民の健康を守り、医療費の抑制
につなげていく、こうした取組も非常に重要でございます。

現在の町の医療費の状況と課題等について、まずお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 近年の町の保険給付費についてですが、その総額ですが、
令和3年度11億214万4,000円をピークに、令和4年度10億8,669万円、令和5年度10億40
万円と減少傾向が見られているところです。この大きな要因としましては、被保険者数の

減少ということが考えられます。ただ、1人当たりの保険給付費につきましては、令和3年度41万2,634円、4年度43万3,397円、5年度42万2,961円となっております。その前も含めたところで、これまでのところやや増加してきているような傾向でございます。

これは、高齢化ですとか生活習慣病の有病者が増加していることなどに起因しているというふうに考えられまして、町では、令和6年度から6年間の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しまして、特定健康診断受診率の向上、特定保健指導実施率向上による、メタボリックシンドローム該当者や予備軍の方への保健指導などを通じて、医療費が高額になる脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病腎症による人工透析、このような被保険者の減少に向けて、現在取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 甲佐町では1人当たりの保険給付費はやや増えているということですが、生活習慣病の方が増えているという答弁がありましたが、皆さん、これについては、誰もが思っておられるというふうに思いますけれども、特定健診など健診による早期発見。早期治療は本当に重要というふうに考えます。

甲佐町では、特定健診、がん検診等が行われておりますけれども、保健事業、健診内容、負担増は、近隣を見ますと自治体で様々でございます。甲佐町の検診対象は、全てではありませんけど、40歳からですけれども、こちらも全てではありませんけれども、美里町や山都町は20歳からとなっているなど、負担についても山都町などは随分低く抑えられております。節目健診などについても対象年齢に違いがあります。

国保加入者の80%以上がですね、200万円以下という所得であることを考えますと、住民の病気の早期発見、早期治療で健康づくりを進めていくためには、より多くの方が検診が受けられるようにすべきだというふうに考えます。そのためにもですね、検診費用の負担、対象年齢など、改めて見直しが必要なのではないかというふうに考えますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） まず、甲佐町の特定健診についてご説明いたします。

これは国民健康保険等後期高齢者医療保険、後期高齢者医療に該当する方になりますが、健康診断としては、まず、20歳から39歳の方のわっかもん健診ですね、それから、40歳から74歳の方の特定健診、これらを7月に実施しております。75歳以上の後期高齢者医療の方の健診を8月に、これはそれぞれ7月、8月とも集団健診として実施しております。体格検査、血液検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、それから医師の診察などになります。いずれも国民健康保険法と高齢者の医療の確保に関する法律で規定されている検査になります。費用につきましては、自己負担が1,000円ないし800円としております。

それから、他のがん検診につきましては、健康推進課長のほうからお答えいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） がん検診等につきましては、健康推進課のほうからお答えします。

町では、さきに説明がありました特定健診のほかに、肺がん、大腸がん、胃がん、乳がんなどの各種がん検診、腹部超音波検診、肝炎ウイルス検査など、7月、8月及び12月の集団検診で受診することができます。検査内容によって対象年齢等は違いがありますが、子宮頸がん検診につきましては20歳以上の方が受診できます。また、検査内容ごとに費用が異なりまして、検査費用が約2,000円から約8,300円に對しまして、個人負担は600円から3,000円となっております。

各種がん検診等の費用に対する支援についてのご質問ですが、これらの検査は国県の補助が少なく、個人負担を除いてほぼ全額が一般財源で実施しております。令和7年度の予算について説明いたしますと、個人負担を除いたがん検診等の委託料が1,624万2,000円、このうち国県の補助は約20万円と見込んでおります。

委託料も物価高騰等の影響があるなど予算的な面もありますので、ほかの市町村の事例などを調査していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国保加入者の健診につきましては、保険料だけはですね、非常に高い割にはですね、こうした検診については、国の補助が少ないということについてはですね、非常に怒りを持ちました。

個人負担はですね、希望する項目によって違うということですが、がん検診等でですね、女性の場合、肺がん、大腸がん、腹部超音波、胃がん、子宮がん、乳がんなどを受けるとなりますと、8,200円ほどになります。特定健診も受けますと9,200円でございます。

一般の病院で受けるとなりますと二、三万円では済まないということで、十分にこの健診をですね、活用すべきだというふうに思いますけども、実際は家計的にちゅうちょされることも多いのではないかとこのように考えます。ぜひ、他町のですね、調査もですね、進めていただきながら、その内容についても、また費用についてもですね、検討いただきたいというふうに思います。

次に、今実施されております未就学児の均等割の軽減についてお尋ねをいたします。

この点については、私は18歳までの拡大を求めたいというふうに考えております。保険税の算定には、医療給付分、後期高齢者支援分、介護給付分など、それぞれについて所得割、平等割、均等割があります。介護納付金については均等割はありませんけども、所得での軽減がない場合、医療費給付分で1人3万円、後期高齢者支援分で1人1万円となっております。子どもさんに対しましても合わせて4万円の負担が生じております。

国はこの均等割について2022年より、未就学児についてはですね、半額としております。子育て世帯にとって、未就学児のですね、軽減は一步前進ですが、子どもさんが増えると負担も大きく増えるという、これは少子化対策、子育て支援といった国としても自治体としても大変力を入れている中で、この軽減は拡充されるべきだというふうに考えます。

子どもの均等割の対象拡大について町での独自取組ができないのかですね、この点についてお尋ねをいたします。そうした場合の費用についても試算できておられれば、それに

についてもお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者についての均等割額の半額の軽減でございますが、これは令和4年度の税制改正以後のものになりますが、4年度85万1,301円、5年度73万8,452円、6年度60万4,160円を減額がなされているところですが、この均等割の減額に関しましては、その相当額が国県から補填をされるというものになっております。

この半額の減額につきまして、これを18歳未満まで拡大するということになりますと、これは全額一般財源ということになりますが、国保のですね、直近の被保険者数から単純計算いたしますと、6歳未満を除く18歳未満の被保険者、6歳から18歳の被保険者の方が135名ということですので、単純計算いたしますと、4万円の半額の2万円をこれに掛けて、270万円が保険税収入の単純に減額になると試算されます。

そういったことで、国の国保会計は、先ほど申しましたが、保険税のほか、保険者支援のための国県からの交付金などを、被保険者の方に納付いただいた保険税と合わせて県に納付金を納付している現状です。そういうことで、国保会計の財源不足ということが懸念されてまいります。

令和12年度には県の保険料率が統一されるということですので、町の独自の保険料率は決定できません。そういったことになりますので、必然的に独自の事業を行う財政的な余地が見込めなくなるとということが考えられますので、現時点では均等割額の軽減の拡大は無理な状況にあると考えます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 18歳まで減額を拡大した場合はですね、270万円ということで答弁をいただきました。

都道府県化によってですね、財政の余裕がなくなって、独自の事業の余地もないということですが、この減免によります一般会計の繰入れは、県が指摘しております解消すべき法定外繰入れにはならないというふうに思いますので、実施をしている他の自治体を見ますと、一般繰入れというような形でこの軽減策を実行しておられます。

対象となる子どもさんも135名と多く、一般会計からのですね、繰入れの検討をぜひ求めたいというふうに思います。

さて、物価高騰対策について、最後ですけども、お尋ねをしたいというふうに思います。

今年も食品の値上げはすさまじく、今年は2万品目に達すると言われております。民間のデータによりますと、2022年が2万6,000品目、23年が3万2,000品目、24年は1万3,000品目が値上げをされております。昨年より米の高騰も続き、5キロは4,000円超えです。育ち盛りの子育て世帯にとりましては、本当に深刻だというふうに思います。

こうした中、国は、物価高騰対策として昨年12月に補正予算を成立させまして、重点支援地方交付金として、住民非課税世帯1世帯3万円と、同世帯の子ども1人2万円の給付を決め、5,000億円の予算を組んでおります。また、自治体向けにおきましては、推奨事

業メニューとして6,000億円の予算を組んでおります。この中で町へ交付される金額と予定しておられます事業についてお尋ねをいたします。

私は、住民非課税世帯への給付はもちろん当然だと考えておりますけども、非課税世帯だけではなく、物価高騰に苦しむ住民への支援もですね、広げてすべきではないかというふうに考えておりますので、令和5年度に改めてですね、町はどういった独自事業をやったのか、そしてまた、この6年度の補正についてですね、町の独自事業についての予定について、まずお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。令和5年度国補正予算における物価高騰対策事業の実施状況についてお答えいたします。

令和5年度国補正予算における推奨メニューといたしまして実施した物価高騰対策事業につきましましては、低所得者世帯を対象とした給付金事業、家計急変世帯への7万円の給付、LPGガス利用世帯への補助、学校給食事業に対する補助、上水道及び簡易水道基本料金の減免、インターネット販路を活用した販売に対する補助を行っております。

次に、令和6年度国補正予算における推奨メニューになりますけども、実施の予定といたしまして、低所得者世帯を対象とした給付金事業、全町民に対し1人当たり2,000円のふるさと応援チケット事業、LPGガス利用世帯への補助、学校給食事業に対する補助及び令和5年の国補正予算の物価高騰対策を財源に実施しております上水道及び簡易水道基本料金減免の事業に一部財源を充当し、実施することとしております。

今回、国予算では甲佐町につきまして、4,906万3,000円が推奨メニュー枠として本町に交付されております。令和7年度1月に専決した令和6年度一般会計補正予算（第5号）、また、令和6年度一般会計補正予算（第6号）及び令和7年度一般会計予算に計上しており、ご審議をいただくこととしております。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国からの交付金がですね、今答弁いただきました4,900万円程度ということで、その中で実施する事業を答弁していただきましたけども、物価高に苦しむ多くの住民の負担支援を求めていますけども、答弁にありました交付金内での事業はですね、やっぱり不十分だというふうに思います。

もともと国の支援がですね、不足しているのがですね、一番ではありますけども、中小企業の賃上げも厳しい、年金も目減りする中、ここは町ですね、負担の増額など、改めて検討を求めたいというふうに思いますけども、再度その点について町長の答弁を求めて終わりたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま井芹議員からのご質問の物価高に苦しむ町民への対応ということで、さらなる拡充をしたらどうかというようなご質問かというふうに思います。これにつきましては、私も十分にですね、町民の皆様方が、ここ直近の物価高によって生活に苦しんでおられるということは十分承知しております。そういった中で今回、ただい

ま企画政策係長のほうが説明しましたように、国の交付金を活用してですね、そういった物価高騰対策等については、町のほうでも取り組んでいるところでございますし、今後におきましては、ふるさと納税等も今ございますので、そういった財源を活用しながら、そういった物価高騰対策、町独自でできる対策等について今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ぜひそのようにですね、前向きに検討をしていただくということでございますので、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告全て質問は終わりました。

しばらく休憩します。2時から再開します。

休憩 午後1時47分

再開 午後2時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第2、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

専第2号、専決処分書。

地方自治法179条第1項の規定により、下記事項を専決処分するものでございます。

令和7年1月16日、町長名です。

記。1、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億8,468万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億1,060万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和7年1月16日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15、国庫支出金に5,740万円を追加し、15億2,113万8,000円としております。2の国庫補助金です。

款18、寄附金に25億円を追加し、68億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に2,728万4,000円を追加し、14億1,965万7,000円としております。

歳入合計、補正前の額130億2,592万2,000円に25億8,468万4,000円を追加し、156億1,060万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1、議会費に6万円を追加し、7,406万4,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に10億円を追加し、41億3,735万円としております。1の総務管理費です。

款3、民生費に5,782万3,000円を追加し、22億4,687万8,000円としております。1の社会福祉費です。

款6、商工費に15億2,680万1,000円を追加し、45億1,197万2,000円としております。1の商工費です。

歳出合計、補正前の額130億2,592万2,000円に25億8,468万4,000円を追加し、156億1,060万6,000円としております。

今回の補正につきましては、国補正予算成立を受けて実施される住民非課税世帯への給付金事業の実施及び、ふるさと納税、ふるさと甲佐応援寄附金の受入額の急増に伴う寄附金受入額及び返礼品などの運営経費の増額の補正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。今回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として5,740万円されていますけども、専決でございますが、これは3万円の給付かなと思いますが、本町では手続等はどうなっていますでしょうか。いつ頃支給されるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） こちらの5,740万円につきましては物価高騰対策分になります。住民税非課税の世帯に3万円、子ども加算として2万円の分になります。

こちらのほうにつきましては、3月中にですね、該当者に対しまして通知を順次発送する予定で、振り込みにつきましては4月下旬以降に振り込む予定にしております。以上で

す。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 3万円と子どもさんの2万円ですけども、対象者はですね、何名ぐらいおられるのか、ちょっとその点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 対象者につきましては、住民税非課税世帯をですね、1,640世帯を今のところ見込んでおります。子ども加算につきましては210名を予定しております。これはあくまで予算のための見込みの数となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） これは私が強く指摘することについてちょっと考えるところありますけれども、4月下旬にされるということだけでも、やっぱり物価高騰で苦しんである方に対してもう少し早くできないものなのか、なぜ4月下旬になるのか、その点についてちょっと教えてください。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 1月にですね、専決処分をさせていただきまして、その後ですね、システム改修、またチラシ等も作りですね、今準備しております、その準備が大体3月の中旬ぐらいにできます。それから順次該当者の方にですね、発送することになっております。

それに発送した後ですね、少しでも早く支給するために、4月の1か月後ぐらいを目安に、順次振り込みをしたいというふうに考えるような状況です。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 一生懸命やっておられることは分かりました。

やっぱりこれは、一回出して返事をもらうというか、申請主義だからそうなるんですか。それとも……。いやちょっと、素人考えだからあんまり言うのはあれだけど、これまでもずっと結構こういった給付金はどんどん今までもやってきていて、大体対象のところもほぼ変わらないだろうという思いがあるもんだからこういう。ちょっと無理な質問をしないと私は思うとるけども、やっぱり4月下旬頃になるということに、段階を踏んでいけばそういうふうになるということなんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 今までですね、給付金のほう、何度もですね、振り込んでおります。基本的にですね、プッシュ方式でというところですね、該当すると思われる方にはですね、申請書という形で、確認して申請していただく方もいらっしゃいますし、確認が必要な方もいらっしゃいます。確認が不要で、そのままですね、振り込む方もいらっしゃいます。ただ、口座の変更とかある方はですね、そちらのほうをまた改めて申請していただくことになることになりますので、若干事務が発生するところもあります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 歳出予算の 8 ページですけれども、今本田議員とか荒田議員が尋ねられた内容と一緒になんですが、社会福祉費の時間外手当、それと通信費、物価高騰による委託料、これがありますけれども、この時間外については、先ほどの人数とも関係してくると思いますけれども、職員の方何名ぐらいで何時間ぐらいを予定されているのかと、その時間で対応は十分なのかということと、給付金の対象者と思われる方の人数を教えてください。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まず、時間外につきましては、職員 4 人分ですね、計上しております。3 か月ほどの分をするような形で計上しております。

対象者数につきましては、住民税のですね、非課税世帯の方が大体 1,640 世帯を予定、子ども加算としまして、子どもの人数的には 210 人を今のところ見込んでいるところになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 4 番です。対応する時間ですけれども、先ほど 3 月中旬發送予定ということでしたが、その辺のスケジュール的なものは大丈夫ですか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 今、チラシ等をですね、準備をしておりますので、3 月のですね、中旬以降にですね、該当者に順次發送していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 3 番です。承認第 1 号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、補正額で 25 億 8,468 万 4,000 円の増額となっております。主なものとしたしましては、指定給付金の増額をはじめ、物価高騰対応重点支援地方創生交付金並びに財政調整基金繰入金の増額ということで説明をいただきました。

予算の専決処分が行われたものでございますけれども、中でも物価高騰対策に関連するものにおきましては、住民の暮らしに直接影響することの緊急性に鑑みれば、本予算の補正につきましては、何ら異議なく賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第 1 号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された町長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

専第12号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものでございます。

令和6年12月26日、町長名です。

損害賠償について。

1、件名。ソフトボールの接触による車両の損傷。

2、事故発生日時。令和6年9月6日金曜午後2時30分頃。

3、事故発生場所。甲佐町立龍野小学校。

4、事故発生状況。体育の授業中、児童の投げたソフトボールが暴投し、ネット裏に駐車してあった車両に接触、助手席側上部を損傷させたものでございます。

5、損害賠償額9万8,683円で、過失割合については町100となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。この発生状況等のことについてお尋ねなんです。が、体育の授業中に児童の投げたソフトボールが暴投しとありますけれども、そしてまた、ネット裏にあった車に接触したということですが、ソフトボールが暴投して車がどういった状況に……。駐車場に止めてあったのか、それともただ玄関先に置いてあったのか、その辺は分かりますか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、私のほうから説明いたします。

これは龍野小学校で起こった事案でございまして、龍野小学校へ入ってすぐに駐車場がございまして、その裏に防球ネットが張っております。その裏で子ども同士でキャッチボールをしていたと。で、投げたボールがちょうどその防球ネットの上の鉄の部分に当たって超えてしまったと。それで、駐車場に止めてあった車にバウンドしてどんと当たって傷がついたということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩　午後２時16分

再開　午後２時20分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第１号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第４　報告第２号　専決処分の報告について

○議長（宮本修治君）　日程第４、報告第２号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君）　報告第２号についてご説明申し上げます。

報告第２号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

令和７年３月７日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

専第１号、専決処分書。

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したものでございます。

令和７年１月７日、町長名です。

損害賠償について。

- １、件名。町道の穴へ落下による自動車の損傷。
- ２、事故発生日時。令和６年11月29日月曜午後６時頃。
- ３、事故発生場所。甲佐町大字南三箇740番地１地先。
- ４、事故発生状況。町道南三箇中山線を走行中、夜間で前方の穴に気づかず落ちてしま

い、フロントバンパーの下部を損傷した。

5、損害賠償額。2万966円。過失割合。町が100になっております。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。状況は大体分かったんですけども、その穴の直径といますかね、大きさ、特に深さですよ。バンパーがやっぱりつかえるような深さとなれば、ある程度の深さがあつたのかなあという思いがあります。その辺については、どのような状況だったのか、お伝え願います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 穴の深さはですね、約5センチから7センチ程度ということです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

（「広さはどうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 広さはですね、約30センチ程度ということです。タイヤがはまって、ジャンプして傷がついたと推測されます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。今朝の一般質問で、佐野議員のほうも道路の維持管理についてお尋ねがあつていましたけれども、その中で随時作業員さんとか、あと地区、行政区よりお話があつたりしたらすぐ修繕に行くというようなことと言われていました。それはもちろんでしょうけれども、先般、3月の4日ですけれども、こうさ情報たしかめ一るの中に、道路の損傷等の通報についてということで、安心メールのほうに出してありますけれども、これについては、皆さん、ご存じですよ。これに例えば、私が「どこどこ、どやん」という形で入れれば役場のほうに届くんですかね。すいません、お尋ねします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ログフォームということだと思いますけれども、建設課のほうにですね、写真等の情報があれば届くようになっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 参考までにお尋ねしますが、例えばこれは町道でしたので、町道で状況からして町が負担をするということなんですけれども、同じような状況でですね、県道とか国道とかですね、そうした場合、国とか県が100%見るのかということについてはどうなんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道、国道についても賠償責任制度がございますので、管

理している県または国がですね、そういった制度に入っていると思いますけども、事故の損傷については、過失の割合がありますので、100対0ということは事故によって変わってくるものと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 議案第1号 甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第1号「甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では、議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案第1号、甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について。

甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、地方自治法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関する条例を整備する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。条文となっております。

甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例。

趣旨。第1条、この条例は、地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

降任及び免職。第2条、任命権者は、条件付採用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合については、その行為に関して、これを降任し、または免職することができる。

第1号、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよい場合。

第2号、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合。

第3号、前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合。

第4号、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合。休職。第3条、任命権者は、条件付採用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

第1号、心身の故障のため長期の休養を要する場合。

第2号、刑事事件に関し起訴された場合。

分限の手續及び効果。第4条、降任、免職及び休職の手續及び効果については、職員の分限の手續及び効果に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による。

委任。第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は令和7年4月1日から施行する。

今回の条例制定につきましては、条件付採用期間中の職員を一般職同様に分限ができるために制定するものでございます。

また、条件付採用期間中を甲佐町職員の任用に関する規則を改正し、今6か月となっておりますけれども、1年間に延長してできるようにするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません、提案理由につきまして、地方公務員法を地方自治法と言い間違えましたので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

また、先ほどの第1条につきましても、この条例は地方公務員法ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質問ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） すいません、採用期間を今までは6か月だったんだけど、1年間見て評価しているということでしょう。この中で問題は2条のところ、人事評価の勤務の状況を示す事実に対してうんのそんのというのが4項目ほどあるけど、これは結局それをきちんと課長さんあたりがチェックして、それに基づいてやるということでしょうから、その辺は大変なことになるんだなという思いがあって質問しよるけど。そういう記録をちゃんととった上で1年間してやりますよということだと理解していいんですか。その辺をもう少し。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 宮川議員がおっしゃるとおり、大体条件付というのは半年、6か月で見えていきます。ただ、どうしても6か月ではその職員の資質等がなかなか見えないという部分もありますので、それにつきましてはしっかり担当課長さんに見ていただいて、これについては一般職も一緒ですけども、指導が必要な場合だったりとか、そういう職務に、勤務実績がよくない場合についてもしっかり指導録を残しておく。こういうことで指導したとか、それをしっかり取っていただきながら、それを基に分限等を検討していきたいというふうに考えておりますので、条件付採用職員も含めたところで一般職も同様ですので、そういう形で同様に取り扱っていきたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ぜひですね、総務課長、そういうことでやっていただきたい。というのが、新聞報道等もあるし、不祥事等が起きておりますからですね、ここでやっぱり、先日も私申し上げましたけど、やっぱり綱紀肅正を図ってですね、やっていただきたいと

いうことを申し添えておきます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番、甲斐でございます。議案第 1 号、甲佐町条件付採用任期中の職員の分限に関する条例の制定についてでございます。ただいま担当課の説明、それから質疑がなされました。条件付採用任期中の職員の分限に関する条例を整備する必要があるためということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第 1 号「甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「甲佐町条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 2 号 甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 4 号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第 6、議案第 2 号「甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

この議案に関しては、議案第 2、議案第 3、第 4 号も一緒ですので、3 件一括して議題とします。

日程第 7 の議案第 3 号「甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」、また、日程第 8、議案第 4 号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それでは、議案第 2 号についてご説明いたします。

議案第 2 号、甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について。

甲佐町犯罪被害者等支援条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 3 月 7 日提出、町長名です。

提案理由につきましては、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、地域住民に密着した犯罪被害者等への支援に関する条例を制定する必要があることから、この議案を提出するものであります。

次のページをお願いします。甲佐町犯罪被害者等支援条例でございます。

条文を読み上げますと長くなりますので、資料で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） ありがとうございます。それでは、条例の次のページに載せております資料をご覧ください。

議案第2号、甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明します。

まず、本条例を制定する目的を第1条に定めております。本条例は、犯罪被害者等基本法が定める本町の責務を果たすため、犯罪被害者等への支援施策を定め、これを総合的に推進し、犯罪被害者等の受けた被害の軽減、回復を図るとともに、町全体で犯罪被害者等を支える機運を高めることにより、町民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に制定するものであります。

以下、第2条からは本条例の内容となります。

第2条は本条例における用語の定義を定めており、本条例の対象となる犯罪や被害者の範囲などを示しております。

第3条は本条例の基本理念を定めており、町が犯罪被害者等への支援を行っていく上での基本的な考え方を定めております。

第4条は、犯罪被害者等基本法第5条（地方公共団体の責務）の趣旨を踏まえて、犯罪被害者等支援における町の責務について定めております。

第5条は、犯罪被害者等基本法第6条（国民の責務）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援における町民と事業者の責務について定めております。

第6条は、犯罪被害者等の負担軽減とプライバシー保護を図るため、犯罪被害者等からの相談対応や情報提供は総合的窓口を設置して行うことを定めております。なお総合的窓口については、本条例施行規則においてくらし安全推進室に設置することを定めております。

第7条は、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため、町が本条例施行規則で定めるところにより、受給要件を満たす犯罪被害者等に対し見舞金を支給することを定めております。

第8条は、犯罪等の被害を受けて日常生活に支障が生じた犯罪被害者等に対し、町が関係各課・機関と連携して、福祉サービスなど必要な支援を行うことを定めております。

第9条は、犯罪被害者等に対する二次被害や再被害を防止し、その安全を確保するため、町が必要な支援を行うことを定めております。

第10条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町が町営住宅への優先入居など必要な支援を行うことを定めております。

第11条は、犯罪被害者等の雇用の安定を図る町の施策について定めております。

第12条は、犯罪被害者等支援について町民の理解を深めるため、町が必要な施策を講じること定めております。

第13条は、民間支援団体が行う支援活動を促進するため、町が必要な支援を行うことを定めております。

第14条は、町をはじめ犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等に係る個人情報情報を適切に管理するよう定めております。

第15条は、犯罪被害者等支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときは、町が支援を行わないことができることを定めております。

第16条は、本条例の施行に関し必要な事項は、本条例の施行規則で定めることを規定しています。

最後に、本条例は令和7年4月1日から施行することを附則で示しております。

よって、条例第7条にある見舞金の支給に関する規定は、条例の施行日以降に行われた犯罪行為により死亡された方の遺族または重傷病を負われた方に支給されることとなります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 続けてお願いします。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 申し訳ございません。では、続けて議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由につきましては、甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定に伴い本条例を改正する必要があることから、この議案を提出するものであります。

次のページをお願いします。甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例であります。

改正の理由、改正の内容につきましては、最後から2枚目に載せています資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） ありがとうございます。それでは、最後から2枚目のページをお願いします。

まず、条例の改正の理由についてです。1番のところです。

本条例で上程させていただいております「甲佐町犯罪被害者等支援条例」が制定された場合、「甲佐町安全で安心なまちづくり条例」の中の犯罪被害者等に関する規定が甲佐町犯罪被害者等支援条例に組み込まれ、当該規定が重複することとなりますので、まちづくり条例にある犯罪被害者等に関する規定を削除するものであります。

削除する規定とその規定に対応する規定は、2に両条例を対比する形で示しております。

左側の青色の部分がまちづくり条例において削除する規定であり、右側の甲佐町犯罪被害者等支援条例の赤色の部分が、まちづくり条例で削除した規定の内容をより詳しい文言で規定しております。

また、今回の改正では文言の修正も行っております。申し訳ありません、二つページを戻っていただいて、新旧対照表をご覧ください。

訂正箇所は2か所です。第2条の中の「該当各号」を「当該各号」に改め、第3条第1項の中の「町はこの条例を達成するため」を「町はこの条例の目的を達成するため」に改めます。

そのほか、条を削ったことにより条の繰上げ等を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものです。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由。犯罪被害者等基本法第16条の規定等に基づき、犯罪被害者等の入居要件について条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を次のように改正するものです。

説明につきましては、新旧対照表で説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○建設課長（志戸岡 弘君） ありがとうございます。それでは、新旧対照表をお願いします。

第5条第2項第9号にハを加えるものです。

第5条は、入居者の資格として、現に同居しまたは同居しようとする親族があることとしていますが、条例第5条第2項において、特に居住の安定を図る必要があるものは、単身での入居が可能という規定をしております。

第9号ハに、女性相談支援センター等による暴力の被害を受けている旨の証明や、配偶者暴力対応機関等による配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者についても単身の入居が可能というような追加をするものです。

第10号では、犯罪被害者等について、犯罪等により収入が減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となった者や、現に居住している住宅等において犯罪等が行われたことにより当該住宅に居住し続けることが困難となった者についても、単身での入居が可能となるよう追加するものでございます。

次のページをお願いします。条例第8条第4項では、町営住宅への優先入居について規定をしています。

D V被害者及び犯罪被害者等について優先入居の取扱いができるようにするため、第8条第4項に追加するものです。

第8条の2、削除につきましては、住宅に困窮する子育て世帯のニーズの増加を踏まえ、18歳未満の子と同居する世帯を期間限定で募集することができる期限付入居の規定を令和2年に追加させていただきました。現在、災害公営住宅52戸のうち入居戸数は49戸で、令和6年度当初頃から3戸の空きが続いております。また、子育て支援住宅ヴェルデ甲佐につきましても、現在2戸の空室となっております。そのようなことから、住宅に困窮する子育て世帯のニーズは一旦落ち着いていると考え、期限付入居の規定を廃止するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

2、本条例の施行日前に従前の甲佐町営住宅管理条例第8条の2の規定による入居決定をした者については、本条例の入居決定があったものとみなす。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

質疑に関しては議案第2号、3号、4号を一括して質疑をお願いしたいと思います。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第2号について、条例15号について、もう少し説明をお願いいたします。15条。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。支援条例の第15条、町が支援を行わないことができるというところの条文の説明をさせていただきます。

犯罪被害者等に対してはですね、しっかり寄り添って対応することが基本でございますが、社会通念上、町が支援を行うことが適当でないと考えられる事案につきましては、犯罪被害者等への支援を行わないことができるというふうに規定しております。

この条文のですね、「犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合」とは、犯罪被害者等が加害者に対し、その起こした犯罪を教唆、教唆というのは、全然やろうと思っていないのを唆してですね、その犯罪の実行を決意させるような行為をしたりとか、当該犯罪を幫助——犯罪しようとしておる者に対してですね、何か援助すると。例えば、何か殴ろうとしとつとにトンカチを預けるとか、そういった犯罪を実行させるような行為をした場合などが、この誘発した場合というのに当たります。

また、社会通念上認められないとは、犯罪被害者など自身がですね、暴力団員であったりとか暴力団密接関係者とか、そういった者が社会通念上認められないというところに当たるということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 議案がですね、2号、3号、4号とありますけれども、犯罪被害者の支援ということで、今まで甲佐町にこういう例があったのでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　お答えします。

これまでですね、ここ数年は凶悪犯罪はほとんど発生しておりませんが、昭和60年代にですね、本町においても2件殺人事件が発生したというふうに考えております。

今回のこの条例はですね、大きく二つありまして、住宅の支援とか相談を受けるとか、福祉のそういったサービスをするというのはですね、広い犯罪被害者なんですよ。お金を盗まれて全財産とられたとか、そういう方々が条例の大本の犯罪被害者なんですけども、見舞金の支給についてはですね、その中でも、身体生命に対する侵害行為、故意でですね、人を殺したりとか、それとか1か月以上の重傷を負わせたりといった犯罪行為を受けた者に対して見舞金を支給するというふうに、二つに分けて考えております。

先ほど福田議員がおっしゃられた見舞金支給に当たるような犯罪はですね、本当ここ五、六年なんですけど、その前はちょっと調べておりませんから分かりませんが、そういうものは発生しておりません。以上です。

○議長（宮本修治君）　　ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君）　　2番、田中です。議案第2号の14条ですね、個人情報の適切な管理。全員協議会でも、お聞きしましたが、私は犯罪に遭われた方が特定されるようなことがあってはならないと思っております。ちょっとその辺について、もうちょっと詳しくお話を聞かせていただけないでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　お答えします。

この条例を制定する目的はですね、犯罪被害を受けて日常生活がままならなくなり、町に助けを求める犯罪被害者の町民の方を支援することを目的に行いますけれども、その支援を行う町がですね、誤って被害者の情報を漏らしてそれが原因で二次被害につながったりしたら、これは本末転倒であります。したがって、町ではですね、そういうのを防ぐために、そういった個人情報につきましては、物理的な関係でですね、フォルダーにセキュリティをかなりしっかりかけるとか、印字した文書はかぎのかかるキャビンに保管するとか。相談窓口はくらし安全室で一元的に受けられますけれども、その際は、求めに対応する支援職員ですよ、1人か2人か3人か分かりませんが、それに限定してですね、秘匿範囲をしっかりと限定して個室で対応すると。また、役場に来られない方もおられると思います。そういった方にはですね、支援員と一緒にですね、訪問して相談に応じると、その対策が一つ。

あとソフト面ですね。これはそもそも地公法でですね、役場職員は守秘義務があります。ですけども、そういった職員に対してもですね、定期的に保秘に関する教育をですね、しっかり行って、漏えい防止、漏えい事案防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君）　　ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 2号議案の第13条ですね、民間支援団体というふうにありますけれども、促進を図るためとありますけど、この民間支援団体というのは、ちょっともう少し詳しく、どういった団体があるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。

民間支援団体とはですね、一番大きなのがですね、熊本県公安委員会からですね、早期援助団体として指定されております熊本公益社団法人熊本被害者支援センター、ここはですね、民間団体の中でも支援の大きな役割を担っております。電話や面接での相談を受けたりとか、病院への付添いとか、あと服とか物品の供与・貸与を行ったりとか、あと国が行います給付金制度があるんですけども、それが結構大変なんですよね。そういうようなものを被害者さんの申請をしっかりとサポートするとか、そういったものもありますし、またそれ以外にもですね、支援を行うNPO団体とかですね、あと犯罪被害者の方々と団体作っております、自助グループというものもあるように聞いております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、議案第2号「甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第2号、甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますけれども、昨今の増加する犯罪や巧妙化する犯罪の被害者等を支援するための条例の制定ということでございますので、何ら異議なく賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第2号「甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号「甲佐町犯罪被害者等支援条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第3号、甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正す

る条例の制定についてであります、これは第2号で制定されました、犯罪被害者等支援条例の制定に伴いまして本条例の改正でありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第3号「甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号「甲佐町安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を行います。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 議案第4号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、提案理由にありますように、犯罪被害者等基本法第16条の規定等に基づき犯罪被害者等の入居要件についての条件の一部を改正する必要があるためということで、異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第4号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分から再開します。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第5号 甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第5号「甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それでは、議案第5号についてご説明します。

議案第5号、甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由につきましては、防災業務における男女共同参画の視点を反映させるため本条例を改正する必要があることから、この議案を提出するものであります。

次のページをお願いします。

甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容と改正の必要性につきましては、次のページの新旧対照表と最後に載せております資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） ありがとうございます。それでは、次のページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、第3条第5項の中の委員の数を「30人以内」を「50人以内」に改めるとともに、同項第8号の「その他各種団体の代表者」の次に「及び町長が防災上必要と認める者」を加えます。

条例は、公布の日から施行することといたします。

続きまして、条例改正の必要性については、次のページの資料で説明させていただきます。

必要性です。必要性は、社会のあらゆる分野への女性の参画を目指すことを目的に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、市町村防災会議の女性委員の比率を2025年（令和7年）までに30%にする目標を掲げているところ、本町の委員は男性のみ37名であることから、防災に関わる女性を幅広く選任し国の目標を達成するには、委員の定数などを改正する必要があります。

そこで、目標達成に向けた条例の改正ということですが、項目3に記載しておりますとおり、本町の防災会議委員は、町の防災に関する重要事項を審議する立場にあり、必然的に各機関の長や役員を委嘱しておりますので男性のみの委員となっておりますが、委嘱期間における女性委員の登用に加え、あと13名女性委員を任命・委嘱いたしますと国の目標を達成することから、委員定数を50人とするものであります。

次の最後のページをご覧ください。

ここに内閣府男女共同参画局が公表をしている資料を抜粋したものを載せておりますが、本県におきましても幾つかの自治体が委員定数を改正して、防災会議に女性委員を増やす取組を行っております。

申し訳ありません、前のページに戻ってください。

また、資料の項目の3の（2）に記載いたしておりますとおり、13名の女性委員を委嘱するためには、現行の委員の資格では防災に関わる女性を幅広く選任することが困難であり

ますので、現行の委員の資格に「町長が防災上認める必要と認める者」というのを付け加えるものであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今、室長の説明がありましたけども、女性の方を13名登用することでございましたけど、国がそういうふうに女性を増やしましょうということでしょうけども、町としては、どういう方をお願いちょうか、委嘱したいというふうな考えをお持ちでしたら、その辺をお聞かせ願えませんか。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 防災に関わる女性の方ということで今考えておりますのは、防災士さんですね。それとか、民生委員さんの方です。それと、教育関係で女性の教員さんとか、そういった方々を今検討しているところであります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今回の女性委員を増やすという提案については、防災会議ということで定数を増やして女性の委員を増やすということですが、男女共同参画に関するものはいろんなことで指数があるというふうに思うんですが、甲佐町の場合はですね、これ以外でですね、男女共同参画についての指数、例えばでもよろしいんですけども、上げていただければと思います。分かりますか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時18分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません、時間をとらせました。

町では男女共同の計画をつくっております。これの分の第3期では、教育委員会と選挙管理委員会、監査委員、また農業委員、固定資産評価委員会の委員という部分、あと職員の分の総数での定数を決めさせていただいています。

それによりますと、教育委員会でいきますと25%、あと選挙管理委員会でいきますと今は0人ですので0%、監査委員につきましては2分の1なので50%、農業委員会については今回改正になっておりますので、前回までですと二人でしたので14.3%という形になっておりますし、固定資産評価委員につきましては現在のところ0%という形になっております。職員につきましては、総数でいきますと、女性職員の割合でいくと全体では34.1%、管理職は11.1%というふうになっております。

これにつきましては、総務課としまして、女性の登用等について男女共同参画の観点から進めていきたいというふうに検討させていただいているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ありがとうございます。

町として男女共同参画について努力をされているということで評価してよろしいのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） これについては努力しているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの佐野議員からのご質問の件ですけど、ただいま総務課長が答弁いたしましたけど、町のほうも男女共同参画の計画を策定しておりますので、この計画に基づいて、町も一生懸命、その率の向上というのにはですね、取り組んでおります。そういった意味で、今回甲佐町防災会議の条例についても変更して、女性登用率を増やしていきたいというふうに考えているところでございますので、今後もですね、引き続き男女共同参画計画に基づいて女性登用率達成できるように、町のほうでも精いっぱい取り組んでまいります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。現在のところ、30人のところが37人ということで女性を13人ということでございますけども、これは町の人口の割合によってするものか、多くの方にこの防災会議に出席していただきたいということでこの人数になるというのか、どちらのほうでしょうかね。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（山下玄介君） 資料の一番最後のところに県内各自治体の委員の数を示しております。多いところもあれば少ないところもあります。人口のわりには多いところもある。そこは、その町の、何て言いますかね、が決めるところであって、そういった、この人口だからこの人数といった縛りはありません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。広報こうさのほうに女性消防団の募集があっていて、今回載ったのはおんなはったですけども、そういう方たちにはお話をされているのですか。

それともう一つ、女性消防団を募集された中で、今何人ぐらいのお話が来ているかも併せてお答えをお願いします。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 女性消防団の方には、そのところはまだ行っておりません。そういう方も、当然、防災に大きく関わる方ですので、選任の中の候補としまして入れてお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 現在のところはまだ、この前広報に載られた1名の方のみになっています。ただ今回載りましたので、もしかするとまた募集、問合せがあるかなというふうに期待しているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。直接はあれですけど、今回、50名に増やされるということで、令和6年度と令和5年度の防災会議ですよ、がありまして、その出席ですね、それは37名いらっしゃったかなという思いもありますから、増やして結局そのときの参加ですよ、そういうのが少なかったらまた意味がないと私は思うんですよ。その辺りで、防災会議の参加人数をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 去年の防災会議に出席された人数は、申し訳ありません、ちょっと今ここに資料を持ってきておりませんので分かりませんが、37人全部が出席されていないのは間違いありません。

年に1回ですね、防災計画を我々が一応つくってですね、それをお示しして、いろんな意見を聞いたりとか、それとか各機関ですね、防災に関わるような機関ですので、非常に、こちらとしてもですね、有益な会議ですので、今文書でですね、参加依頼しているんですけども、そのところはまたさらにですね、強く参加お願いしますというふうな感じで求めていると思っています。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） そうすることで、年に1回で、なかなかその日に来れないという部分も、今度増やされてですね、どんな方を任命されるか分かりませんが、そういう場合もあると思いますので、文書で逆に意見を求めたりとかですよ、そういった部分の改良する部分はまた考えていただいて、開いていただければと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第5号、甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま課長の説明がありましたとおり、提案理由にもあ

りますように、防災業務における男女参画の指定を反映させるため本条例を改正するということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第5号「甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号「甲佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第10、議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理を行う必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

以下、改正文になります。読み上げますと長くなりますので、最後のページに説明資料を添付しておりますので、説明資料でご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） はい。

○総務課長（荒田慎一君） では、すいません、最後のページをお願いいたします。説明資料となります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてということで、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一元化されることから、関係条例を一括改正をするものでございます。

町の改正する条例としましては三つございまして、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例、甲佐町消防団の定員、任命、服務等に関する条例、甲佐町個人情報保護法施行条例の全3条例となっております。

改正内容につきましては、「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行日前後における刑罰の適用関係等を明確にするために経過措置を置いております。

3、施行期日につきましては、令和7年6月1日となっております。

参考としまして表を載せさせていただいております。

なお、4ページから8ページまでに新旧対照表を添付をさせていただいております。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。ただいまご説明がありましたとおり、刑法の一部を改正する法律の施行により、懲役並びに禁錮が廃止され拘禁刑に一元化されるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第7号「甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等

に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、人事院規則の改正を踏まえ、超過勤務の免除の対象となる子の範囲等を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。改正条文になります。

甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）。

第1条、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第15条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2を第15条の4とし、第15条の次に次の2条を加える。

第15条の2、任命権者は、職員が配偶者等の当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置、その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項、任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

勤務環境の整備に関する措置。第15条の3、任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。

第2号、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。

第3号、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

第2条、甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則。施行期日。第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置。

第2条、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行期日前においても、規則の定めるところにより当該請求を行うことができると

ということで、今回につきましては大きく2点を変更するものでございます。

超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大ということで、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大、また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備ということで、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認等が追加になったところでございます。

なお、4ページから7ページまでに新旧対照表を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。今改正の内容を聞きましたけど、今現状で育児休暇とかそういう休暇についてはどういう状況になっているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 介護に伴う休暇については申請は上がっていませんけども、子どもの育児に対しての病気休暇だったりとか、それについては、男性でも女性でも今取っていただいている状況にはなっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 取ってはおられるだろうけど、何人ぐらいの職員さんがそういうことで今までこれを使ってって。正当な権利ですからね、なるべくそういうことは、何ちゅうかな、私たちの年代からすると、男性の方が育児休暇云々というのはなかったけど、今はそういう時代だから、取りやすいようにこういう改正があるんだから、その辺はどうなっとるんだろうかという質問。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 申し訳ございません。これについては、議員おっしゃるとおり周知のほうを徹底的に今させていただいているところでございます。その結果、今年に入りまして男性職員が育児休暇を取る率については上がってきているのかなというふうに考えているところでございます。男性でも、今のところ3名から4名程度は育児休暇を取られているので、そういう形で町としてもしっかり周知してですね、取得しやすい環境づくりをしていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。この休暇は最長どれぐらいまでいいわけですかね。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） これに関してはというよりも、育児休暇というか特別休暇については1人当たり5日までとなっております。なので、2人おられたら10日間という形になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。議案第7号、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由にありますように、人事院規則の改正を踏まえ、超過勤務の免除の対象となる子の範囲等を改正する必要があるためということで、異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第9号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第10号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第8号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第13、議案第9号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第14、議案第10号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の

採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、人事院勧告を踏まえ、職員の給料表及び特別給の支給率等を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。以下改正文となります。

読み上げますと、長くなりますので、最後のページで説明資料を添付しておりますので、説明資料で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではすいませんが、最後の前のページをお願いいたします。38ページをお願いいたします。

説明資料でご説明申し上げます。

改正理由といたしまして、人事院勧告を踏まえ、職員の給料表及び特別給の支給率の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、甲佐町の一般職の職員の給与に関する条例、給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率に関する改定ということで、アにつきまして月例給が令和6年4月から改定という形になります。

民間給与との格差2.76%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置いて給料月額の上上げ、初任給については、一般職、高卒でございますけども、2万1,400円引き上げになりまして、16万6,600円が18万8,000円という形になります。

イの特別給、民間の年間のボーナスと特別給の支給割合を比較したところで、これについては、令和6年12月期及び令和7年度改定になります。

一般職の職員の場合で、民間の特別給の支給割合4.60月と公務4.50月、期末と勤勉手当の計でございますが、その0.10月の差を解消するため、特別給、ボーナスでございますけども、年間0.10か月分を引き上げることによりしております。

以下、下の表がそういう特別給の表になっております。令和6年度改正で、12月の割合を1.225月を1.275月に改定するものでございまして、期末がそういうことで、勤勉が1.025月を1.075月ということで引き上げます。合計で2.25月分が2.35月分、年間でいきますと4.60月分という形で、これが第1条の改正になります。

7年度以降につきましては、6月分と12月分で分散しますので、それぞれ0.05月上げたところで変更をさせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

ウ、月例給、職務や職責をより重視した体系を導入ということで、これにつきましては、令和7年度改定としまして、係長級以上はより職責重視の体系とし、特に課長級は役職に見合う処遇の見直しということで、これについては、わたり表の改定がっておりますので、

3 級以上の職員の給与が上がるという形で見直しがされているところでございます。

エの扶養手当ということで、配偶者に係る手当の支給限度の見直しということで、これにつきましては段階的に見直しを行われますけれども、廃止に向けて見直しをされ、また、それと合わせたところで扶養の子どもに関する手当の増額を規定させていただいております。

オ、その他といたしまして、再任用職員に支給する手当の拡大等ということで、2 の甲佐町一般職の任期付職員の採用に関する条例につきましては、給料表及び期末手当の支給率に関する改正ということで、アの特定任期付職員の給料表が令和 6 年 4 月から改定。これについては、特定任期付職員ということで、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者で任期を定められた職員ということで、給与を改正されるところでございます。

それと併せて、特定任期付職員の期末手当も改正をするところでございます。これにつきましては、本条例につきましては対象者が町においては不在ということで、例えば、町で雇用している弁護士とか医師等になりますが、本町につきましては不在という形になっております。

施行期日につきましては、改正条例第 1 条及び第 3 条の規定につきましては令和 6 年 4 月 1 日から適用し、改正条例第 2 条及び第 4 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

なお、19 ページから 37 ページまで新旧対照表を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 9 号についてご説明申し上げます。

議案第 9 号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和 7 年 3 月 7 日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、先ほど説明しました甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、会計年度任用職員の給料表を改定する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第 1 を次のように改めるということで、行政職の給料表を改正させていただいております。

次のページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するということで、この改定分につきましては、会計年度任用職員の給料につきましては、一般職の給料表の 1 級及び 2 級表を活

用していることから、改正をするものでございます。

なお、4ページから6ページまで新旧対照表を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、人事院勧告を踏まえ、任期付町費負担教職員の給料表を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1、以下別表第1、町費負担教職員の給与表でございます。

次のページ以降につきまして、新旧対照表を載せております。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定は、令和6年4月1日から適用する。以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑に対しては議案第8号、9号、10号を一括して質疑をお願いしたいと思います。

何かありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番、議案第10号でお尋ねいたしますけど、8、9はですね、高卒あたりで大体2万1,000円ぐらい上がられていますけど、こっちを見ますと、3万4,000円ぐらい上がっていますよね。それは多分、職員の給与と教職員って多分違うかと思いますが、その辺りの説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） ご説明申し上げます。

荒田議員が言われたとおりでございます。これについては県のほうの教職員の給与体系に基づいて算出しております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。提案理由の中でですね、ずっと出てくるんですけども、人事院勧告を踏まえたということがございますけれども、公務員はそれに準じて改正

をされていかれると思います。じゃあ基本的なところで、人事院勧告は、民間企業との格差是正ということです、基本的なことで、どの程度の企業のどれだけの上がり幅下がり幅を指標として、人事院はこの基準を決められていって、それを甲佐町は踏まえて給与表を改定されていくという思いがありますけども、その辺のちょっと上の段階、人事院のところの指標辺を調べたことはございますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません。正確にはちょっと調べたことはございませんけども、一応聞いている中では、大手を外したところの中小企業等の給与について調べられて、それを基に算出されるというふうに自分の中では聞いているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 議案第10号について。この案件は以前白旗小学校の複式で入られた先生、その方だと思うんですけども、間違いないですか。それと、あれは何年生だったかな、3年か4年……、その状況はずっと続くのか、その辺を。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 宮川議員おっしゃったとおり、この部分については、白旗小学校になります。これについては、令和5年から2クラス合わせた複式になるというところで、複式になるとやっぱり教育の質であったりとかそういう部分がちょっと頼りないというところで、町で教職員を雇用して単式単式ですということ、今のところ令和8年度までで解消される見込みとなっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に議案第8号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第8号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、民間企業との格差是正をするためということで、人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与並びに任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでありますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第8号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を行います。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第9号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ本条例を改正されるということとということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第9号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第10号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、本議案は提案理由に書いてありますとおり、人事院勧告を踏まえての改正でありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。4時10分から再開します。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

くらし安全室長から議案第5号の荒田議員からの質問について答弁の申出がっておりますので、これを許します。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 申し訳ありません。先ほど荒田議員からの防災会議条例の委員の出席についてですけれども、今年度令和6年度が37名中33名、令和5年度が37名中34名の委員の方の出席をいただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 総務課長から議案第7号の宮川議員及び福田議員からの質問について答弁の申出がっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） すいません、先ほど宮川議員のほうから育児休業の件と、福田議員のほうから今育児休業の日数の件をお話を、質問いただきましたけれども、すいません。自分が育児休業につきましては、自分が答えました育児に関して介護、看護、子どもの看護とか、特別休暇の部分についてというのがごっちゃになっておりますので、そこについてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

育児休業につきましては、今男性職員は育児休業としては、誰もとっておりません。ただ子どもの看護休暇等についての特別休暇については、男性職員もとっているという形になります。

育児休業については、3年間ということで、子どもが3歳に達する誕生日の前日までが育児休暇を取れるという部分と、特別休暇につきましては、子ども1人当たり5日、2日で10日ですけれども、3人目以降については、10日になるので、10日が限度という形になっております。申し訳ございませんでした。

日程第15 議案第11号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（宮本修治君） 日程第15、議案第11号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第11号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部、改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改定するため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下、改正文となります。

読み上げますと長くなりますので、最後のページに説明資料を添付しておりますので、説明資料にて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では最終ページの5ページをお願いいたします。

説明資料になります。

改正につきましては、先ほど提案理由と同じで一般職の給与に関する条例の改定を踏まえて町長等の特別職に関する期末手当の支給率を改定を行うものでございます。

改定内容につきましては、町長等の給料及び旅費に関する条例、甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の期末手当に関する規定について、改正するものでございます。

期末手当の支給割合を改定をさせていただいています。令和6年度につきましては、12月期支給割合を1.425月を1.475月、0.05月。これについては、職員給与の率の引上げと同じ率を引き上げさせていただいております、年間で言いますと2.90月分になります。これは第1条及び第3条の改定になります。

令和7年度以降につきましては、0.05月分を6月期と12月期に分けますので、0.025月分を引き上げる形になりますので、1.425月を1.45月、6月期12月期に支給するという形で、年間で言いますと2.90月分という形になっているところでございます。

施行期日につきましては、改正条例第1条及び第3条の規定については、令和6年4月1日から施行し、改正条例第2条及び第4条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行することになります。

なお、3ページから4ページに新旧対照表を添付をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。町長以下議員の議員報酬まで、現在幾らであるのか、ご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 給料表、給料表でよろしい、給料ですよ。

ではご説明申し上げます。

町長が79万700円。副町長が59万3,000円。教育長が55万3,200円。議員で議長が31万5,700円。副議長が26万500円。議員で23万7,300円。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） すいません、勉強不足で、ひょっとしたら違う質問するかもしれませんが、ここに書いてありますようにですね、給与及び旅費に関するという部分がありますね。

旅費ですね、非常に町長あたりも上京されるだろうから、けども、以前と違って非常にホテル宿泊料にしても、非常に上がっているんですよ。その辺は、これに含む旅費とあるならば、しなくてはいけなかったんじゃないかなという思いですよ。非常に単純な思いですから、お答え願います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） これについては、旅費については、費用弁償等の規定をさせていただいています。

旅費については、実費で支給をさせていただいていますので、それについては、手出しが出ないというか、実費なので、今挙がっている分については、支給をさせていただいているという形になりますので、この改正については、必要がないというふうに思います。必要ありません。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 議案第11号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、反対の立場から討論を行います。

現在の期末手当については、引き上げる必要はないものと考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第11号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、提案理由にありますとおり、人事院勧告に基づきまして、甲佐町の一般職の職員の給与もこれを上げることに賛成をいたしました。

また、同じように、今、第11号につきましても、同じように人事院勧告に従って、我が町の関連に基づいて賛成をするものでありますので、今議案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第11号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子表決システムにより行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いします。

よろしいですか。表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定します。

総数10、賛成8、反対2、よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第16、議案第12号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第12号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「または管理栄養士」を加える。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出す

るものでございます。

今回の改正は、家庭的保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所の外で、当該で調理し、また搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮についてを要し、または管理栄養士による必要な配慮とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 甲佐町において、家庭的保育事業者はおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 甲佐町内におきましてはですね、この家庭保育事業等につきましては、ございません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第12号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案の理由といたしまして、内閣府令の施行に伴いまして、条文中に、管理栄養士を加えるということでございます。文言の追加ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第17、議案第13号「甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

すいません、最後のページをお願いします。

説明資料になります。

今回の改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことによる改正になります。

包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例中、地域包括支援センター運営協議会の定義のために省令の第140条の66第1号ロ（2）を引用していましたが、当該引用箇所が改正されたため、省令第140条の66第1号イに改正を行うものになります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 条例の中でですね、保健師その他これに準ずる者と、それから社会福祉士そのほかこれに準ずる者というのはどんな資格を持っている人が準ずる者になるのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時27分

再開 午後4時29分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 準ずる者につきまして、今調べておりますので、後から回答

させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6 番荒田議員。

○6 番（荒田 博君） 6 番。議案第13号、甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険施行規則の改正に伴って本条例が一部改正されておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号「甲佐町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第18、議案第14号「甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第14号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2、町長の部、子ども医療費助成に関する事務の項、特定個人情報の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由につきましては、生活保護法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

今回の改正は、生活保護法の改正により、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことに対応する改正を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第14号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでございますけれども、提案理由にございまして、生活保護法の改正に伴うものでございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第14号「甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号「甲佐町行政手続における特定、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時36分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長から議案第13号の井芹議員からの質問について答弁の申出がっておりますので、これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） すいません、大変お待たせしました。

準ずる者につきまして、保健師その他これに準ずるものとしましては、経験のある看護師、また経験のあるとは、地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではないとされており、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するものとされています。

次に、社会福祉士その他これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、または介護支援専門員の業務経験が3年以上であり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するものとされています。

次に、主任介護支援専門員その他これに準ずる者としましては、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について、基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有しているものとされております。以上です。

○議長（宮本修治君） お諮りいたします。

ただいま、議案第14号「甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定」が終了したところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

明日11日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後4時38分

3 月 11 日（火曜日）

令和7年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和7年3月7日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 3月11日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 3月11日 午後3時02分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
地域振興課長 羽俣田直美	くらし安全推進室長 山下玄介
税務課長 松野洋幸	環境衛生課長 白石亨
健康推進課長 宮崎貴美代	住民生活課長 奥名雄吉
福祉課長 高原貞典	農政課長 上古閑一徳
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	企画政策係長 本田幸嗣
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	農業委員会事務局長 上古閑一徳
選挙管理委員会書記長 荒田慎一	代表監査委員 井芹雅洋

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田謙二 11番 本田新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | 議案第15号 | 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第16号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第3 | 議案第17号 | 甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について |
| 日程第4 | 議案第18号 | 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第5 | 議案第19号 | 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第20号 | 令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第21号 | 令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第22号 | 令和6年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第23号 | 令和7年度甲佐町一般会計予算 |

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第15号 甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第15号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 議案第15号について説明いたします。

議案第15号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

提案理由につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行及び甲佐町上水道の給水区域の拡張に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の改正分をつけておりますが、説明につきましては、次のページの新旧対照表で説明させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。次のページをお願いします。

新旧対照表です。改正箇所にはアンダーラインを引いております。

甲佐町上水道給水条例第33条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めております。また、第34条中第1号中「第8条」を「第6条」に、「第22条」を「第21条」に改めております。

次のページをお願いします。

第34条第2号中「第23条」を「第24条」に、第36条第2号中「第23条」を「第24条」に、第4号中「第22条」を「第21条」に、第37条中「第22条」を「第21条」に改正しております。

次のページをお願いします。

第42条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改めております。

別表第2条関係です。次のページをお願いします。

13番目の大字の欄、中横田の字の欄「庄分の一部」の後に「、内田の一部」を追加しております。

次のページをお願いします。

17番目です。字の欄、麻生原の字の欄「中川原の一部、天神の一部、下鶴の一部、上ノ原の一部、坂ノ上の一部」を「中川原、天神、居屋敷、下鶴、上ノ原、坂ノ上」に改めております。

2ページに戻っていただけますでしょうか。

改正文のところですよ。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

今回の条例改正は、主に水道行政に関する業務の一部が厚生労働省から国土交通省に移管されたこととあわせまして、内田簡易水道組合と麻生原簡易水道組合が廃止されることに伴い、その区域を上水道給水区域として拡張するために改正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ただいまの担当課長の説明で分かりましたけども、内田と麻生原が上水道給水区域に入るということで、もう少し給水戸数だったり給水人口だったり、その辺をもう少し説明してください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 内田簡易水道組合につきましては、現在の給水区域人口が63名、それから給水量が15立米となっております、1日当たり。それから麻生原地区、麻生原簡易水道組合につきましては、給水人口が128名、給水量が1日当たり30立米となっております。

なお、上水道につきましては、給水人口が8,016名、給水量が1日当たり3,374立米となっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第15号、甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、ただいま担当課長の説明がありましたとおり厚生労働省を国土交通省の所管になると、また、給水の区域の拡張に伴いの変更でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第15号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「甲佐町上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第16号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それでは、議案第16号についてご説明いたします。議案第16号、工事請負契約の締結について。

甲佐町情報伝達システム整備工事について、下記のとおり工事（設計・施工一括）請負契約を締結することとする。

令和7年3月7日提出、町長名です。

1、契約の目的、甲佐町情報伝達システム整備工事。

2、場所、上益城郡甲佐町大字豊内地内外。

3、契約金額、4億9,471万9,280円。

4、契約の相手方、住所、熊本市中央区九品寺1丁目2番11号、商号または名称、西日本電信電話株式会社熊本支店、代表者、熊本支店長、二宮裕一郎。

5、契約の方法、随意契約（設計・施工一括）。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

説明資料1といたしまして、工事請負契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いします。

説明資料2は、今回のプロポーザルの審査結果であります。

1、事業名、甲佐町防災情報伝達システム整備工事公募型プロポーザル。

2、予定価格、5億252万3,000円、税込みでございます。

3、プレゼンテーション開催日、令和7年2月6日木曜日、2月7日金曜日。

4、企画提案書提出者、企画提案書提出順に申し上げます。

国際電気・SYSKEN共同企業体、エコー電子工業株式会社、日本無線・キューオキ特定建設工事共同企業体、NEC・日建電設特定建設工事共同企業体、西日本電信電話株式会社熊本支店、パナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー九州社。

5、審査結果、第一位契約候補者、西日本電信電話株式会社熊本支店。総評価点、900満点中753点。提案価格、4億9,471万9,280円、税込みでございます。

なお、参考といたしまして、2位以下の審査結果についてそれぞれ記載しております。

次のページをお願いします。

説明資料3に、第一候補者であり、仮契約締結者である西日本電信電話株式会社熊本支店から提案いただいた、システムの概要を示しております。

図の上段が現行の防災行政無線のシステムの概要、下段が西日本電信電話株式会社熊本支店のシステム概要です。

上の図にある現行のシステムは、総務省から認可を受け、自営で放送することから、必然的に基地局が必要であり、職員は本庁舎1階に設置した基地局の制御卓から肉声による放送を行い、その放送は中継局を介して、場所によっては再送信子局を経由し、屋外拡声子局は、家屋の戸別受信機に流しております。

これに対しまして、下の図にある次期システムは、皆さんがお使いになる携帯電話の電波やインターネット回線を使った通信網、IP通信網を活用して放送しますので、基地局を設置する必要がなく、インターネットに接続されたパソコンやスマホで放送することが可能となります。これが現行のシステムとの大きな違いであり、本庁舎が浸水想定区域にあることを踏まえれば、これは大きなメリットであります。

また、現行のシステムにおいては、災害が発生または発生する恐れのある際、職員は図の、上の図にあるようにですね、放送による職員への周知に併せ、ホームページの掲載、こうさ情報たしかめーるへのメール送信、熊本県防災情報システムへの入力などをそれぞれ個別に行っております。

これに対し、下の図にある次期システムでは、机上のパソコン等から、インターネット上にあるクラウドシステムを介し、屋外拡声子局や戸別受信機への放送はもとより、ホームページへの掲載、メール送信、熊本県防災情報システムへの入力など、これまで個別で行っていたことを職員は1回の操作で行えるようになります。

さらに町民の方に対しては、携帯電話網を活用することから、今までにはなかった一斉架電サービス、電話番号を登録した固定電話、携帯電話、スマホ、ファクスなどに音声や文字で情報を伝えられるようになるほか、LINEへの通知、また、スマホに専用アプリをダウンロードしていただくと、これまで戸別受信機でしか聞くことのできなかったお悔やみ情報も町民にお届けできるようになります。

また、次期システムは、クラウド上にある情報配信システムを介して行うため、基地局や中継局などの工事が不要なことから、工事の短縮が見込まれます。

よって、担当課としては、町民の皆様の安全・安心な暮らしに資するため、本契約後、できる限り早期かつスムーズに次期システムに移行できるよう努めてまいります。

なお、工事施工の段階で変更しようとするが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結について議会へご提案させていただくということで、ご了解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時24分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 議員の皆さん、本当申し訳ございません。議案第16条、工事請負契約の締結のこの議案についてですけれども、まず、上のほうの甲佐町情報伝達システムというところ「防災」が抜けておりました。申し訳ありません。

それと、1の契約の目的、ここも同様に、甲佐町防災情報伝達システム、「防災」が抜けておりました。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（宮本修治君） それでは、これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。資料のほう、説明資料のほうでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、この審査結果がですね、900満点中753点で、今、仮契約の金額が、点数が出ております。金額も出ておりますが、どの会社もやはり700点台ぐらいの審査結果となっております。

900満点中900点まで行けとは言いませんけれども、その足りなかった部分をどう評価されているのか、お尋ねします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 議員がおっしゃられますとおりですね、900満点中700点台が三つあると。これはですね、1位と2位の差は4点差、2位と3位の差は6点差と、本当僅差です。今回プロポーザルに参加していただいた6業者はですね、いずれも実力のある業者ばかりですね。特にこの上位3社はですね、本当遜色なかったというところなんです。そうしたところがこの拮抗した、実力がそのまま点数に表れたと思います。

で、あと足りなかったところというのはですね、どこの業者も、いいところもあれば悪いところもあるというところで、あとの150点が、どうだったのかというところは、何ともちょっと申し上げにくいというか、申し上げられないところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。今回次期システムにおいてはインターネット、それから携帯電話も利用されるということでございます。

大規模災害時、熊本地震でもそうでしたが、携帯電話等の電波が非常に入りにくくなる、または、つながらないこともあります。そういった場合への対応というのはどうされるんでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　お答えします。

議員がおっしゃられますとおりですね、災害時においては重要な通信を確保するため緊急性の高い回線、110番とか119番とか、そういった高いところ、緊急性の高い電話回線を優先的につなげますので、通信業者がですね、音声通話に制限をかけますけれども、今回のシステムはですね、メールやLINEを送るデータ通信で町民に情報をお伝えしますので、ふくそうする可能性は限りなく低いという業者の回答ですね。ちなみに業者によりますと、能登半島地震においてもですね、LINEやメールでの通信は可能だったということです。

その後、電話通信網、電波塔ですよね、そういうのがぴしゃっと修繕できれば、戸別受信機とか拡声子局への放送も可能になると。取りあえず、LINEとかそういったメールとかでは、そういった事態が起きても、町民の方への情報伝達は可能ということでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君）　　1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君）　それでは、LINEやそういったものには伝達ができるけど、この、例えばご年配の方、独り暮らしのお年寄りとかの戸別受信機しかないというご家庭には、戸別受信機には届かない場合もあるということですかね。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　今回は一斉送信システムというのが入ります。これは先ほど申し、登録して、固定電話があると、その電話番号を登録していただくと、何て言いますかね、一斉送信サービスは、このデータ通信でありますので、固定電話は可能であると。ファクスも文字で出るところです。

ただ、固定電話もない家庭、スマホも持っていないというところはですね、これは、なかなかちょっとそこところは難しいと。ただ、業者によりますとですね、例えば、甲佐町の電波塔が倒れたというときは、隣の美里町の電波塔とかそういうのでカバーするというのを、平時からそういうのを検討しておるというところで聞いております。

以上です。

○議長（宮本修治君）　　ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君）　3番です。ちょっと単純な話ですけど、現在、何ですか、戸別受信機というのが、今家庭にありますよね。で、それは、新しく撤去されて、新しい戸別受信機をつけてもらえますかね。もしもらえるのであれば、今の古いやつ、はその業者さんが撤去をされるのか、個人個人が撤去するのか。

そしてもし、あわせて、工事に入るとすれば、多くの住民の方たちはまだ知らないと思うんですけど、やっぱりいつ頃からこういった工事に入りますよということをおっしゃって、どっか地元辺にもおつなぎしとってもらわんと、また、いろんな業者が来たりな

んかして、いろんな不具合とかトラブルがあつてはいけませんので、その辺の流れについてちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　　まずですね、今回のこの次期システムに移行した場合ですね、今ある戸別受信機、これは使えません。今度のシステムの戸別受信機ということになります。その撤去についてはですね、今回入る、電信電話が撤去費用も含めてやるということです。

あと何やったかな。スケジュールについてはですね、先ほど説明でも申し上げましたとおり、親局とか、そういった中継局とか、そういった工事は一切必要ありません。クラウド上でやりますので、ですので、業者に聞くと、かなり短縮すると。このクラウド上のシステム、今回のクラウド上のシステムからですね、今のここにある基地局をつなげたらですね、今度新しいシステムで、今のこの防災行政無線を使えるそうです。

それをやりながらですね、戸別受信機がどうしても欲しい方というのをですね、全世帯調査してですね、それを、それに基づいて戸別受信機を配布したりとか、あと屋外拡声子局ですよ、放送するやつ、あれの工事が要るとですよ、今回は。あれは新しいこの、こちらの次期システムのスピーカーでやりますので。

そういったところを、ができる前にですね、住民の方にそうなるというのを、今回の業者と連携してですね、説明会とか、各地区ごとでやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君）　　ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　休憩中にですね、質問があつたかとは思うんですけど、この次期システムが、工事から見ますとおよそ1年ぐらいかかりますですよ。1年ぐらいかかりますでしょう、システム、次のシステムに移行するためには。

その間に、今の戸別受信機を使っていくわけですが、室長も今おっしゃったように、もう不具合のある戸別受信機がですね、増えていると。ということはこの1年間でも増えていく可能性はあると思うんですが、不具合になったものに対して代替品というようなものは準備されていらっしゃるんですかね。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君）　　これはもう経年劣化でですね、今は物すごく、故障というかですね、もう雑音がジージー、ジージーするということで、そういった問合せで、もう200件くらい今来ております。

それについてはですね、今修理の業者にですね、から、その不具合がある家庭に電話していただいて、それをですね、持って帰って修理して、今やっております。

正確な数字じゃないんですけども、今200台中ですね、6割は、修理してお届けしております。その都度そういった作業をしております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 4 番、森田です。今使っている無線ですね、今修理してやっているということですが、私が、近所の方にちょっとそういう不具合があるからと言われたので、担当課のほうに電話をしました。そしたら、そういうところが多いので、もうどうせ変えるから、そのまま聞かないか切っておくか。修理をするよう、しているというようなことはちょっと聞いてなかったんですけど、今、修理をしているって言われたんですが、その違いは何ですか。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（山下玄介君） 去年の10月頃から、もうひどく多くなってきたんですよ。最初その修理業者に問い合わせたところできないというところだったんですよ。

それがですね、年が明けたぐらいに、こちらからかなりお願いしたらですね、できるようになりましたということで、今はですね、もうその前、前の修理ができないって言ってきた方も含めてですね、修理をさせていただいております。

やっぱり、問合せがあった順番からやっていっておりますので、その業者によりますとですね、それを持って帰る、で、修理する。だけど、それが修理できたからポーンじゃなくて、やっぱりちゃんと聞こえるんだというのを検査して、送り届けますので、若干やっぱり時間がかかるということで、今、6割ぐらいになっていきますけども、業者は業者で一生懸命やっていると思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） こういったシステムの改修というのはもう情勢からしても、非常に災害等も、規模も大きくなっておりますので、当然かと思うんですけども、県内の状況についてはですね、全体としてどういったふうに進んでいるのかちょっとまず、そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（山下玄介君） 県内につきましてもですね、やっぱりこの老朽化したところは随時やっております。甲佐町はですね、若干、これがちょっと遅かったと思います。

今、45市町村中ですね、ほとんどがもう新しいシステムになっております。で、先ほど言いました、その方式ですね。自営の、今うちが送った自営でやっている自治体は、45市町村中37。

それと、携帯電話も、これはやっぱり歴史が浅くてですね、まだ使用実績がないんですよ。県内では、八代市と荒尾市がこれ採用しております。

そのほかですね、ポケベル方式ってあつとですよ。これもですね、ポケベルの電波を使ってやりますので、基地局は要りません。これを採用している自治体が4自治体、人吉

市、あさぎり町、相良村、湯前町、球磨地方のほうがこれを採用しているようでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第16号、工事請負契約の締結についてでございますけれども、情報伝達システムの整備により、災害時等における速やかな情報の伝達や利便性の向上を図り、安全で安心な暮らしを支援することに大いに期待を持って本案に対して賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第16号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第17「甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

議案第17号、甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について。

次のように指定管理者の指定をするものでございます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

1、公の施設の名称、甲佐町グリーンセンター。

2、指定管理候補者、上益城郡山都町下馬尾313番地、緑川森林組合、代表理事組合長、坂田鉄太郎。

3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

まず、グリーンセンターの施設使用料というところになります。

グリーンセンターにつきましては、施設の管理費等について、指定管理者の負担となっております。町から経費の支出を行うことなく、使用料として指定管理者から収受するというところになっております。

グリーンセンターの使用料について。まず、自主事業として指定管理者が行う植木セリ市の売上げの0.8%以上を町に納めるということで仕様書に記載しておりました。その後、指定管理者からの提案で、平均価格、売上げの3,000万円の0.8%、これは参考でございますが、24万円が指定管理料、施設利用料として町に納めるということで提案が出されております。

2、指定管理者の業務内容というところで、まず、施設の管理運営に関すること、これは全般になります。それと施設の利用許可に関すること。施設の会議室についての利用許可、利用料金の徴収、減免還付等を行うというところになります。

それと3番目の自主事業について。自主事業として4月、5月及び10月から3月までの8か月間、本施設において植木のセリ市を開催すること。その他の自主事業として、樹芸農家の協業の推進、樹芸農家の福利厚生の実施等を行うということで、地域住民の方を対象とした木工教室等の提案をされております。それと実施する事業については、ホームページ及びSNS等を通じて広報及び情報発信を広く行っていくことが提案をされております。

甲佐町の観光の拠点でもございますので、5年間の指定管理を今回行うものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質問ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） セリ市でのですね、売上げについては、これを見ますと年々ですね、少しずつ減ってきているようですけども、そういった点はどういうふうに考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 表をつけておりますが、一応ですね、施設の、今施設を管理されていますし、緑川森林組合におきましても、あまり差異、差はないのかなというところで提案をされておりますので、一応先ほど提案しました3,000万円のところの0.8%の24万円というところで、協議をしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） グリーンセンターのこの売上げの金額あたりが年々減っているということでございます。

これにつきまして、町のほうもですね、グリーンセンターにつきましては、甲佐町の観光施設の一つということで位置づけております。

そういった点で、いろいろ町のホームページであったり、いろんな広報媒体を使いながらですね、積極的に今後PRを、町外に対してもですね、行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 2点質問させてください。

まず、このグリーンセンターを使ってですね、地元のこの樹芸業者、樹芸農家、例えば、どれぐらいこのグリーンセンターを利用されておるのか、大体で結構です。

もう1点、今回はこの緑川森林組合、緑川森林組合には我が町ではこのグリーンセンターのほかにもいろいろと、何ちゅうか、事業でいろいろお世話になっているというふうなことであると思います。特にこう、環境税が導入されて以来、この緑川森林組合に大変お世話になることがあるかと思えますけども、そういった緑川森林組合、どれぐらい、我が町との関係というか、お世話になっているのか、その点、2点質問させてください。

○議長（宮本修治君） 休憩しましょうか。休憩。しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 時間をとらせました。

先ほどの本田議員の、地元の樹芸農家の数につきましては、後ほど説明させていただきます。

それと、緑川森林組合がされている事業等、本町におきましてですね、されているのは、間伐がほとんどですね、されています。昨年度が13.1ヘクタールほどされております。これは森林環境譲与税を利用しての事業となります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 総務課といたしましても、町有林がありますので、町有林の管理、また間伐、予算でいきますと1,200万円弱ぐらいの予算を計上させていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。町とですよ、グリーンセンターなりとですよ、定例会っていいですか、昔の話を言うとあれなんですけど、以前は、定期的にグリーンセン

ターと町は、会議を持っていた経緯があったと思うんですよ。

そして、最近、樹芸農家の方からのですね、ちょっとお話を聞けば、非常に今樹芸に対しての需要が少なくなって、経営についてはちょっと厳しいんですよというような声も耳に入ることもございます。

と思えばですね、町としては、樹芸農家の方たちと直接お話しするような機会を持たれたことがあるのか。先ほど言いましたように、定期的にグリーンセンター等との会議等を持たれて、次の振興に向けて進んでいっておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

以前はその協議の場があったというお話でございますが、最近はですね、行っておりませんので、この意見を取り入れてですね、令和7年度からはですね、協議の場を設けていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。議案第17号、甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者候補の緑川森林組合はこれまでも何ら問題なく管理業務を遂行され、甲佐町の観光スポットとしてもご尽力をいただいていると判断され、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「甲佐町グリーンセンター指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第18号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第18号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でございます。

次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,006万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億6,054万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰越して使用することができる経費の追加は、第2表、繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によります。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1町税から1,178万3,000円を減額し、9億9,080万8,000円としております。2の固定資産税から4の市町村たばこ税までです。

款2地方譲与税に65万円を追加し、6,527万8,000円としております。3の森林環境譲与税です。

款11地方交付税に2億円を追加し、24億5,000万円としております。1の地方交付税です。

款13分担金及び負担金から1,024万5,000円を減額し、3,543万8,000円としております。1の負担金です。

款14使用料及び手数料から1,358万円を減額し、7,231万3,000円としております。1の使用料です。

款15国庫支出金から2,432万7,000円を減額し、14億9,681万1,000円としております。1

の国庫負担金から３の委託金までです。

款16県支出金から2,206万9,000円を減額し、５億1,337万4,000円としております。１の県負担金から３の委託金までです。

款17財産収入に33万4,000円を追加し、1,431万4,000円としております。１の財産運用収入です。

款19繰入金から１億8,351万5,000円を減額し、12億3,614万2,000円としております。１の基金繰入金です。

款21諸収入から1,672万5,000円を減額し、5,132万3,000円としております。４の受託事業収入から次のページの５の雑入までです。

款22町債から6,880万円を減額し、13億521万9,000円としております。１の町債です。

歳入合計。補正前の額156億1,060万6,000円から１億5,006万円を減額し、154億6,054万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款１議会費に16万7,000円を追加し、7,423万1,000円としております。１の議会費です。

款２総務費から１億1,204万2,000円を減額し、40億2,530万8,000円としております。１の総務管理費、２の徴税費、３の戸籍住民登録費、４の選挙費、６の監査委員費になります。

款３民生費に2,514万5,000円を追加し、22億7,202万3,000円としております。１の社会福祉費、２の児童福祉費です。

款４衛生費から4,711万円を減額し、６億389万7,000円としております。１の保健衛生費です。

款５農林水産業費から3,354万2,000円を減額し、２億7,328万8,000円としております。１の農業費、２の林業費です。

款６商工費に1,484万6,000円を追加し、45億2,681万8,000円としております。１の商工費です。

款７土木費に45万6,000円を追加し、11億2,238万2,000円としております。１の土木管理費、２の道路橋りょう費、４の住宅費です。

款８消防費に1,402万8,000円を追加し、９億4,000万7,000円としております。１の消防費です。

款９教育費から186万4,000円を減額し、４億7,073万円としております。１の総務管理費から次のページの５の保健体育費までです。

款10災害復旧費から1,014万4,000円を減額し、1,986万1,000円としております。１の農林水産施設災害復旧費です。

款11公債費につきましては、財源内訳変更のため、補正額はありません。

歳出合計。補正前の額156億1,060万6,000円に１億5,006万円を減額し、154億6,054万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。説明は、款、項、事業名、金額の順で行います。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、仁田子養豚団地解体事業8,000万円です。

3民生費、1社会福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業170万3,000円です。

同じく民生費、同じく社会福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業5,758万3,000円です。

同じく民生費、同じく社会福祉費、障害者自立支援給付審査支払等システムコード修正改修事業15万4,000円です。

款4衛生費、1保健衛生費、宮内地区飲料水供給施設給水管切替工事150万円です。

款6商工費、1商工費、LPGガス価格高騰対応生活者支援事業1,581万2,000円です。

同じく商工費、同じく商工費、観光案内看板等設置事業1,500万円です。

款7土木費、1土木管理費、土砂災害危険住宅移転促進事業300万円です。

同じく土木費、4住宅費、がけ地近接住宅等移転事業513万円です。

同じく土木費、同じく住宅費、土地所有権移転登記事業33万円です。

同じく土木費、同じく住宅費、危険ブロック塀等安全確保支援事業29万円です。

款8消防費、1消防費、避難所生活環境改善緊急整備事業1,708万5,000円です。

同じく消防費、同じく消防費、早川地区防災公園整備事業2,200万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。説明は、事項、期間、限度額の順で行います。

消耗品費（一括購入分）、令和7年度180万円、封筒印刷製本費、令和7年度54万2,000円、自治体委託業務等災害補償保険料、令和7年度26万5,000円、総合保健福祉センター建物火災保険料、令和7年度270万6,000円、公有自動車災害共済保険料、令和7年度137万9,000円、町有バス自動車保険料、令和7年度6万6,000円、町有バス運行管理業務委託料、令和7年度175万円、交通指導員業務委託料、令和7年度134万7,000円、重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料、令和7年度952万9,000円、避難行動要支援者管理システム改修業務委託料、令和7年度172万2,000円です。

障がい児巡回支援業務委託料、令和7年度102万円、障がい者相談支援事業委託料、令和7年度428万9,000円、障がい者虐待防止対策支援業務事業委託料、令和7年度56万5,000円、移動支援費、令和7年度26万4,000円、日中一時支援費、令和7年度196万円、意思疎通支援費、令和7年度8万円、障害支援区分認定調査業務委託料、令和7年度20万4,000円、放課後児童クラブ施設借上料（ゆうぐれハウス）、令和7年度から令和8年度まで144万円、次のページをお願いいたします。在宅当番医制運営委託料、令和7年度115万5,000円、予防接種委託料、令和7年度4,487万3,000円、母子保健健診委託料、令和7年度589万7,000円、産後ケア業務委託料、令和7年度131万5,000円、子育てギフト券発行業務委託料、令和7年度50万3,000円、妊婦等包括相談支援システム機器賃借料、令和7年度13万9,000円、一般廃棄物（燃やすごみ）収集運搬業務委託料、令和7年度1,741万1,000円、一般廃棄物（資源ごみ）収集運搬業務委託料、令和7年度1,054万7,000円、や

な場駐車場土地賃借料、令和7年度40万6,000円、熊本甲佐総合運動公園管理業務委託料、令和7年度424万1,000円、安津橋健康広場グランドゴルフ場管理委託料、令和7年度460万円です。

次のページをお願いいたします。

2の変更です。説明は、事項、期間、変更前の限度額、変更後の限度額の順で行います。

広報こうさ印刷製本費、令和7年度270万7,000円が298万5,000円です。放課後児童健全育成事業委託料（ゆうぐれハウス）、令和7年度から令和8年度まで2,000万円が1,720万円です。熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額、0円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、歳入、地方債補正、1の変更です。説明は、起債の目的、補正額、限度額の順で行います。

過疎対策事業費事業債から5,800万円を減額し、5億8,010万円としております。

脱炭素化推進事業債から440万円を減額し、350万円としております。

災害復旧事業債から640万円を減額し、1,150万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

まず、最初に歳出について質疑をお願いします。

25ページ、款1議会費から36ページ、款4衛生費までです。款1議会費から款4衛生費までです。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。26ページの総務費の企画費の中での報償費ですね。集落支援の108万円、地域おこし協力隊の20万円、それから負担金、18の負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊、それぞれ減額になった理由というのはどういった理由なのでしょう。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。

まず、報償費の集落支援員補償費につきましては、こちら地域おこし協力隊も一緒ですけれども、甲佐高校のあゆみ学舎の運営を携わっていただいている方でございます。

まず、集落委員、集落支援員につきましては、引継ぎ、新しく令和6年度から地域おこし協力隊の方が変わりますので、1年間引継ぎということで集落支援員ということで雇用をしておりましてけれども、次の予定というか、そういったところが入りまして、半年でやめられましたので、その半年やめられた分の減額ということになります。

また、地域おこし協力隊の報償費につきましては、12か月分を見ておりましてけれども、5月からということになりましたので、その一月分を減額になっております。

同じ理由によりまして、申し訳ありません、次の負担金の地域おこし協力隊の活動助成金につきましては、先ほどの地域おこし協力隊の活動の実績が確定をしておりますので、その分での減額ということになります。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。25ページの、特別職給2名分、また一般職給32名分ということで減額されておりますけども、昨日、職員の給与改定等で、職員の部分が今回はほとんど増額するかと思いますけども、そういった部分でこの減額されている理由をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 全体的にで申し訳ございませんが、全体的に職員の給与等については、増額した部分と減額した部分が出てくると思います。

これにつきましては、まず、総務につきましては、育児、育休の職員と、今で言います休職の職員がいますので、その部分の関係で減額になっている部分もあります。

あとの部分につきましては、給与につきましては、流用ができませんので、異動等で職員が変わりますので、各項目で人件費が変わります。

そういう部分で増額の補正はさせていただいておりますけども、減額の補正につきましては、最終の3月の補正で対応しますので、減額になったという形になっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 35ページなんですけれども、産後ケア業務委託料ということで、これは新規事業にもなっていると思うんですけども、これはもう自治体それぞれですね、取組を進めているところなんですけども、自治体によってですね。

○議長（宮本修治君） 井芹議員、マイクを向けてください。マイク、自分のほうに。

○9番（井芹しま子君） 自治体によってですね、取組の内容は違いがあるかと思うんですけども、22万円が減額になっておりますので、もう大体のですね、こういった内容にするかというのはですね、委託料というふうにありますけれども、その理由とですね、大体どんな内容なのかですね、簡単に結構ですので、答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） まず、産後ケアについてお答えします。

今年度の12月からですね、事業を開始しておりまして、町内に住民票がある出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで、赤ちゃんが対象となっております。お母さんの心身の回復、育児相談、あとミルクのあげ方等についてアドバイスや、あと心身のケアや育児サポートなどを行っております。

内容につきましては、各町ですね、そんなに大きくは変わらないかと思いますが、甲佐町の場合はですね、近隣のですね、産婦人科のほうにですね、委託しておりまして、

宿泊ですね、泊まりで利用できる内容と日帰り、通所で利用できるもの、それと自宅のほうにですね、そういう専門の方が伺ってサポートをされる、アドバイスをされるというような利用内容になっております。

実績としましては、利用者がですね、1月分までなんですけども、2名の方が、12月、1月で2名の方が利用されております。日帰りのですね、利用については3回、訪問の利用については3回、宿泊利用については1回というふうになっております。

3月までの利用を見込んでですね、減額というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。井芹議員、今関連ですかね。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番です。先ほどの森田議員の質問と関連しますけども、26ページの地域おこし協力隊の件ですけども、多分、多分じゃない、これは甲佐高校のあゆみ学舎のことだと思うけども、そうであれば、あゆみ学舎が今どういう内容で、どういうふうなことをされているのかをお聞きします。まず、あゆみ学舎のことですよ、この地域おこし、間違いないですね。それじゃお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 先ほどの地域おこし協力隊につきましては、甲佐高校のあゆみ学舎の運営を行っていただいております。こちらにつきましては、公営塾ということで、基本的な学力を甲佐高校の方に身につけていただくというところの取組と、主なものとしては、地域の連携ということで、商店街などに入っていただいてインタビューをして、いろんな課題とかをですね、自分たちで見つけてというような取組とかも今していただいているところになります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） じゃ、公営塾をやっておられて、その甲佐高校の生徒さん、何人ぐらいの方が、その公営塾を利用されているのか、分かればお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 現時点で14名の方が利用されております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。14名の方が利用されているということでございますので、ですけども、この甲佐高校の存続というのは、ずっと以前から、前の奥名町長のときから、我々もずっと甲佐町の高校ということでですね、いろいろ議論してまいりました。

教育長にお伺いしますけども、教育長の前のときからそういう問題は出ていました。今、この時点ですね、今後、甲佐高校存続のために、生徒数も少しずつ回復しておりますのでですね、ここを逃すことなくですね、きちっとやっていきたい、やっていくべきじゃないかという思いで、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） お答えします。

甲佐高校は、まず、学校の教育内容の魅力化を図って、そしてその魅力に、魅力を感じて生徒が集まってくるという、そういう好循環をですね、何とかつくり出していきたいというふうに思っております。

県の教育委員会の中に、魅力化推進室という部署ができて、そこと連携をいたしまして、いろんな取組をこれからは働きかけて、町が支援しながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 31ページです。一番下に、遺族会のことが、減額をされております。

私も遺族会の会長をしておりますので、一つ町長とこの遺族会のことについてちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけども、もう戦後80年を迎えようとして、もう遺族会の正会員の方もおられませんし、遺族会も高齢化して本当に解散というような方向に進んでおります。

そういった中であって、戦後すぐに旧護国を中心に、顕彰碑が、英霊顕彰碑が建てられて、その維持にも大変な思いのところも今あっております。

そういう中であって、今、遺族会のほうでは、甲佐町に一つ、今甲佐校区のあそこの、あそこの、あの地区は何ていうんですかな、今のあるところは、軍人墓地、そうそうあそこの、豊内か、豊内に軍人墓地があります。

あそこを甲佐町はまず、一つの顕彰地として残し、あそこを公園化して、長らく町として、いわゆる、戦死なされた方々を永遠に祭るというような方向性というのが出ておりますけども、それについて町のほうでは、遺族会からそういう要望があった場合、していませんけども、そういったことがあれば、どのように考えられるのか、その点をちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま本田議員のほうからのご質問、ご提案いただきました。戦後80年ということで、現在護国にそういった碑があるということで、今後につきましては、豊内地区にございます軍人墓地のところを、そういった戦死された方々を祭るそういった施設にできないかというような要望も込めてということで、これにつきましては、まだ遺族会のほうからそういった要望は町のほうに上がってないということですけど、今後そういった要望があった場合につきましては、その当該地区軍人墓地ございまして、今現在上のほうは陣ノ内城の跡地になっております。

先般もですね、全員協議会のおき話が出ましたが、今後陣ノ内城が令和3年10月に国指定史跡になりまして、今後新たな、そういった町の観光地、新たな観光施設として、整

備をするに当たって、まず、そういった、そこに行くための道路が必要じゃないかということで、現在建設課のほうで国土交通省と連携を図りながら、道路の調査設計を行っているところでございます。

そういった中でそういった道路ができればですね、その軍人墓地を通って、陣ノ内城、また、その隣には松尾城跡がございます。そして町の観光名所の一つでございます、やな場のほうに通る道、そういった道を今後検討してまいります。

そういった中でですね、この軍人墓地の公園化というのも、十分検討をする余地があるのかなというふうに今聞いたところでございますので、今後その辺りにつきましても、そういったほかのですね、陣ノ内城跡の利活用等々含めながら、あわせて、検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページでいきますと27ページですけど、総務管理費の中の財産管理費、工事請負費で、仁田子町有施設の解体工事で1,000万円の減額。その上の委託費ですね、委託料の中では、逆に、仁田子町有施設の解体工事の管理委託料が1,000万円の増額ということで出ております。

お尋ねしたいのはですね、私の思っている施設とは別の施設かもしれませんが、令和6年度の当初予算の中で、仁田子の養豚団地の8,000万円という予算が計上されております。で、今回繰越明許のほうでも、その仁田子の養豚団地のほうが8,000万円の繰越明許をされておりますけれども、それとこの町有施設というのが同一のものなのかそれとも別個の施設なのか、それをまず説明をいただいて、関連して、その8,000万円の解体工事が1年間ほど現状のままになつとということで繰越しになりますけれども、その辺については、今後の利用計画や、何かの腹案を町はお持ちであるのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 鳴瀬委員の質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この仁田子の町有施設については、繰越しをさせていただく養豚団地と同一の施設になります。

今回の補正につきましては、解体工事を行って、管理については、他課依頼で建設課等の職員にお願いしようということで、当初考えておりましたけども、あそこの解体するに当たっては、アスベスト関連がありますので、なかなか職員では管理が厳しいんじゃないかという部分もありましたので、今回解体するのと併せて介入させていただく部分で、その8,000万円のうちから1,000万円を委託料のほうに組替えをさせていただくという形をとらせていただいているところでございます。

あと1年間という部分であそこは民地が入っておりますので、民地の方との売買契約に向けて協議を行いまして、あと相続問題が若干ありましたので、その契約段階が若干遅

れましたので、一応2月に入りまして、契約登記等が町のほうに済んだということですので、今後につきましては、工事、解体工事の入札の準備をさせていただいて、早ければ次回次期の議会に、工事請負の契約の締結での議案を上程したいというふうに考えているところでございます。

あと今後の活用については、解体をし始めました後にも、関係課等ですね、また、地元の方との協議をしながら、どのように活用していくかという部分については、考えていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 34ページですけれども、甲佐町が様々な事業をする場合は事業計画の委託というのをですね、随分やるわけですが、この中で、子ども・子育て支援事業を計画策定業務委託料ということで、この委託先はどう、どうした、どのような事業者か、また、270万円というふうに大きな減額がされておりますけれども、その点について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の件について回答いたします。

先日、全員協議会のほうで報告させていただきました、第3期の子ども・子育て支援事業計画のことになります。こちらのほうにつきましては、当初予算で506万円で入札の結果、契約金額が118万9,000円となっております。

そのほか、この業者さんにつきましては、株式会社サーベイリサーチセンターというところと契約をしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、43ページ、款9教育費から47ページ、款11公債費までです。款9教育費から10款、すいません、申し訳ないです。

次に、36ページ、款5農林水産業費から43ページ、款8消防費までです。款5農林水産業費から款8消防費までです。

何かありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。ページ40の6款商工費の中の商工振興費、負担金補助金及び交付金の中にある、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金がありますが、この事業内容について1点ご説明いただきたいということと、消防費のページ、42ページに、防災対策費で17備品購入費の中にあります、テント式パーテーション、それと炊き出しセット、これについてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 6 款の L P ガス価格高騰対応生活者支援事業の内容につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、国の物価高騰対応生活者支援交付金を活用いたしまして、L P ガス価格高騰の影響を受ける町内の生活者へ支援を行うというところで、1 世帯当たり 5,000 円の補助金を交付するという事業になっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 防災費関係の補正についてお答えします。

今回の補正で予算計上します、このテント式パーテーションと炊き出しセットにつきましては、これは、地域防災力の強化に向けた国の交付金、これを活用いたしまして、大規模災害時における避難者の生活環境を改善することにより災害関連死を防ぐ目的で行います。

具体的にはですね、多くの被災者を収容する、町内五つの小中学校の体育館、ここにですね、プライベートの確保ということで、テント式パーテーション、それと、温かい食事というところで、炊き出しセット、これを購入します。その費用であります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 今ご説明いただきましたが、そのテント式パーテーションとかいうのが五つのですね、1 か所にどれぐらい設置を予定されているのか。お願いします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。

これにつきましてはですね、五つの体育館の収容人数、これに合わせてですね、五つ、400 張必要というところで計算いたしまして、現有 68 あります。その足りない分 332 張を今回補正で上げさせていただいております。

炊き出しセットにつきましては、これは 1 セットでご飯を 100 食分、それと汁もんを 100 食、これを 7 セットということで、これも、体育館の収容人数に合わせてですね、収容人数が多い甲佐中学校と甲佐小学校、ここに 2 セット、それとあと龍野、白旗、乙女、この小学校にワンセットずつ。ただ、このあとワンセットのところはですね、近くにふれあいセンターがありますので、足りないところはそこで補充という形で考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6 番、荒田議員。

○6 番（荒田 博君） 6 番。39 ページの有害鳥獣被害防止対策事業補助金に関連してお尋ねいたしますけど、大体電気柵のですね、交付時期はいつ頃大体交付されておりますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

要望の申請が前年の1月末となっております、県からの交付決定が例年7月ぐらいに来ます。それから、入札の準備を、手続等を行いまして、納品が大体11月頃にしておる状況になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういうことで、今までですと、イノシシの対策として稲刈り前にということで11月頃という、早くて10月ぐらいだと思いますが、今はですね、鹿が結構増えてきて、鹿は田植をしたと同時に苗を食うということになっております。今、お米のほうも高騰しておりますし、量も減っているというような状況でございます。

そういった中で、できれば、交付決定を待たずにといいいますか、早めに6月頃の田植と同時に電気柵ができないかどうか、その辺りをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 議員がおっしゃられましたとおり、米の被害というのも少し聞いておりますので、今後はですね、検討協議を行い、早めですね、交付決定また、指令前着工といいいますか、そこら辺の協議もいたしていきたいと思えます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 27ページ。下のほうにですね、耕作放棄地活用事業補助金の減額、73万円減額になっていきますけど、ますね。これについて少し内容を説明してもらえませんか。

結局、耕作放棄地を解消しようと予算立てたんだけど、それができなかったからこういうことになったちゅう返事、回答になると思えますけど、何筆されて、面積はどれぐらい実績があつて、あつたのか、分かれば。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） これはですね、申請が2件ありました。当初は80件ほど予定をしておりましたが、2件の申請で9万円を支出しております。

昨日も申し上げましたが、耕作放棄地を耕しまして販売する農家に当たりましては、10アール当たり4万円、耕作放棄地の復旧をするのみのところは、10アール当たり2万円というところで予定をしておりました。実際その実績がですね、2件でしたというところになります。

今後はですね、回覧とか広報、そこら辺を通じてですね、もっと広げていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） これは、昨日、田中議員の、昨日やったかな、一般質問でもいろいろ耕作放棄地の問題については、何回もこれ議論してきているものですけども、毎年、農業委員さん、それから推進員さん、8月、7月8月かその辺の暑い時期に、現地調査をして、もう耕作放棄地というのはすごく簡単になくなるわけじゃないけど、それはずっと毎年調査されておると。減っているんですか、増えているんですか、それじゃ、その結果。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 8月と9月に現地調査を行いまして、11月に土地の所有者に意向調査を行っておりまして、そこで貸したいというところは、幾つか条件があります。その条件の中で、中間管理機構を通した土地に関しましては、県のほうに上げておりますが、なかなかそこでマッチングしないという状況がありまして、現在は横ばい状態というところと認識しております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 横ばい状態ということもですけど、私が思うにはですね、もう毎年それじゃ地主さんにはそういう、荒れてますよ、どうかしてくださいとか言うことは農業委員会かどっかでやらなくてはいかん問題じゃないかと思うんですよね。

そうですねえ、それと、もう私のところもそうですけども、もう何十年も同じ状況で、全然手つかずで、あるんですよね。今後新年度からは、何だっけ、町、あの事業何だったっけ。地域、地域計画、そういうものも関連してきますので、やはりここでやっぱり行動に出ないといけないかなというふうに思うのが一つとですね、もう一つは農業委員会を通じて売買されますね。これ何回か言ったことあるけど、その後に耕作放棄地になるというところがあるんですよね。

そういうところはやはり、農業委員会ではきちっと管理をするのが、農地として管理するということで売買しているんだから、それはやっぱり、地主さんにちゃんとしていただけるようお願いするとか、やっぱりそういう手を取っていただけませんか。

特に地元の人は、やはり自分のちゃんと地域だから、そこは荒らさんようにって言われるけど、全く分からない人が、買われるんですよね。連絡もつけようがないというようなことも、地元ではあるから、そういうところはやっぱり行政が入って、ちゃんとしたほうに指導すべきじゃないかなというふうに、感じますけど。

特にその、売買した後放置するというのは、これはやっぱり、ねえ、いけないと私は思いますよ。もう既に木が生えてます。そしたらもう山林化しますからね。減るどころか、そういう売買をしたことによってそういうのが増えていくというのは、いかなもんなかなと思って言っていますので、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 今議員がおっしゃられたとおりですね、売買後の管理ですね、につきましても、今先ほどおっしゃられたとおり、農業委員さんとか、農地利用最適化推進委員さんからもですね、指導を行うように、はしております。

今後でもですね、そういう場所には、現地調査とか行いますので、そのときにですね、指導していただくように再度徹底していきたいと思います。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの新議員の鳥獣被害に関連してですが、資料を見させていただきまして、イノシシとかですね、それから鹿テイの捕獲数は、非常に増えておりましたけれども、そうした捕獲後の処理というのはですね、どのようにされているのか。

ジビエとしてですね、いろいろ有効に活用されていると思うんですけど、そういったのがですね、我が町の中でもですね、そういった研究とかですね、タケノコの山もかなりたくさんあります。そういった加工も含めてですね、そういったもろもろの加工といいますか、農産物の加工について、町としてはですね、研究をされているのかされてないのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） ジビエの話が今出ましたが、ジビエに関しましてはですね、止め刺しをした後ですね、死んだ後に何時間という時間があるそうなんですよね。そこで、山都町では取り組んでいらっしゃいますけど、殺してから何分以内というやつを持っていかなくてはならないということで、まず、設置するという施設とかそこら辺の問題があつて、施設の問題と、それとあと、誰が引き受けるかというところで、一応駆除隊のほうにもですね、相談があったそうなんですけど、そこで駆除隊のほうも即応するということが難しいということで頓挫しているという話を聞いています。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 37ページです。農業振興費の中で質問させていただきたいのは、もう本当に、今の新聞テレビ等でお米のことが毎日のように語られておりますけども、再生協議会のほうでは、これまで毎年あなたの減反目標はということで、40%近くをするな、のような感じでされておりますけども、今後ともそういった方向性は出していかれるのかどうか。

これはもう国の考え方だから町がどうこうという答弁はできるかどうか分かりませんが、そういったことを今後どういった方向性が進むのか。また、地域計画というのが、今作られております。その中で語られるのが、水張りのことについてもですね、5年というの国から示されておりましたけども、どうもそれも、昨今の報道によると、何か揺れ動いておるような感じでありますので、そういった国からのそういった町にですね、どの程度情報が流れているのかですね、それをはっきりしないと、我々各農家もなかなかこう動きがとれないんじゃないかなという思いがあります。

J Aのほうでは、もう来年、来年度の種の、種子の注文が出ております。そういったこ

とで、もうどんどんどん先へ先へと行っておりますので、農家もそれで大変なんですけども、そういったことの場合ですね、やっぱり国からの指針というかな、が早く伝わるようになればと私は思っているんです。それで国の指針がどうなのかということが1点。

それと、やっぱりここに来て地域計画も変わりますので、ぜひともですね、部落座談会とか、やっぱり地域を交えてですね、ちょっと農政課の職員の方には大変申し訳ないけども、やっぱりここはしっかりと農業の方向性を出すということで部落座談会へ、地域に出向いていただいて、しっかりと膝を交えてですね、今後の農業の在り方、それと法人、何もかも法人にすればというような空気が流れていますけども、私は決してそうじゃないかなという思いがありますので、法人とのほうではかなりですね、農政課のほうはかなり連携を密されているのは知っております。

それを除いてでもですね、やはり部落座談会のほうで、やはり、その他の農家の方々ですね、しっかりと連携を密にしてもらいたいという思いがありますので、国からの指針、それと部落座談会についての、するかしなか含めて、町の考えをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

現在ですね、減反といいますか、それは以前ありましたけど今はありませんで、今米が高いということになりますので、結構米の作付も多い状況にはなっております。

それと、先ほど言われました令和8年までの水張りのルール、令和9年度に変わるということにはなっておりますが、詳しい指針というのはまだ示されておられません、はい。県のほうの、何ですかね、説明会というのもまだ来ていない状況で、2月にですね、農政局との説明会もありましたが、そこら辺はですね、令和9年度に向けて徐々に変更していきますという話を聞いています。

それと座談会に関しましてですが、町長のほうからもですね、ぜひ農家の直接的な意見を聞いてほしいということでですね、指示が出ておりますので、そこら辺の座談会もですね、していきたいとは考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） ちょっともう一つだけ確認してください。じゃもう米の作付面積については、もうそれぞれの農家の意思というような方向で動いているというふうに、今のところは動いているということなんですか。そこを確認をさせてください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 今はですね、国から甲佐町は四十何%とか、そういうのは今はありません。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 間違いない。よか。しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 先ほどのやつに対しまして、答弁の訂正をお願いしたいと思います。

現在の率は示されておりませんが、目標の数値はですね、県から示されるというふうになっております。あくまでもこれが目標ということで、になっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員、もう3回を越していますので。

宮川議員、10番。

○10番（宮川安明君） 今本田議員の説明で、農政について座談会を地元と開くというようなことを考えておられるということで、ぜひその中に入れていただきたいのは法人。入られるでしょうけど、法人のつくって、それはもう期限が、修正したのは期限が切れるんですよ、来年2月かな。

だから、非常に先ほどのこと、農政が変わるという節目に来ていますので、その辺もですね、地域の方々に下ろしていただけたら、法人にお任せって、法人のやるとおりですよと言われたって、法人自体がどうにもならない状態に皆なっていますので、その辺は、しっかり契約を新たにすることを伝えるようにしていただだけませんか。

それやないと、地域計画もここから始まっていますので、ぜひ、座談会の中に入れて、周知徹底を図っていただきたいということをお願いします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 今議員がおっしゃられたとおりですね、先月ですね、先月地域計画の検討委員会というやつを行いました。その後に、法人の各代表さんを集めまして、今後の農地の契約のスケジュールですね、それ等もお示ししております。

それに加えまして、今おっしゃられましたとおり、座談会におきましてもですね、法人の代表さんとか役員さん、そこら辺も呼んでですね、行いたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうからも農業のことに関して答弁させていただきたいというふうに思います。

国のほうでもですね、現在農業のほうは非常に流れが加速化しているといえますか、国のほうも農業の憲法であると言われております食料農業農村基本法というものが25年ぶりに改正されたということでございます。

本町の農業のほうを見ましても、非常に高齢化のほうが進んでおりまして、非常に農業の転換期を迎えているというふうに感じているところでございます。

10年前にですね、甲佐町の農業の担い手として、法人化のほうを町のほうも精いっぱい

支援をさせていただきました。

法人化を支援して10年が経過したわけでございますけども、現在法人化、法人さんのほう見てみますとですね、その法人をされる方々がもう既に高齢化をされているということで、今後ですね、その法人また個人含めて、どういった対策で甲佐町の農業を持っていくかというものを、今後この地域計画をもとにですね、そしてそれを座談会をしながら、法人の方々も踏まえて、座談会をしながら、甲佐町の農業の方向性というものを、いま一度検討していく時期が来ているんじゃないかというふうに感じておりますので、そこについては、私のほうもしっかりとですね、農政課のほうに行って対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 審議途中でございますけども、しばらく昼食のため休憩します。
午後は1時から再開します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどのくらし安全推進室長から議案第16号の甲斐議員からの質問について答弁の申出があっておりますので、これを許します。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） それでは、先ほど私が答弁したのをちょっと訂正させていただきます。

大規模災害時に通信制限がかかり、携帯電話がふくそうした場合、町民に情報発信ができるのかという甲斐議員の質問に対し、先ほど私は、今回のシステムは、メールやLINEなど通信制限のかからないデータ通信で情報を送りますので、メールやLINEなどには送れる、ただ戸別受信機には送れないと答弁いたしました。今回のシステムは、パソコン等で打った文字情報を音声に変換し、これを通信制限のかからないデータ通信で戸別受信機にも送れますので、戸別受信機からも情報が流れますということで、戸別受信機からも情報が受け取れるということで、訂正し、おわびします。申し訳ありませんでした。

○議長（宮本修治君） 次に、農政課長から議案第17号の本田議員からの質問について答弁の申出があっておりますので、これを許します。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 時間取らせました。すいません、先ほどの議案第17号での本田議員の質問についてお答えします。

緑川森林組合甲佐町グリーンセンターに登録してあります町内の樹芸農家は27件で、町外が479件、合計の506件というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 先ほどの、款5農林水産業費から款8の消防費まで、質問をお願いいたします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。ページ、43ページの消防費の中で、説明の項目の中に、老朽空家等除去促進事業補助金がありますが、この事業内容についてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） この事業は町内に点在している空き家の中で、特に老朽化が進み倒壊のおそれがある空き家、特定空家と呼んでいるんですけども、これは国交省が示している住宅の不良度判定に基づき、基準点以上であったものに対し、その所有者または相続人に除去費用の一部として最大1戸につき40万円の補助を行っております。財源については、社交金を活用し国から2分の1補助を受け取ると。

今回、補正で2戸分あれしていたんですけども、昨年度は、令和6年度は申請がありませんでしたので、これを落としております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員、もう3回だけでも、今の関連で、はい、どうぞ。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） これで最後です。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 実態としてはですね、この老朽の空き家家屋というのは、点在していると思うんですよね。そういったところで申請がなければ、もう解体はできないということですかね。

くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。

申請といいますかこの特定空家というのは、行政、町で調べて、非常に危険性が高い。例えば道路近くにあって、崩れれば、車がぶつかるとか、例えば川のそばにあって、もうちょっと風が吹けば、川で流れて、せき止めて洪水が起こるとか、そういった、それとか臭いですね。

周囲に迷惑をかけるような、もう本当、大変な空き家というところで、そういうのを行政が調べてですね、その所有者を調べて、それについて、申請があればあるということですけども、町内においてですね、去年の夏頃調べたんですけども、先ほど言いましたような、本当にその何か、周りに危険性を与えるような空き家というのは、今のところ認められないということで、担当の者は考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） いえ、納得しなんなら休憩ばとってください。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時05分

再開 午後 1 時11分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 佐野議員がご質問になられた、そういった危険家屋についての解体等につきましては、現在空家対策特別措置法というのがございまして、いろいろ行政代執行の手のやり方などいろいろございますけど、そういった手を踏むに当たっては、所有者が特定できないと、そういった手はなかなかできないということでございます。

一応そういうことでございます。以上です。よろしいですか。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 4 番、森田です。42ページの防災対策費の中で、消耗品に220万円の予算計上されています。それと、佐野議員が聞かれた備品購入費のほうのテントのパーティションですかね、それと炊き出しセット、これを購入される予定ですがけれども、今月いっぱいという、どのような形の、入札されるのかどうか、その方法等を教えてください。

○議長（宮本修治君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。

まず、この需用費につきましてはですね、同じく先ほど午前中の答弁でも申しましたが、国の交付金を使ってですね、これは快適な睡眠ちゅうところで、段ボールベッドですね、200個、購入する費用であります。段ボールベッドですね。

（「すいません、休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時13分

再開 午後 1 時14分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（山下玄介君） お答えします。

この国の交付金で、今回補正で上げた三つ、段ボールベッド、テント式パーティションと炊き出しセット、これは入札で行います。入札で購入したいと思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 3 番です。ページでいきますと38ページ、それと39ページにつな

がりますけれども、多面的機能支払事業で、農地維持及び資源向上支払交付金の減額の195万9,000円と、次のページのほうの資源向上支払交付金、施設の長寿命化の減額の382万2,000円という、二つがありますけれども、ソフト事業とハード事業になると思うんですけれども、今回、このような減額になる金額が出てきた理由が、まず1点ですね。

それと、もう1点としてですね、この多面的機能支払事業については、令和7年度から令和11年度までの5か年を一つのスパンとして、新しく取り組むような事業になってくると思うんですけれども、この金額がマイナスになっているということは、自分で思うには、今されている団体の方たち、組織の方たちが、清算を、事業清算をされて、次の新しい5年間にはもう、もう向かわないんじゃないかという思いが少しあります。というのは何かというと事務をされる方ですよ、5年間を事務を仮に続けていくとするなら、今、事務に携わっている方たちも少し高齢化になっておられます。そして、非常にこの多面的事業は事務の煩雑化が私はあると思っております。

その辺はちょっと今後の課題かなと思いますけど、何しろ、この事業は、地域特に中山間とか、これされているところについては、非常にいい事業なんで、継続はしていってほしいんですけど、そういった、事務的な煩雑化による、引き受け手がないというような、ちょっと懸案もあるんじゃないかという思いもあります。

そういうことも含めてですね、まず、減額になった理由でも結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

これにつきましては、申請しておりました金額が、まるまる月ないというか、交付決定の額の減額と、あとですね、上早川二区地区の取り組んでおられた分が、中山間の直接支払いのほうに移行された分の減額となります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この件については、先ほど今言いましたけど、町長のほうからでも結構なんですけど、この事業については、甲斐町長も以前携わっておられたような気がいたしますけれども、やはり、地元でこの事務をやっていく方々がやっぱり非常に大変な思いをされておると思います。

そういった中で、組織的には幾つかある、数多くあると思うんですけれども、この事業非常にいい事業と思うんですよ、補助金に来てですね。ただそういった何か、事務されていく方が、もうちょっとやりやすいようなことが考えられないかなという思いがありますので、何かいい方策辺が浮かばないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 鳴瀬議員お尋ねの多面的機能支払事業につきましては、この事業につきましては、やはり鳴瀬議員も言われましたように、今後の各地区の長寿命化、また、資源保全といった点ではですね、非常に効果的な事業だというふうに考えております。

その中で鳴瀬議員も今ご指摘されましたけれども、この会計さんあたり、この事務手続がですね、非常に複雑だということは私も認識しております。これも、町のほうでどうかと言われましても、これが国の事業でございまして、町のほうは県のほうにその資料を通して県から国を通して、国が求めている資料でございしますので、そこをきちんと整理することはもう当然しなければその交付対象にはならないということでございますが、もうそのような非常に複雑な事業でございしますので、現在としては、町の農政課担当者のほうもですね、しっかりとその地区の会計さんあたりと寄り添った対応というのをしっかりと行っていただきたいというふうに考えておりますし、あと今後の将来的なことに关しましてはですね、鳴瀬議員が言われましたことをちょっと参考にしながらちょっと自分でもよりよい方向をですね、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、43ページ、款9教育費から47ページ、款11公債費までです。43ページ、款9教育費から47ページ、款11公債費までです。

何かありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入について質疑をお願いします。

14ページ、款1町税から18ページ、款15国庫支出金までです。款1町税から款15国庫支出金までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 16、すみません、ちょっとお待ちください、15ページですけれども、町営住宅使用料が588万3,000円減額になっておりますけれども、空き室の関係だろうと思うんですけども、そういった理由なのかですね、今後ですね、町のほうではですね、民間の住宅建設においてですね、大きな支援をですね、考えておられまして、そういったアパート等々がですね、今後、続々というふうに行くのかどうか分かりませんが、そういったのがですね、今後進んでいきますと、この町営住宅の関係のですね、にも影響が出るかなというふうに思うんですけど、そういった点はどういうふうにご検討されるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この減額補正の588万3,000円につきましてはですね、当初予算の段階では、収入で基本家賃を決定するんでございますけれども、収入分位によってですね、町営住宅の基本家賃が段階的に定められております。その中で、収入分位の、当初高い方の設定がありまして、最終的にはですね、高い方がですね、同居人等の変動により、想定より収入分位が下がったというふうなことで減額が大きな割合でございます。

それと、議員が先ほど言われたとおり空室の影響も若干はございます。

以上でございます。

それと、民間の賃貸住宅が影響はないかということですけれども、公営住宅につきましては、低廉の家賃で設定して、住宅に困窮している方に提供するわけですので、全然影響はないということはないんですけれども、住宅に困窮している方に提供するようにしておりますので、その辺の関係はですね、まだちょっと、影響があるかどうかはちょっと分かりません。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの14ページですけれども、歳入の固定資産税の件なんですけれども、これが、補正額でマイナスの297万円とございます。内訳を見ますと、滞納繰越分ということでございます。滞納繰越分の調定が残つとるということでございます件でしょうけれども、そういった中にはですね、時効ですよ、時効が成立したもの、あるいはその資産としての価値がないもの、または先ほどの質問の中にもありましたけど、空き家に対してもやっぱり課税がなされているのかなあという思いがあります。

そういったいろんな理由があって、この調定が残って課税されていると思うんですけれども、将来的にですよ、もうどうしてもとれないとかいろんな条件を満たせばですよ、不納欠損辺も視野に入れてですね、やっぱり調停をスリム化してから、もうちょっと現年分とかに向かって収納率を上げていくとかというような方策をとられたほうがいいのじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） お答えしたいと思います。

まず、今回のこの固定資産税の滞納繰越分につきまして、297万円の減額補正させていただいた案件なんですけれども、特に固定資産税につきましては、大きな滞納案件が幾つかありまして、早期にですね、整理を進めていこうというところでですね、行っております。

6年度においてもですね、3件ほど最終整理を行うというところで考えておりましたが、そのうちの1件につきまして、ちょっと時間の経過とともにですね、状況等が変化したことに伴い、関係機関、法務局とかですね、裁判所などとのですね、協議が必要な案件が出てきましたので、その案件につきましては、ちょっと年度内でのですね、解決がちょっと見込めないということで、今回ですね、減額の補正を計上させていただいたところです。

先ほど鳴瀬議員からもありましたけれども、案件ごとにですね、様々な案件があります。本当にもう、先ほどの空き家とか、実際に払う資力がないとか、そういうような案件ごとにですね、その状況を調査しながらですね、その辺の確認しながら、もう本当に徴収することが困難な案件につきましてはですね、先ほど鳴瀬議員のおっしゃるとおりですね、不納欠損等を行いながらですね、スリム化を図りながら、徴収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、18ページ、款16県支出金から24ページ、款22町債までです。款16県支出金から款22町債までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 20ページですけれども、子どもたちの難聴児の補聴器購入補助金がありますけれども、これがですね、どういった、どれだけの補助額なのかですね、その点、10万円の減額になっておりますけれども、利用状況も含めてですね、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 休憩しましょうか。しばらく休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時31分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 大変お待たせいたしました。

難聴児補聴器購入補助金につきましては、こちらのほうにつきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中程度ですね、聴覚障害のある児童の方にですね、補聴器の助成を行うものになっております。1件10万円を限度としまして、県補助金2分の1というふうになっております。

1件申請がありまして、1件分、20万円を上げておりましたけど、1件分だけ落とすような形になっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 22ページですけれども、この利子及び配当金ですけれども、ざっと利子が、内訳が出されておりますけれども、これっていうのはですね、1か所の銀行なのか、何か所といいますか、そういった預け入れでの形なのか、ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 会計管理者。

○会計管理者（渡邊友美君） お答えいたします。

こちら基金のですね、利子についての補正になっておりますけれども、こちら定期預金で預け入れをしております、現在は肥後銀行と上益城農協の2か所に預けております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。繰越明許費補正について事業内容をご説明いただきたいというふうに思います。

全てではありませんが、一つは土砂災害の危険住宅移転促進事業、それと、がけ地近接住宅等移転事業と、もう一つは、早川地区の防災公園整備事業、この三つについて、事業内容をご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この土砂災害危険住宅移転促進事業と、このがけ地近接住宅等移転事業につきましては、同一地区のレッドゾーンからの移転をされるための移転費用の補助でございます。同一の方が事業の実施をされております。

上のほうがですね、土砂災害移転事業で300万円の補助と、あと、がけ地移転のほうは補助、借入金の利息の補助とか移転に要する費用の補助、となっております。

それと、消防費の早川地区防災公園移転事業につきましては、早川第一団地の跡地を民間のほうに売渡しをしましたけれども、その団地のほうをですね、ブロック積み辺りの老朽化で宅地には使用することが難しいということで防災公園、隣接する竜野川がございますので、そちらのほうで越水するというところでですね、車等の避難場所、または地域の憩いの場所としての防災公園を設置するため事業化をしております。

繰越しにつきましては、工事費でありますけれども、東屋等のですね、受注生産の製品の納入が遅れていることにより、今回、繰越明許費をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。私も今佐野議員と同じようなことをお尋ねしたいなというふうに思っていたんですけども、繰越明許というのは、歳出予算の経費のうち、その性質上また予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらない見込みのあるものと承知をしておりますが、各事業について、当初予算または補正予算での事業だと思いますけれども、この8項目ですかね、その中の理由というのがですね、明確に示してほしいといいますか、その理由をお尋ねしたいと思います。全項全款についてよろしくをお願いします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） では、総務費の仁田子の養豚団地解体事業ですけども、これについては、先ほど鳴瀬議員の質問にもお答えしましたが、これについては、民間、民地がありましたので、その契約に要した時間がかかりましたので、その分が先ほど言いましたように登記が2月ということでこれから入札、解体の入札を行いますので、その分での繰越しということになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 3の民生費の分についてお答えします。

まず、一番上の物価高騰対策重点支援給付金事業につきましては、こちら定額減税ですね、の関係になります。調整給付し切れない不足額給付のためのシステム改修の分になります。こちら12月補正にしている分になります。

今回、繰越しを行いまして、システム改修してからですね、次の補正に備えたいというふうに考えております。

次の物価高騰対応重点支援給付金事業につきましては、こちらは1月に専決処分させていただきました、令和6年度非課税世帯分の低所得者支援分の分になります。現在準備を進めておりまして、4月にですね、支給、4月下旬から支給開始をしたいと考えております。

次に、障害者自立支援給付審査支払等システムコード修正改修事業につきましては、こちら障害者福祉サービスの報酬、請求システムのサービスコードの修正を行うものです。こちらにつきましては、3月補正で計上させていただいております。

こちら厚生労働省のほうからですね、令和6年の11月末のほうに通知が来まして、国が示された請求コードのほうに一部誤りがあったというところで、こちらのほうにつきましては、令和7年6月より、正しいサービスコードによる請求対応してくださいということで、対応するために上げております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 4の衛生費、保健衛生費について説明します。

宮内地区飲料水供給施設給水管切替工事の明許、繰越明許になります。

内容としましては、西原柳瀬地区のほうで現在中山間整備総合事業の飲雑用水ということで水道管の本管の整備が行われておりますけども、これに併せて、給水管の工事することとしておりますが、中山間事業のほうで工事の延長がされまして、令和7年度まで繰越しされることになりましたので、併せて本工事につきましても、繰越しを行うこととしました。

以上です。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 商工費のLPガス価格高騰対応生活者支援事業につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。こちらにつきましては、国の経済対策の事業ということでございますけれども、併せまして、県の交付金も充てられるということで、県のほうでの予算組みが、この令和6年度の補正で対応されるということもございまして、それに合わせたところで、今回補正を組ませていただきまして、繰越しをさせていただきたいと思っております。

続きまして、観光案内看板等設置事業につきましては、こちらの財源につきましては社

交金、それから過疎対策事業債ということで活用させていただいておりますけれども、最後の過疎対策の調整が12月末までかかりまして、それに伴いまして、県への申請自体が、1月以降になったことによりまして、今回繰越しをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この土砂災害危険住宅移転促進事業と、がけ地近接住宅等移転事業につきましては、補正で対応させていただいております。こちらについてもですね、個人の申請で個人の事業となりますので、今年度いっぱい終わらないということで繰越しをさせていただいております。

その次の土地所有者移転登記事業につきましては、こちらにつきましては、時効取得で現在裁判中ということで、こちらについても繰越明許をさせていただいております。

次の危険ブロック塀等安全確保支援事業につきましても、こちらも個人の申請で個人の施工となりますので、その工事が今年度中には完了しないということで繰越明許をさせていただいております。

それと、早川地区防災公園事業につきましては、資材等の受注生産により、納品の遅れ等により、時間を要するために、繰越明許費をお願いするものでございます。

以上となります。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（山下玄介君） 8の消防費、避難所生活環境改善緊急整備事業。この事業につきましては、先ほど説明しましたとおり、快適な避難所づくりに資する、段ボールベッド、テント式パーテーション、炊き出しセットを整備する事業であります。これは国からの事業説明、要望調査が12月末にあり、本事業については、令和6年度に予算化することが補助の条件であったことから、今回予算計上し、来年度に繰り越すものであります。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） すいません。7ページの繰越明許費の民生費の中で、昨日私は、3番の緊急高騰対応5,700万円のことですが、私の中で4月の末という言葉に随分先の話だなと思ってしまいましたけど、来月のことでした。その点については、ちょっと、おわびをすると、させていただきたいということがありますが、これ一つここで、マンパワーを改定されたということであります。それについては、大変労をねぎらわさせていただきますけれども、ただマンパワーを削減されるためにDXを導入されるというような方向性も私はあるというふうに思いますが、このDXを、いわゆるデジタルトランスフォーメーションですか、これをする中で、これは削減、マンパワーを削減したり、例えば、この事業給付をもっと早くすることができるとか、そういったことが、あるのかなのか、今やってみなきゃ分からないと言われればそれまでかもしれませんが、その

可能性あるのかないのか。なければ、例えば担当の職員の方々に聞くがどう思うかということでもありますので、今会期中にでも、そういったことが、D Xにすることによって、省力化が図られる、また、事業実施が早まるということがあるという可能性があるならば、この会期中に、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

先日の全員協議会でも説明をさせていただきましたけども、令和7年の4月からD X計画のほうを作成をしております。それと、7年度の当初予算におきまして、R P Aによる業務自動化の効率化の事業ということで提案をさせていただいております。

それにつきましては、今まで手入力で行っていました作業等を、A Iを活用して自動的に取り込むようなシステムをする事業になっておりますので、そういったところで、人の作業から、D Xを活用した作業のほうに移行できれば、業務もスムーズに改善できるのではないかと考えておりますので、今後も、D Xについては推進をしていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。消防費に関して、ちょっとこれは質問ではないんです。これは要望という形になるかもしれませんが、12月のですね、議会のほうで一般質問の中で、新規消防団員、消防団員の増員といいますかね、と女性消防団員について質問をさせていただきました。

それを受けて募集をしていただきましたけれども、1名の女性の方が新しく入団されるというようなことも広報こうさで拝見をいたしました。非常に喜ばしいことと思っております。

そういった試みを町長挙げてしていただいたと思っておりますので、ただそれが一過性になるのではなくてですね、今後もですね、そういった持続的に団員増の、増加につながるような施策ですね、この辺については、町長としては、今後どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 消防団員の増加を目指した対策ということでございます。

今回ですね、女性消防団員の募集のほうを行いました。これにつきましては、12月定例会におきまして、鳴瀬議員のほうからもご提案をいただきまして、女性消防団員の募集をやったかどうかということでご提案をいただきました。確かにいろんな火災現場であったり、いろんな災害現場によって、女性の果たす役割というものも非常に重要な部分もございます。そういった中で、女性消防団員をじゃあ募集しようということで、早速12月にですね、募集を行いましたところ、鳴瀬議員もおっしゃられたとおり、1名の方からですね、今回募集があったところでございます。

今後におきましても、継続的にこういった募集を図りながら、女性消防団員の拡充辺りを図っていききたいというふうに考えております。

現在ですね、役場の女性職員につきましては、女性消防団員ということで数名入っておりますので、今現在は、その女性消防団というよりも役場の職員の方々は役場分団の中に属しておりますけれども、女性のそういった団員が多くなればですね、今度女性は女性で、女性分団みたいな形でつくるのもありなのかなというふうに思っております。

それから女性男性を含めた全体的な対策ですけれども、鳴瀬議員もご指摘のとおり現在少子高齢化の影響もございまして、若い数が、若手の人口が減っているという中で、団員数もですね、年々減少傾向にあります。

そういった中で、やはり甲佐町の安心・安全を守る第一の担い手としては消防団だというふうに考えておりますので、今後もですね、甲佐町消防団員の団員数の確保に向けては、積極的に取組を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。議案第18号、令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でございます。予算にして1億5,006万円という金額の減額補正でございますけれども、それぞれの事業の実績等によりまして、その額が決定したというものであります。あわせて、先ほど質問もございましたとおり、繰越明許のほうも、数多くございます。この事業については、誠心誠意ですね、最後までやり遂げていただきたいという思いを込めまして、本案に対して何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第18号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「令和6年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第19号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） では、議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

次のページをお願いします。

令和6年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,513万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,020万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款2使用料及び手数料から3万6,000円を減額し、6万4,000円としております。項1手数料です。

款3国庫支出金に223万9,000円を追加し、224万円としております。項1国庫補助金です。

款4県支出金から3,597万5,000円を減額し、10億7,697万7,000円としております。項1県補助金です。

款5財産収入から8,000円を減額し、1,000円としております。項1財産運用収入です。

款7繰入金に286万7,000円を追加し、1億5,893万円としております。項1一般会計繰入金です。

款9諸収入に、577万6,000円追加し、578万6,000円としております。項1延滞金及び過料から項3雑入までです。

歳入合計、補正前の額15億534万5,000円から2,513万7,000円を減額し、14億8,020万8,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1総務費から74万2,000円を減額し、3,525万3,000円としております。項1総務管理費及び3運営協議会費です。

款2保険給付費から3,186万4,000円を減額し、10億4,909万8,000円としております。項1療養諸費及び項4出産育児諸費です。

款3国民健康保険事業費納付金につきましては、財源内訳の変更だけです。補正額はありません。

款5保健事業費から、422万円を減額し、1,643万5,000円としております。項1保健事

業費から項 2 特定健康診査等事業費です。

款 6 基金積立金につきましても、財源内訳の変更です。補正額はございません。

款 7 諸支出金に203万4,000円を追加し、347万5,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金です。

款 8 予備費に965万5,000円を追加し、2,451万8,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計。補正前の額15億534万5,000円から2,513万7,000円を減額し、14億8,020万8,000円としております。

次のページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為補正です。

1 追加事項、被保険者資格情報等管理業務委託料、期間、令和 7 年度、限度額23万6,000円です。

今回の補正につきましては、歳入に関しましては、保険証廃止に伴いましての国保システムの改修費、この国庫補助金の額の確定、それから、職員給与費及び事務費等の最終見込額の確定といったことでの一般会計繰入金の増額の補正、それから、一般被保険者の保険給付費の増額に伴う県からの普通交付金、また、特別調整交付金や都道府県繰入金など、特別交付金の減額補正になります。

歳出に関しまして、主立ったものは、令和 5 年度特別交付金につきまして、精算によつての償還金の増額の補正。それから、減額につきまして、一般被保険者の保険給付費、それから、特定健康診査等事業費及び保健指導事業費につきましての減額の補正となっております。

ご説明につきまして、以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

最初に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。11ページから14ページまでです。11ページから14ページの歳出全部です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） すいません。12ページですけれども、出産育児一時金についての対象者数と、それから、特定健診の事業費が減額になっておりますけれども、これはあれですけれども、昨日の質問でちょっと私のほうが聞き漏らしておりましたけれども、健診のですね、受診率といいますか、それをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 休憩しましょうか。休憩しましょうか。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） ご質問、出産育児一時金につきましては、今現在 4 名の方につきまして、出産育児一時金が支給になっております。それから、年度末見込みまして、あと 2 名分を持っておきますが、今回 1 名分だけは減額の補正とさせていただいてるところです。

それから、特定健診受診率につきましては、令和 5 年度が52.8%ということで、確定を

いたしております。例年、対象になる方と対象にならない方、被保険者であってもですね、入所されている方などが除かないといけませんので、その辺りの確定する作業が例年秋ぐらいになりますので、6年度についてはまだ確定いたしておりませんが、現在のところ730名の方が受診されております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。8ページから10ページまでです。歳入全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 8ページですけれども、保険者努力支援交付金というのがですね、320万円増額になっております。どういう努力が実って増額になったのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 保険者努力支援交付金につきましてのご質問ですが、令和6年度の項目を見てみますと、指標がいっぱい、10点ほど指標がございますが、その中では、特定指導、特定健診受診率と特定保健指導の実施率のほうで、それから、重複多剤投薬者に対する取組の実施状況、それから、後発医薬品の促進の取組状況などが、点数が比較的高いということになってございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算第3号でございます。ただいま担当課からご説明がありましたとおり今回、歳入歳出それぞれ2,513万7,000円を減額されたということでございます。歳入の主立ったところで国保システムの改修費、それから歳出におかれましては、保険給付費の確定による減額ということでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第19号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

2時15分から再開します。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第20号 令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第20号「令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第20号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

令和6年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,398万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,034万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款2分担金及び負担金から16万円を減額し、25万6,000円としております。項1負担金です。

款4支払基金交付金から724万7,000円を減額し、4億1,750万6,000円としております。項1支払基金交付金です。

款5国庫支出金に2,086万4,000円を追加し、4億6,534万5,000円としております。項1国庫負担金、項2国庫補助金です。

款 6 県支出金に140万9,000円を追加し、2億3,036万8,000円としております。項 1 県負担金及び項 3 県補助金です。

款 7 財産収入から1,000円を減額し、4,000円としております。項 1 財産運用収入です。

款 8 繰入金から88万1,000円を減額し、2億8,304万2,000円としております。項 1 一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額17億1,636万5,000円に1,398万4,000円を追加し、17億3,034万9,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款 1 総務費から34万3,000円を減額し、4,333万5,000円としております。項 1 総務管理費から項 3 運営協議会費までです。

款 2 保険給付費から779万6,000円を減額し、15億2,060万4,000円としております。項 1 介護サービス等諸費です。

款 4 地域支援事業費に101万1,000円を追加し、7,792万9,000円としております。項 1 包括的支援事業・任意事業費から項 4 高額介護予防サービス費相当事業費までです。

款 7 諸支出金に18万円を追加し、1,789万6,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金です。

款 8 予備費に2,093万2,000円を追加し、4,057万7,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計。補正前の額17億1,636万5,000円に1,398万4,000円を追加し、17億3,034万9,000円としております。

次のページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順に読み上げますか、期間につきましては、全て令和 7 年度となっておりますので、事項と減額について読み上げ説明させていただきます。

新予防給付ケアプラン作成委託料732万8,000円、生活支援体制整備事業委託料320万1,000円、在宅医療・介護連携推進事業委託料22万円、高齢者虐待防止対応事務委託料8万円、地域包括支援システム改修業務委託料147万4,000円、緊急通報システム委託料98万3,000円、介護相談業務委託料4万7,000円、サテライト事業委託料609万5,000円、通所型サービス C 事業委託料381万7,000円、介護予防ケアマネジメント委託料210万7,000円、地域介護予防教室フォローアップ委託料39万6,000円、サテライト事業支援委託料19万8,000円。

今回の補正の主なものは、各介護サービス等給付費及び各介護予防サービス等給付費等の決算見込みによる事業費の調整並びに歳出の変更に伴います歳入の調整を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

最初に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。11ページから16ページ

までです。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 13ページですけれども、認知症初期集中支援チーム員費用弁償ということで、1万2,000円の減額ですけれども、この認知症の問題はですね、世界的にも大きな課題となっているようですけれども、甲佐町の中においてですね、この認知症の方の実態といいますか、どのくらいおられるのかですね、本年度はですね、こういった、この初期集中支援ということで、こういった支援をされているのか、そしてまた予防の取組などありましたらちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 休憩しましょうか。よか。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 認知症の関係についてお答えします。

まず、こちらに認知症初期集中支援チーム員の謝礼としておりますけれども、この認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症の人やその家族に対しまして、保健師、介護福祉士等の専門性を持ち、専門研修を受講したチーム員及び認知症サポート医の研修を受講した医師がチームとなって、包括的・集中的に支援を行い、自立生活をサポートするものになっておりますけれども、今年度につきましては、このチームのほうの活動実績がございませんでしたので、減額をしているところになります。

次に、認知症の関係の啓発事業としましては、まず、オレンジ通信という形ですね、行政区配達で出しているものがあります。認知症に関する啓発活動、甲佐町オレンジ通信というのを各行政区に毎月1回、年間、10回ですね、全戸配布をしているところが、まず啓発活動の一つになります。

あと、次に、認知症サポーター養成講座というのをですね、実施しております。認知症について正しく理解し、認知症の方を見かけたときの声かけとか接し方についての具体的な例を学べる講座となっております。今年度はですね、6か所で実施しております。

北早川の区と甲佐小学校5年生、乙女小学校の5年生・6年生、龍野小学校の6年生、甲佐高校2年生、あとすいません、白旗小学4年生ですね、というような形で認知症のサポーター養成講座等を実施しております。

また、チームオレンジのためのステップアップ研修ということでですね、こちらのほうにつきましても、役場のホール等に集まっておりますね、講習会をしているところになっております。

認知症の方の人数につきましては、すいません、ちょっと確認次第報告させていただきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 今担当の課長のほうからご説明がありましたが、介護予防サポーターということでお話もありましたが、サポーター養成講座を終えられた方が、地域の中でどういうふうに役割を果たしていращやるのか、ご説明をいただいてよろしいでしょ

うか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まず、認知症サポーター養成のほうで、各小学校先ほど申しました各小学校のほうにですね、生徒さんにですね、説明、養成をしてですね、認知症についての正しく理解を求めているところになります。

また、北早川区の住民の方にですね、対して行いました。こちらのほうにつきましても、日頃からですね、地区の皆様ですね、声かけとかそういったところに役立ててもらおうような形でお願いをしているところになります。

また、介護予防サポーターとはまた別のものになりまして、介護予防サポーターについてもご説明したほうがよろしいですかね。はい。

介護予防サポーターにつきましては、全8回中6回の講習を受けたところで、予防サポーターとして認定をしております。令和5年度までが、300名ほどのサポーターの方がおりまして、今年度につきましては、15名の方が受講していただきました。

この介護予防サポーターの方につきましてはですね、地域の各地で行われています地域の集いですね、こちらのほうに参加していただいて、一緒になって活動を盛り上げていっているところになっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。8ページから10ページまでです。8ページから10ページ。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第20号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま担当課長のご説明がありましたとおり、年度末により介護給付費の調整等により歳入歳出それぞれ1,398万4,000円の増額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「令和6年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第21号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） それでは、議案第21号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてです。ご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に、定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ716万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,118万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1後期高齢者医療保険料から181万7,000円を減額し、1億3,578万6,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款2使用料及び手数料に1万1,000円を追加し、1万2,000円としております。項1手数料です。

款4繰入金から462万7,000円を減額し、6,674万2,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款6諸収入から72万9,000円を減額し、517万3,000円としております。項1延滞金及び過料、項2償還金及び還付加算金、項4受託事業収入です。

歳入合計。補正前の額2億1,835万円から716万2,000円を減額し、2億1,118万8,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金から595万2,000円を減額し、2億408万4,000円としております。項1後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3保健事業費から60万1,000円を減額し、519万5,000円としております。項1保険健

康保持増進事業費です。

款 5 予備費から60万9,000円を減額し、20万円としております。項 1 予備費です。

歳出合計。補正前の額 2 億1,835万円から716万2,000円を減額し、2 億1,118万8,000円としております。

今回の補正につきまして、主なものとしましては、歳入につきましては、現年度分保険料、それから県からの保険基盤安定負担金の減額に伴いましての一般会計繰入金の減額補正。

歳出につきましては、先の、収入のほうの現年度分保険料と、県からの保険基盤安定負担金の減額に伴いましての後期高齢者医療広域連合納付金の減、それから健康診査についての委託料の減額の補正となっております。

説明につきまして、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

質疑に関しては本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 5 番、佐野です。歳出の項についてお尋ねいたします。後期高齢者医療広域連合納付金が減額をされています。その減額の理由をご説明ください。

それとあわせて、保健事業費で健康保持増進事業費、健康診査費も減額されています。その減額の理由をご説明ください。

○議長（宮本修治君） 住民、休憩が必要でしょう。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時36分

再開 午後 2 時36分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 失礼しました。後期高齢者医療広域連合納付金の減額につきましては、まず、後期高齢者医療保険料の減額ですね、132万6,000円。今回保険料の収入の見込額につきまして、やや過大であったということで、減額補正にしております。それがそのまま納付金に影響してくるということになります。

それから、基盤安定負担金につきましては、これは県からまず入ってくるものになりますが、保険料の軽減分ですとか、被保険者の方の所得の水準ですとか、そういったものの保険者を支援するための交付金になっておりまして、その分が当初予算で見込んでおりましたよりも実際少なかったということで、462万6,000円の減額になっておりますが、これにつきましても、そのまま納付金のほうに影響してまいりますので、この二つが減額になったということになります。

それから健康診査の減額につきましては、受診されている方につきましてはですね、今

回、今の時点で493名ということですので、人数に関しましては、例年のそれほど変わりはないというふうに捉えておるんですけれども、予算額として、やや過大だった分を年度末に減額をするということになります。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 7 ページですけれども、保険料に関しましては、特別徴収と普通徴収があるわけですが、普通、特別徴収については過大推計だったということなんですけれども、この普通徴収のほうについてですね、何名ぐらいの方がいらっしゃるのかその点だけちょっとお尋ねしたいのと、あと1点、今年ですね、保険料の平均値といえますか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時39分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） それでは、保険料に関しましてのご質問でございます。

特別徴収と普通徴収の方の人数に関しまして、正確な数字は持ち合わせておりませんで、ただこの調定額ですね、保険料、普通徴収と特別徴収の調定額が、割合としては7対3ということで、特別徴収が7割でございます。2月までの被保険者数の平均が2,363名いらっしゃいますので、金額のところで案分させていただければ、1,654名が特別徴収、普通徴収の方が709名ということで推計するところでございます。

それから、保険料の平均額に関しましては、2,363名の方で、この保険料を割りますと、5万7,000円ほどになってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番、甲斐でございます。議案第21号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。ただいま担当課のほうから説明がありましたとおり今回716万2,000円を減額されたということでございます。歳入においては、

一般会計繰入金の減額補正、それから歳出におかれましては、後期高齢者医療連合納付金の減額ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時45分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第22号 令和6年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第22号「令和6年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 議案第22号、令和6年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

次のページをお願いいたします。

総則第1条令和6年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）は次に、定めるところによります。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度甲佐町水道事業会計予算第3条に定めた支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出です。

第1款第1項、営業費用1億5,162万円に93万4,000円を追加し、1億5,255万4,000円としております。

第4項予備費960万3,000円から93万4,000円を減額し、8,866万9,000円としております。議会の議決を経なければ流用することができない経費。第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を次のとおり改めます。

第1号、職員給与費2,302万円に93万4,000円を追加し、2,395万4,000円としております。令和7年3月7日提出、町長名でございます。

3 ページから 8 ページまでは予算説明資料をつけております。

なお今回の補正は、職員の給与改正に伴う費用の補正を行うため提出するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 3 番です。今課長が説明ありましたとおり、これ給与に関するやつでございますけど、実際、何名分の補正ですか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 職員が 3 名と会計年度職員 1 名、計 4 名の補正分になります。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11 番、本田議員。

○11 番（本田 新君） 議案第 22 号、令和 6 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）でありますけども、今回の補正は、ただいま担当課長のほうからありましたとおり、職員の給与の増額ということでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第 22 号「令和 6 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号「令和 6 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 23 号 令和 7 年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第 9、議案第 23 号「令和 7 年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号、令和7年度甲佐町一般会計予算。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133億9,799万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の歳入の最高額は、10億円と定めます。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条の第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1町税を10億5,070万2,000円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2地方譲与税を6,497万4,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。

款3利子割交付金を10万円としております。1の利子割交付金です。

款4配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款5株式等譲与所得割交付金を200万円としております。1の株式等譲与所得割交付金です。

款6法人事業税交付金を1,000万円としております。1の法人事業税交付金です。

款7ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8地方消費税交付金を2億4,000万円としております。1の地方消費税交付金です。

款9環境性能割交付金を400万円としております。1の環境性能割交付金です。

款10地方特例交付金を1,000万円としております。1の地方特例交付金です。

款11地方交付税を24億5,000万円としております。

次のページをお願いいたします。1の地方交付税です。

款12交通安全対策特別交付金を60万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款13分担金及び負担金を3,481万7,000円としております。1の負担金です。

款14使用料及び手数料を8,199万1,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款15国庫支出金を19億1,429万1,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16県支出金を5億8,841万7,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17財産収入を2,247万円としております。1の財産運用収入、2の財産売却収入です。

款18寄附金を43億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19繰入金を13億8,925万8,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いいたします。

款21諸収入を4,217万3,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入までです。

款22町債を11億3,020万円としております。1の町債です。

歳入合計。133億9,799万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1議会費を7,509万4,000円としております。1の議会費です。

款2総務費を32億6,110万6,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3民生費を21億7,680万2,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費を5億9,993万6,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産費を3億1,044万2,000円としております。1の農業費、2の農林業費です。

款6商工費を28億8,337万6,000円としております。1の商工費です。

款7土木費を15億1,254万円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いいたします。

款8消防費を5億5,625万6,000円としております。1の消防費です。

款9教育費を8億7,358万5,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費を6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費を11億2,885万円としております。1の公債費です。

款12諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計。133億9,799万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。説明は、事項、期間、限度額の順で行います。

定住促進助成金、令和8年度から令和12年度まで3,000万円、住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料、令和8年度から令和13年度まで512万円、住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料、令和8年度から令和13年度まで1,334万4,000円、上益城障がい者基幹センター運營業務委託料、令和8年度から令和10年度まで1,350万円。

次のページをお願いいたします。

健康管理システム使用料、令和8年度から令和11年度まで742万5,000円、農業制度資金等利子補給費、令和8年度から令和14年度まで5万6,000円、用地取得・物件補償管理システム使用料、令和8年度から令和11年度まで424万円、図書管理システム使用料、令和8年度46万2,000円、熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。説明は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で行います。

まず、起債の目的、限度額から説明をいたします。

過疎対策事業債8億670万円、緊急自然災害防止対策事業債2億9,300万円、脱酸素化推進事業債2,710万円、緊急防災・減災事業債340万円、合計が11億3,020万円でございます。

起債の方法。証書借入または証券発行。

利率につきましては、年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率。

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるものといたします。

本予算につきましては、令和6年度と比較しますと、金額で38億4,179万2,000円、率でいたしますと、40.2%の増加ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 議案第23号の説明が終わったところですが、福祉課長から、議案第20号の井芹議員からの質問について答弁の申出がっておりますので、これを許します。福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 大変時間をいただきまして、失礼いたしました。

先ほどの井芹議員の質問の認知症の方の人数につきましては、本日時点の推計で565名になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から本議場において会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時02分

3 月 12 日（水曜日）

令和7年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第4号）

1. 招集年月日 令和7年3月7日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 3月12日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 3月12日 午後5時07分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
地域振興課長 羽柰田直美	くらし安全推進室長 山下玄介
税務課長 松野洋幸	環境衛生課長 白石亨
健康推進課長 宮崎貴美代	住民生活課長 奥名雄吉
福祉課長 高原貞典	農政課長 上古閑一徳
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	企画政策係長 本田幸嗣
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	農業委員会事務局長 上古閑一徳
選挙管理委員会書記長 荒田慎一	代表監査委員 井芹雅洋

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田謙二 11番 本田新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 議案第23号 令和7年度甲佐町一般会計予算

追加日程第1 決議第1号 議案第23号 令和7年度甲佐町一般会計予算に対する付帯決議について

日程第2 議案第24号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第25号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第26号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第27号 令和7年度甲佐町水道事業会計予算

日程第6 発議第1号 甲佐町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議員の派遣について

日程第8 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 議案第23号 令和7年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第23号「令和7年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

昨日、提出者の説明で終わって終了しております。

本日は質疑から行います。

まず、最初に歳出について質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。

なお資料として令和7年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和7年度から令和9年度の甲佐町実施計画書が配付されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出について質疑をお願いします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費について質疑を行います。34ページ款1議会費から53ページ款2総務費までについて質疑をお願いします。

何かありませんか。

款1、議会費から款2総務費までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 40ページですけれども、まず、甲佐高校人材育成業務委託料500万、計上されておりますけれども、全体とすれば500万ではなかったと思うんですけれども、資料を見ますと、起業、会社を起こす起業の人材育成というふうにあったと思うんですけれども、高校でですね、起業する人材育成をですね、するののかというちょっと違和感を感じたものですから、大学とかそういったところになればそういった企業とかというものですね、育成のためのこういった委託料というのも考えられますけど。それからですね、どこの未来塾ですかねがされるのか、そういったノウハウがですね、起業をさせるための人材育成をするですね、そういったノウハウがあるのか、ちょっとそこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） はい、お答えいたします。

まず、こちらの甲佐高校人材育成業務委託料につきましては、議員がおっしゃるように、起業の観点を入れた教育ということも、令和7年度からスタートをしたいというふうに考えております。

実際その、卒業して会社を建てるとか、そういうことではなくて、まずは例えば地域課題に対しまして、そういった起業の目線を持って解決するというようなところをですね、まず学んでいただきたいというところからスタートをしたいというふうに考えております。こちらにつきましては、あゆみ学舎につきましては、連携をいたしますけれども、基本的に業務を委託します委託業者にしていただくというところで予定しております。そのため、ノウハウにつきましては、今回業務委託をいたします業者を中心に進めていくというところで考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。37ページの委託料の中に、70周年記念式典運営委託料ってありますけど、どういう、いつこれを予定されているのかと、どういう形でなされようとしているのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） お答えいたします。

一応70周年記念式典の日程につきましては、例年11月3日に功労者表彰を行っておりますけども、その日に合わせて行わせていただきたいというふうに思っております。また、運営、内容等につきましては、委託業者にですね、運営等、内容等も含めまして、委託をさせていただいて、協議の上どのような形をとるかを決定していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） こういう記念の式典でございますのでですね、甲佐町の今までの歴史もありますし、しっかりとその辺は業者さんと内容をですね検討されて、すばらしい式典が開催されるようお願いをしております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 先ほど井芹議員も質問されましたけれども、私も同じところでございますけれども、ページ40ページですね、資料といたしましては、資料の説明書の6ページになると思うんですけれども、資料のほうでは甲佐高校魅力化支援事業ということで、1,326万4,000円、その内数で甲佐高校人材育成業務委託もあると思っております。

ただ、質問を私がいたしますのは、甲佐高校ですね、ここ、創立してもう100年を超えております。そして、1万5,500人を超えるですね、卒業生を搬出されるともなっておりますのでございます。今までも、地元根差してですね、私たち甲佐町と一緒に地域や町と一緒に発展してきた学校と、私はそう大きな貢献をされてきた学校ではないかという思いを持っています。私自身も、その1万5,500人の中の一人という思いも、深い思いも

持っておりますので、先ほど事業については説明をいただきましたけれども、この件については、近年の少子化だったり、高校再編だったりいろんな問題が今出てきておりますので、その辺については、今後町として、どのような形で、甲佐高校の支援に町は携わっていかれるのか、町長かあるいは県におられた三輪副町長でも結構ですので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうから、甲佐高校の魅力化について、お答えいたします。

甲佐高校の魅力化につきましては、まずは町が県とそれから甲佐高校と連携することが重要であるというふうに考えております。

現在、県の教育委員会と甲佐高校は、インクルーシブ教育と申しまして、簡単に言いますと、障害のある生徒もない生徒も同じ教室で教育を受けられる教育環境の整備ということでございますけれども、このインクルーシブ教育の推進に注目をされておられ、木村知事におかれましても、先週、県議会でその旨、答弁をされておられるところでございます。

それともう一つ、県の方針として県立高校が企業と連携して魅力化に取り組むという動きを支援しようとする考えがあらわれて、県は企業と連携をして、魅力化を進める県立高校5校に対して、総額3,200万円を支出する予算を県議会に提出されておられます。

町といたしましては、甲佐高校の魅力化に積極的に協力したいという企業もあることから、そのような企業と連携した取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。具体的には公営塾あゆみ学舎を活用しながら、企業と連携をして、新たなカリキュラムの設置などを県と甲佐高校に提案をしてまいりたいと考えております。できるだけ早い段階で甲佐高校に魅力化の方向性を定め、それを目指すための協定のようなものを関係者間で締結できればと考えているところでございます。

少子化や高校の授業料無償化の流れの中で、地方の県立高校の魅力化は喫緊の課題であるというふうに捉えております。甲佐高校が注目をされて受験生や生徒が増えるように、県とそれから甲佐高校と町とで連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） その点です、対象がですね、どういうふうになるのか、1年生からやれるのかですね、どこの科目かを対象にするのか、そこら付近を一つお尋ねしたいのとですね、それから、41ページですけども、連携中枢都市圏結婚支援負担金というふうに23万1,000円が計上されておりますけれども、なかなかこの結婚支援って、自治体でもですね取り組んでおりますけれども、なかなか非常に私は重要な取組だというふうに思うんですけども、そういった点でなかなかですね、目に見えたそういった成果といいますか、それが見えておりませんけれども、それがもう広げられてですね、こういった取組

になっているんですけども、町としてはですね、この点についてどういうどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 三輪副町長。

○副町長（三輪孝之君） 甲佐高校のですね、学科再編などについてお答えいたします。

現時点でこの三つ学科がございますが、どの学科をどうするかというのは未定でございます。ただ、いずれにせよ目指すところは受験生を増やしですね、生徒数を増やすという目的でございますので、そういうことで、できれば全国から注目をですね集められるような、学科の新設もしくは再編ですね、そういうものを県と甲佐高校と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 連携中枢都市圏結婚支援負担金につきまして、町の考えとしまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、連携中枢都市圏の市町村が協力しまして、こういった結婚の支援をするという制度が、正式には今年度から開始をしていたところになります。こちらにつきましては、先日も新聞等でのクマリーというような結婚相談所というのが開設されたということでありましたけれども、町の関わりとしましては、そこに必要な負担金を払うこと、それから窓口に来られた方に対してご説明等を行うということで、関わりを持たせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 説明資料から幾つかお尋ねをしたいと思います。ページ5の公式ウェブサイトの事業、ウェブサイト事業、その内容をもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

それと、ページ6の移住支援金ですね、これについては、東京圏からですね移住した方に支援をしますということですが、これ自体の支援については、自治体独自の支援というよりも、国の制度としての支援じゃないかというふうに思います。それに対して、甲佐町としてですね、プラスアルファで支援をするというようなことはできないのかということです。調べてみますと、プラス自治体の制度としてですね、やっている自治体も幾つもあります。そういうことでできないのかということですね。

それとページ6 ページの空き家に関するものも幾つかありますが、ホームページにですね、空き家バンクということで登載されているというのがありますが、空き家バンクにですね、登載されている方からのお話を聞いたものですから質問しますが、いつの間にか登録されたものが消えていると、そして消されていることについて何の説明もないと、そして、私も確認しましたが、現在載っていない状況じゃないかなというふうに思います。そういったところはもうなっているのかということでお尋ねしたいということです。

それと、ページ7のPRノベルティー作成事業というのがありますが、これは、何をつくろうとされているのかという、その何のためにされようとしているのかといったことについて、ご説明をお願いしたいと思いますが。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

令和7年度当初予算資料、説明資料の5ページですけれども、公式ウェブサイト事業の内容ということですが、町のホームページで自治体情報や施策計画の行政情報発信の中で、ホームページの運営費の業務委託料として計上させていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず、移住支援資金につきましてのプラスアルファにつきまして、答弁させていただきます。

移住支援金につきましては、議員がおっしゃるように、東京23区に生まれての方が甲佐町にいられて、それから県に登録されている企業に就職した場合に、国が2分の1、県が4分の1という補助をもらって交付するものでございます。このためおっしゃるように、国と県の支援による制度ということでございます。

現在につきましては、甲佐町といたしまして、単独の上乗せということでは行っておりません。こちらにつきましては、実績としまして、令和3年度までに1件ずつございましたけれども、それ以降につきましては実績が現在ない状況でございます。

理由といたしましては、やはりこちらにつきましては、中小企業の支援という考えもございまして、こちらに登録されている企業につきましては、甲佐町にあるようなというところとあれですけれども、中小企業というのが登録されていないというところで、そういった登録されていない企業に就職した場合につきましては、この支援金が対象にないというところがございすこともありまして、今まで実績等がございせんでしたので、その上乗せということのことにございまして、検討はしていないところでございます。

ただ甲佐町につきましては、ほかに町にあまりない定住助成金といった制度もございすので、そういったところでフォローしているというところで考えているというところでございます。

続きまして、空き家バンクにつきましては、おっしゃるように、例えば登録が取り下げられたり、例えば成立、制約された場合につきましては、ホームページから削除しているというような状況でございます。こちらにつきましては、例えばこういった理由で落としましたというような説明につきましても、今後入れるようなところで検討したいというところで考えます。

最後にPRノベルティー作成業務につきましては、先日、少しご説明をいたしましたけれども、ノベルティーにつきましては、いろんな移住相談会だったり、イベントに来ていただいても、甲佐町をこう認識をし続けていただくというような手段というのがござい

せんでした。こういった甲佐町を思い描いていただけるようなものを持って帰っていただくということで、甲佐町の認知度を上げるということが一番の目的というふうに考えております。

つくろうとしているものにつきましては、今度ご議決をいただいた後に改めて考えはしますけれども、常によく持つものということで、例えばバックだったりとか、タンブラーだったり、そういったところを今検討させていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 5 番、佐野です。今の答弁からちょっと質問をさせていただきますが、ホームページの委託料が公式ウェブサイト事業の費用だということですが、私も一般質問で質問を行いました、今のホームページですね、やっぱその改善といいますか、やっぱりそういった点は全然お考えでないのかと、今のままでいかれるのかということが一つと、東京圏からのですね、移住については、支援金プラスアルファできないかということでお話をしましたが、甲佐町はですね、東京甲佐会ということで、やっぱその接点があるところがあるんですよね。そういったところで情報提供とか、やっぱりそういったこともやっぱり広く行いながら、やっぱ可能性についてはですね、ただ掲げるだけでなくですね、やっぱこう強めていく必要はあるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） はい、お答えいたします。

町ホームページのリニューアルに向けてですけれども、今、公式ウェブサイトをしている業者と、より見やすく、より分かりやすくということで、打合せ、リニューアルに向けての一応打合せを行っている状況でございます。それに向けて、今後またよりよいホームページがご提供できるように、町として情報が発信できるようにしていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 先ほどいただきました東京甲佐会の件につきましては、毎年東京甲佐会のほうの総会のほうにも行かせていただいておりますので、そちらのほうでも、PR をさせていただきたいと考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） すみません、先ほどの甲佐高校について、あと1点ちょっと伺いたします。これまでに本当にですね、甲佐高校の存続、学生の増加に向けた様々な取組を受けてですね、予算をつけておられました。それについてその取組の必要性っていうのは十分私も認識をしておりますけれども、今年も新たな予算をつけておりますけれども、甲佐高校魅力化、この全体におけるですね総額というか予算はですね、幾らになるのかで

すね、人件費も含めましてね、その点をお聞きしたいのと、ページ46ページの地域活性化企業賃ですかね、企業負担金ですけれども、これについての説明をお願いしたいのと、ページ52ページの投票率、投票所の借り上げが90万かかっておりますけれども、現在の投票率のですね、喫緊の状況と、例えば船津等ではですね、船津の公民館に投票所がありましたけれども、今は甲佐小学校まで行かなくちゃいけないというようなことで、お年寄りとかですね、そういった車のない方たちの投票が、やっぱりそういった点では低くなるんじゃないかなというふうに思いますので、全体としてですねこの投票率の向上に向けた取組もですね、考えるべきじゃないのかなというふうに思います。投票率がよければあれなんですけども、そういった点の状況についてまず、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 甲佐高校の魅力化の全体予算といたしましては、1,326万4,000円となっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 地域活性化起業人起業負担金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、本町でDX推進計画のほうを作成いたしますので、DX推進計画を加速化するために、民間の方から一応町のほうに協定を結ばせていただきまして、人材のほうを1名派遣をさせていただいております。その分の負担金ということになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 各施設の投票率の件ですけども、前回行われました6年10月27日以降の衆議院議員の総選挙の投票率でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1投票区が53.89%、第3投票区が53.69%、第5投票区が57.71%、第7投票区が56.57%、第8投票区が50%、第10投票区、先ほど言いました乙女になりますけども、53.16%。第11投票区が49.95%という形で、全体でいきますと53.58%ということで、郡内で真ん中辺りということになっております。

また、投票率を上げるために、いろんな部分でバスを出されたりとか、タクシー等で利用されているところもありますので、そういうところも踏まえまして、今後投票所の集約というのもですね、やっぱりひとつ考えていくところもありますので、そういうなった場合にどういう形で投票率を上げるのかという分については、しっかり考えていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。私も甲佐高校魅力化支援について、ちょっと私の思いだけちょっと述べさせていただきます。

先ほど町長それから副町長から、甲佐高校の支援について説明は理解ができました。是

非危機感を持ってですね、やっていただきたいという思いです。今国会のほうでも、私立高校の入園無償化、こういったものがなされれば、こういった地方の公立高校というのは、もっと減っていくのではないかという思いであります。甲佐高校入学者が少ないです。それに、実は退学者が多いんですよ。うちの息子が今2年生でございます、2年生、入学したとき30名弱でございました。2年生に上がるときに、10名ほど辞めましてですね、今20名弱で2学年生、普通科も1年1組のときは10名だったんですけど、二人1組に上がったときは、今6名です。野球部も2名だったんですけど、今、1名になっております。そういった意味で、もう是非これについては、公営塾でもいい、とにかく危機感を持ってやっていただきたいという思いでございます。答弁は結構です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番、すみません。46ページの電算システム改修委託料等で予算資料の中の10ページに、地域公共団体情報システム標準化共通に係る事業ということで、7,096万8,000円計上されておりますが、令和7年度に予定しているということ、ここに書いてありますが、この事業の総事業費が大体どのくらいなのか。それと、令和7年度からも本格的に稼働できるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

電算システムの改修ということで標準化システムの移行の分に係る経費ということになります。電算システム改修の事業費として7,360万8,000円を総額ということになります。移行の時期なんですけども、今業務のほうを進めておりまして、予定では、今年の8月ぐらいを予定をしているというところで作業のほうを進めております。

以上であります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） はい、6番。もともと何かシステムを更新する場合には、結構多額な費用が要するというようなふうに議会のほうは解釈しとったと思うんですよ。それが、じゃあ7,300万でできるんですか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 現在の予定では、先ほど申しました7,360万8,000円ということと、後から歳入のほうがありますけども、国の補助事業を活用して、7,200万程度のほうが補助があるということで予定をしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。37ページと45ページについてお尋ねします。

まず、37ページの12の委託委託料ですけれども、行政事務委託料が1,951万、これは昨年度、1,800万ぐらいあったと思うんですけども、これについては、何か評価をされて

下がったので、議会のほうでも少し尋ねた点もあったと思うんですが、また新たに見直しをされた理由と、何を見直されたのかと、150万の根拠ですね、をお聞かせいただきたいのと、それに伴って今度45ページの行政区持続化活動交付金になりますけれども、これについては、やはり行政区にとってはすごくありがたい事業だと思います。ただ、その内容を見てみますと、基本額が3万円、世帯割が500円、あと人口割が100円となっておりますけれども、地域によっては、面積が広くても、何といたしますか10人足らずぐらいで生活をされている、おられる方がいらっしゃると思うんですが、その方たちへの増、割り増といえますか、そういったお考えは全くないのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは、まず、行政事務委託料の増額の分についてお答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、昨年度世帯割の部分を若干減額をさせていただいたというところで計上させていただいておりますが、本年度、区長方と協議をする中で、見直しをしてもらえないだろうかという意見もありましたので、町としましても、再度検討させていただいたというところになります。

その中で見直した部分については、基本料を上げております、一応3万円程度上げております。その積算としましては、今最低賃金が年々上がっておりますので、その最低賃金を基に計算をしまして、基本料を上げたというところで計上させていただいているところでございます。

あと合わせまして、過疎地域持続化活動交付金事業につきましては、これにつきましては、まず、3か年ということの時限的な交付を考えておりますけれども、内容としましては、今、議員おっしゃるとおり、基本料が3万円、世帯が500円、人口割が100円ということで、面積的な要件等々はですね、見ておりませんけれども、これにつきましても、行政区に配布をさせていただいて、活用させていただいてその内容を知ってですね、再度また構築をしていければというふうに考えておりますので、また、区長さん方との意見を聞いていきたいというふうに思います。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。ただいま総務課長のほうからご説明ありましたけれども、行政区の区長さんというのは本当にもう時間がなく、忙しく、もう町のために一生懸命働いておられます。で、ちょこっとした時間でもですね、ちょっと打合せに行きますからって1日3回も4回もあるというようなお話も聞いております。そういう中で、今回そういった形でまた、見直し、区長さんたちの口からも依頼があったということですが、そういった形で見直しされたことについては、評価をいたします。

それと、過疎地域持続化の話ですが、やはり先ほども申しましたが、やっぱり面積に応じてですね、やっぱり10人程度でされる作業だったり、活動をするというのはなかなか、高齢化もしておりますし、地域を活性化するためにこうしたいという思いがあって

もですね、なかなか人数的なものとかでできない部分があるかと思うんですけども、やはり地区の人たちは、自分たちの居場所はやっぱり自分たちでしたいという気持ちには最近変わってこられていますので、できるだけ、この事業をですね、もう少し構築できないか、お願いをして終わります。

○議長（宮本修治君） 答弁は。

○4番（森田精子君） ないです。

○議長（宮本修治君） 大丈夫。

○4番（森田精子君） じゃあ、総務課長。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） はい、議員おっしゃるとおり事業内容と、今後しっかり区長さん方と話をさせていただきながら、新たに事業構築をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 43ページの一番下に、基金繰入金のことが書かれております、20億円基金繰入はされておりますけども、その中で、ふるさとの、ふるさどですかね、応援基金17億円基金を積み立てられるということで、それと、そのことと、これまで全員協議会だとかいろんな説明、新規事業だとかいろいろ説明を受けていると、その財源の中に、よくこの基金繰入金というのから創出されておると。

我が町では昨年度より、多額の寄附金があつておるので、予算編成上、この基金繰入金から出す財源と一般財源から出す繰入金、そういう予算編成上何かその財源の何といふかな、私見てて、どのように区別されておるのかとか、その点を非常にこう思っております。それで、どういった思いで予算編成をされているのか、財形についてですね、考えておるのか、執行部の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） ではお答えいたします。

ふるさと甲佐応援基金の積立金につきましては、本年度歳入のほうで43億円を見込んでおりますので、その約4割ということで、17億2,000万ですかね、を積み立てるということで計画しております。

また、予算編成につきましては、ふるさと甲佐応援基金につきましては、納付していただく方の使途をですね、こういうことで使ってくださいという目的がありますので、それに応じたところで、ふるさと甲佐応援基金を繰入れておりますので、そういう形で事業に構築できる部分、また、いろんな事業債がありますけども、それについても、活用できる部分と活用できない部分がありますので、活用できる部分に事業債等、あらゆる交付金を活用させていただきながら予算編成をさせていただいているところです。今回ですね、ふるさと甲佐応援基金を繰入れますのが約8億5,000万程度を予定をさせていただいている

ところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） ふるさと応援基金、ふるさと応援寄附金があって、その寄付者の意向に沿っていろいろ予算編成上充てられる、分かりました。従来だったら、甲佐町の一般財源でやっていた分をその応援でやられる。と、一般財源の中から今度は、基金として将来に、いわゆる将来的にためておこうということも、これは一般財源からですよ、ということで例えばその下の基金の中でも、その下の地域力持続化基金と、そういったのとか、その次のまちおこし基金、また、財調の基金とかここら辺が主な基金だろうと思いますけど、そこら辺をされていくんだらうと思いますけども、特に地域持続化のほうは、これまでの執行部の説明によりますと、過疎債が継続のためのというようなこともあるというようなことでやっておりますけども、それでは、大体将来的にですね、この基金をどこまでぐらい、残高をためていこうと考えておられるのか。

それとまた一方では、ふるさと応援基金を活用して、大いに町の活性化のために、地域力、地域振興のためにどんどん事業としてやっていこうと思われると、この二つの二本立てが、私はあるんだらうと思うんですけども、まずは将来的に、どれぐらいの基金を考えておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） お答えします。

地域力持続化基金につきましては、一応過疎からですね、脱会するという部分が見込まれるということで、令和12年ですね、それまでですね、一応21億を目標に積立てをしていきたいというふうに考えておりますが、今、試算をしておりますけども、それについては、それを超える形の積立てができるものということで考えているところでございます。

あと、財調につきましては、毎回ご説明申し上げますけども、熊本地震の大きな地震等が2回あった場合ということで、8億円程度、1回については8億円程度一般財源を入れたということで、2回程度で16億円程度、毎年維持をしていきたいというふうに考えておりますが、ただ近年の物価高騰もありますので、その辺は少し見直すべきかなということでは考えているところでございます。以上になります。

町おこしにつきましては、例年、5,000万を積み立てていきながら、将来的には、すみません、お待ちください。将来的に令和12年で申しますと、7億程度の積立てをということ考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。ただいまの本田議員の質問と重複しますが、地域力持続化基金、ただいまの説明では令和12年に21億という目標でいくということでございますが、過疎指定を除外されたことを想定しますとですね、単年度、平均で5億か6

億かぐらいは、過疎債を使っているわけですよ、今。それから計算しますと、基金を充当しても3、4年で枯渇するんじゃないかという思いが一つでございます。

それで、そうなった場合、経過措置があるということでございますが、経過措置は必ずあるのかということですね、経過措置をあるかないかによってこれはまた、考え方が違うものですから、その辺がちょっと経過措置がある場合とない場合ということもありますので、まず、その経過措置があるのかないのか、はっきりしているのか、まだ分からないのか、今が経過措置の途中なのか、そういうところの判断がつきませんので説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 答えいたします。

過疎地域指定から除外された場合については、通常5年間の経過措置があるということであつております。ただ、今段階ではそういう形ですけども、将来的にこれが続くのかと言われると、すみませんがなかなか答弁が苦しいのかなというふうに考えているところです。

経過措置につきましては、1年目から2年目までが100%、3年目が80%、4年目が70%で5年目が50%ということで、今の段階ではそういう措置が取られるようなことになっております。

また、過疎を6億程度活用させていただいておりますが、7割の4億2,000万の交付税措置がされているところでございますので、そういった形を考えますと、今の21億で5年程度は運営ができるのかなというふうに思っております。また、その5年間でですね、行財政運営を見直していきたいという考えで今積立てをしているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。要するに、必ずあるよということじゃないということだと理解しました。でですね、そういうことであるならば、過疎指定を外れた場合の、しっかりとしたその財政計画を立てる必要があるということでこの基金を創成された目的でございますので、併せてですね、やっぱり過疎が外れた場合に、通常予算も余裕のあるような仕組みを考えていくべきじゃないかと、今のうちからですね、そういうふうに思うわけですよ。

一番問題なのは、このふるさと納税に頼っていると、財源をですね、というようなやり方でありますので、永久的にですね、これが継続していくものかというのもこれまた不確実なところでございますので、寄附金についてもですね、大きな変動がないとは言えないというふうに私は思うんですよ。そういうことを考えますとね、やっぱり安易な観測は非常に危険があるというふうに思います。

加えてですね、やはり我が町、今、ほかにもですね、目の前に迫っている大きな広域関係の事業、ごみ処理施設の造成費であつたり、山鹿消防署の建設の負担の問題だつてあつたり、また、うちの今やっています運動公園、運動公園ちゅうのかな、総合運動公園の拡

張の問題、これもですね、やはり従来は過疎債に頼っていたという部分でございますので、その辺があるから、今、考えなくちゃいけない時期じゃないかなという思いで質問していますけど。私の考えについて何かこう、何かちゅうか、私はこういう考えですというふうに申し上げているんですけども、執行部のほうのお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほどから地域力持続化基金への積立金についてご質問等っております。これにつきましては、もう議員さんもおっしゃられるとおり、本町が過疎地域の指定から外れた場合、過疎債、今は過疎地域の指定で過疎債が変わりますけど、過疎債が過疎地域から脱却して過疎債が借りなくなった場合、そういった場合を見越して、令和12年度までに基金を積立てようということで、この地域力持続化基金というものがございます。

先ほど担当課長、総務課長からも説明がありましたように、当初令和12年度末までに21億円を積み立てるという目標でございます。現在ですね、ふるさと納税等も順調にいただいている状況でございます。そういった中で、ふるさと納税というのは、寄附者の意向もございますので、こういった形でまちづくりに使ってくださいというような形で、しっかりと地域住民に還元する部分もございまして、あとはそういった形で将来的なまちづくりを中長期的な視点に立ってですね、しっかりと積み立てておくということも必要かということで、この分につきましては、直接ふるさと納税から持ってきているわけじゃないんですけど、そういった形となるべく地域力持続化基金のほうにも基金を回すような財政的組みを行っております。

そういった中で現在のシミュレーションではですね、令和12年度末までは、最新のシミュレーションでは約29億円程度の基金が積み上がるというようなシミュレーションが出ているところでございます。

そういった状況でございますけども、先ほど宮川議員がおっしゃられましたとおり、このふるさと納税というのは、これは恒久的な財源でございまして、一過性のものではございませんので、いつまで制度が続くか分かりませんし、このように順調な寄附をいただけるというのはいつまで続くか不透明な部分もございます。そういった中では、本町といたしましては、やはり恒久的な財源の確保というものに、もう合わせてですね、取り組んでいく必要があると私は考えております。

その中で一つ、その手段の一つとしては、企業誘致というものがあると思います。これにつきましては、一応ですね、企業誘致の動きも現在しておりますけど、それを加速化させたいという私の思いで、来年度ですね、庁舎内で関係課集まって、企画課、それから、農地の部分もございまして農政課、それから建設課、そういった関係課で集まっていたいて企業誘致のプロジェクトチームを、副町長をリーダーとして設置をして、そして積極的な企業誘致に努めていきたいと現在考えているところでございます。

そういうような形でふるさと納税も重要な財源ですし、あとは恒久的な財源の確保といったものを視野に入れながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今、企業誘致について最後に答弁いただきましたけど、プロジェクトチームを立ち上げてやっていくということで、是非お願いしたいという思いでございますけど、私も、ずっと議員になりましてから乙女大地の開発ということを申し上げてきました。先日の全員協議会だったかな、道路計画のときも言いましたように、城南のスマートインターチェンジを利用したところで物事を考えないと、松橋インターチェンジがある御船インターチェンジがあるというようなことではいけないんじゃないちゅうことも申し上げました。

ご承知のように、城南のスマートインターチェンジからは、私の自宅まで5分でございます。そういうことも考えてですね、あの辺の計画をしっかりとやっていくべきじゃないか、それが結局は、甲佐町の発展にもつながるんじゃないかちゅう気持ちは今でも持っております。これは町の長年にわたる懸案事項であり、その構想をですね、実現していくためにも、その事業をしっかりとこう、まちおこしの基金をですね有効に利用されて、令和12年度には7億積み立てるということでございますけども、非常に今物価高騰の中でですね、資材とか工事関係が非常にこう、1億でできてたのは2億になるんじゃないかと、そういう事も時代でございますので、先ほどのごみ処理の施設も、山鹿消防署のことも一緒にございます。そういうこともありますので、是非、今までよりももっともっとスピード感を持ってやっていただきたいということを申し上げます。

それともう一つ私から申し上げたいのは、甲佐町として近隣自治体との信頼関係の構築ちゅうのは、甲斐町長にとって今一番大事なときじゃないかというふうに思っておりますし、以前も言いましたように、これから上益城郡を引っ張っていくリーダーになられる方でございますので、しっかりその辺は分かっておられると思いますけども、老婆心ながら申し上げます。近隣の町村との足並みをそろえるということをやっていただきたいなという思いでございます、町長その辺の思いをひとつ、足並みをそろえてやっていくんだということ、そしてやっぱり上益城は一つになってやっていく、そのためにやっぱり努力してほしいという思いでございますので、町長の考えを。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） はい、お答えいたします。

上益城郡で足並みをそろえてということでございます。上益城は一つという合い言葉が以前からございます。一応私の思いといたしましてはですね、この上益城というのは、非常に何か独特な地域だろうというふうに思います。5町あって、それぞれが抱える課題問題点が違うという、それぞれ5町あります。そういった中で一つの上益城郡ということで存在しております。

例えば近隣で申しますと、例えば今、嘉島町、御船町、それから益城町、よく上益城平坦4町、甲佐も含めて上益城平坦4町と言いますが、上益城平坦4町の中でも、嘉島町、御船町それから益城町につきましては、人口がどんどん増えて、若い世代も増えている状

況でございます。甲佐町は逆に言うと、上益城平坦4町でも人口が減っているというような状況で、郡内の町長とかと話をすると、特に嘉島町は急激に若い世代が増えたということで、今回学校建築とかで、いろいろ大変な思いをされているということで、逆に、人口、若い世代が増え過ぎているのが課題というふうに捉えておられます。

うちは同じ上益城の平坦4町でも、若い世代が減っているのが課題ということで、ですから、それぞれですね、抱える課題問題点が違う中で、それぞれがそれぞれの町の特徴を出しながら、それぞれでまちづくりを行って、そしてその集合体が上益城は一つという合言葉になるんだろうというふうに思います。

そういった中でもそれぞれの特徴を出す中では、それぞれ郡内5町の町長の集まりがありますので、そこでいろんな意見交換もしていますので、そういった形で、うちはこういったまちづくりをしたいと思っていますというような形で、いろいろ意思疎通を図りながらですね、今後今も進めておりますし、今後より一層ですね、そういった連携を深めながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。39ページの企画費の中の報償費の地域おこし協力隊員報償費。それとあわせて、41ページの総合観光、これも企画かな、地域おこし協力隊員活動助成金565万、合わせると1,290万ですかね、ありますけれども、地域おこし協力隊員の報償費については、昨年度よりも少し上がっているような気がしていますが、その理由と、それと助成金のほうについては、どういう活動をされるので、助成をされるのかという、そして今年度を踏まえたところでいいんですけれども、何かその成果ですね。

もうこの地域おこし協力隊もかなり長いこと、持続された事業ではあると思うんですが、結果というのがなかなか町民のほうにも聞こえておりませんし、私もあんまり知らないんですけれども、何が成果として出てきているのかというのがですね。だから、そういう点を考えて、今後活動してもらっていかなければいけないところでは、重要な人材ですので、活動していつてもらわなければいけないところではありますので、ちょっとその内容についてお聞きをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。

まず、39ページの地域おこし協力隊報償費、こちらがおっしゃるように昨年度よりも増額になっております。理由といたしましては、昨年は甲佐高校のあゆみ学舎関係の人員といたしましてが一人としておりましたけれども、来年度につきましては、先ほどから申し上げましたとおり、いろんな新たな事業等を取り組んでいきますので、2名ということで、1名の増員、それから加えまして、シティープロモーション事業というところで新たな施策を今回計上しておりますけれども、その中のいろんな甲佐町の情報発信をしていただく方ということで、お一人雇用したいということもございまして、その方の分が増額になっ

ているというところになります。

次に、41ページにつきましての活動助成金というところですが、まず、これまでも行っている公営塾のあゆみ学舎に関しましては、繰り返しにはなりますけれども、基本的な学習支援というところが1点、それから新たな事業といたしまして、地域連携事業というところで、甲佐町に入ってくださいまして、地域の方々と触れ合っていて、いろんな課題解決だったり、自分の考えだったりとか、そういうものを確立していただきたいというところで考えておりますので、今後につきましては、そういった事業に使っていただく、活動するための費用ということで考えております。

最後に成果につきましては、なかなかちょっと見えないところというところではございますけれども、甲佐高校の取組につきましては、あゆみ学舎も含めましたところで広報こうさにもちょっと随時載せさせていただいております。こちらのあゆみ学舎につきましては、今回入っていただいた方が、甲佐高校の先生と、あと、町というところでかなり橋渡しをしていただいております。そういったところで、今から行うような、新たな事業の連携につきましても、この地域おこし協力隊がいらっしゃることでスムーズに進んでいくというところで考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 先ほど、甲佐高校の支援ということであってございました。これは非常にいいことだと思います。御船町の御船高校、山都町の矢部高校、それから宇城市の松橋高校やら小川高校、それから宇土市の宇土高校、そういったところも、地元から支援をされておられるのか、それから支援の内容ですね、分かるならば、よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 全部というところ、すみません、知っているところで申し訳ありませんけれども、例えば寮の支援とかいうところもされているところがございます。こちらにつきましては、いろんな学習支援というところもさせていただいておりますけれども、あとよくあるのは、やはりPRがなかなか高校だけでは不足しますので、そのPR活動につきましての支援というところで聞いております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） ページ41ページに、民間賃貸住宅の補助金、助成金、補助金5,700万、その下に、宅地開発購入の2,000万というような予算が出ております。これも賃貸のほうでもですね、かなり成果が出るようなお話も聞いていますので、かなりいい事業だなというふうに思いをもって見ております。

そこで一つ、町長はじめ執行部に考えていただきたいということが、これは私のあれですけども、個人的な考えですので、どこまで世の中で通用するかどうか分かりませんけど

も、甲佐町の特に下白旗地区の県道沿いの、まず今まで企業誘致なんかこうあるといいますと、坪当たり1,000万ぐらい、坪でいきますと3万3,000円ですかね、3万円ちょっとぐらいの、幾つかそういったので何か売買がされているというような、聞いております。

甲佐町の、もし他町から甲佐町の住宅を購入したい、購入しようと考えてという方の相場は大体ですね、甲佐町は大体5万円から6万円ぐらいじゃないかなという思いがあったんですよ。御船町だったら10万とか10万辺りかもしれませんけども、甲佐町になってくるとやっぱりそれも安い金額で購入したいと、宅地をですね、というように考えますと、先ほど申し上げた3万も地権者辺りはこう考えておられるようなことを考えますとですね、この宅地開発の助成金を賃貸に5,700万、あれやったら賃貸のをもう少し頑張っていたいて、開発業者にですね、この地域の魅力あるような、開発しようとする業者にとって魅力のあるようなことを考えられるような金額に、さらにもうちょっと拡充したらどうなのかということを私は思っておるんです。

もしくは、宅地を購入される方にですね、業者に対して、特別に土地購入の助成金を出すとか、そういうことをすることなしにはですね、なかなか、こういった分譲住宅の開発というのはなかなか行われんんじゃないかなという思いが、私は持っております。金額的に見てですね、御船町の10万、甲佐町の5、6万というのが大体相場だろうと私は思っております。そこに合わせて業者が行われるということを考えますと、やっぱり、そこに私はどうしても行き着くんじゃないかなという思いがありますので、町長ひとつどうでしょうか、そこら付近を思っただけで、今、甲佐町はですね、人口増を、ほかの平坦4町に比べたらやっぱり甲佐町が一番今のところ下がっているんで、それを何とか開発するというのが、私はこれからのこの町の、我が町のこれからの方針だろうと、考えだろうと私は思っております。

そこだけをですね、大いに積極的にですね、将来のことを心配することもある一つありますけども、やっぱり今をどれだけ頑張るかというような方向にまた進んでいくことが私のだろうと思っておりますので、そこら付近、町長どうでしょうか。このぐらいのことを考えられてみてはどうなのでしょう。ご説明を。

○議長（宮本修治君） ご説明しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、ただいま本田議員からのご質問の件について私の考えといたしますか、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、住宅開発行為の支援補助金、これにつきましては、平成8年だったと思っておりますけど、甲佐町のほうでそういった補助金を設けておりましたけど、それからずっとですね、

補助金の金額の見直しがなされていない状況でございました。私も町長に就任いたしましたので、そういった民間開発を誘導させたいということで、まずは今物価高であったりそういった工事費も上がっている中で、もうその支援の補助金の内容が、民間開発業者にとって魅力的かどうかをですね、一体再度検討して、そして新たな制度要綱に見直そうということで、早速担当課のほうに事務作業を行っていただいたところです。で、制度要綱ができて、議員の皆様方にもお示しをいたしまして、新たな補助金としては、昨年の10月1日付で施行させていただいたところでございます。

そのときは住宅、民間、住宅開発業者ですね、民間の方が宅地開発をされる場合の支援の補助金、それともう一つ、民間賃貸住宅補助金、建設補助金、アパートをつくられる場合の補助金ということで、二つを10月1日からスタートさせたわけでございますけど、議員もおっしゃられるとおり、その後の動向を見てみますと、民間賃貸住宅のアパートのほうはですね、結構問合せ等もございまして、順調に進んでいるのかなというふうに見越しているところです。

それと、そっちの宅地開発のほうがですね、今のところなかなかちょっと民間のほうから手が、1か所は手が挙がっておりますけど、それ以外はまだなかなか進んでいない状況でございます。そういった中で、何で民間の方からそういった食いつきがないのかなということを考えたときに、本田議員が言われるようにですね、土地代についてにしろ、下白旗地区のほうに先ほど金額言われましたけど、その辺の金額私も承知しております。あとは土地購入をされる場合の金額、あとは販売される場合が、本町の場合、町のほうでですね、数年前宅地開発をして分譲を行いましたけど、そのとき大体坪単価が7万から8万円程度となっております。

近隣の民間で開発されて売買される場所の金額についても、現在は7万円から8万円ぐらいかなというふうに把握をしておりますけど、そういった中でこの補助金とか土地購入費とかと、民間開発事業者が見合わせられたときに、まだちょっと魅力が足りない部分もあるのかもしれないので、そこにつきましては、そういった意味で本田議員のほうからのご指摘だというふうに思います。

これにつきましては、10月から取りあえず施行させていただいておりますので、しばらく様子を見させていただいて、どうしても民間からのそういった食いつきがない場合は、民間の方々とちょっとこの補助金について、魅力的かどうかはまた、再度精査をさせていただいてですね、そして、その際にはまた、補助金額等の見直しをまた議会側にお願いするかもしれませんので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。と申しましても、町のほうも人口増対策としてしっかりとしたですね、対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

15分から再開します。

休憩　午前11時07分

再開　午前11時15分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐町長から先ほどの本田議員からの質問について答弁の申出がっておりますので、これを許します。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君）　すみません、先ほど本田新議員のほうからのご質問に対して、私が現在、宅地開発の業者が現在1か所話が進んでいるということでご説明いたしましたけど、ちょっと昼休み担当課長のほうに確認いたしましたところ、間合せ的にはですね、まずアパート建設補助金のほうが、現在25件間合せがまっているということです。宅地開発……、24件ということです。と、宅地開発のほうにつきましては、10件間合せがまっているということでございます。そこを一応申し添えておきます。

以上です。

○議長（宮本修治君）　9番、井芹議員からの先ほどの質疑について訂正の申出がっておりますので、これを許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君）　申し訳ございません、先ほど投票所の件で質問させていただきましたけれども、船津からの投票所をですね、甲佐小学校と言ったみたいですので、乙女小学校にすみません、訂正をお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君）　次に、款3の民生費について質疑を行います。

54ページから63ページ中段までの民生費についてお願いします。54ページから63ページ中段までの民生費です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君）　55ページなんですけれども、社会福祉協議会に1,400万円が助成されておりますけれども、この根拠についてですね、お尋ねをしたいのとですね、それから重層的支援体制整備事業移行についてですね、この中身についてお尋ねをいたします。

三つ目はシルバー人材センターの運営補助金が130万円なんですけれども、これについては、いろんな利用者とかですね利用される内容は様々なんですけれども、なかなかですね、高齢者等がですね、それから多くの人たちがですね利用しやすくするためにもですね、この利用料の問題というのがあると思うんですけれども、本当に広くですね、利用をして、高齢者等にも利用してもらうためにはですね、この補助金を増額しながらこの利用料をですね、負担しやすいような料金に設定をすると、そういったことはできないのかですね、その3点お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まず、社会福祉協議会の補助金につきまして、今年度は令和6年度につきましては、1,100万円ございました。令和7年度につきましては、1,400万円というふうに計上しております。こちらにつきましては、社会福祉協議会ですね、令和7年度に職員採用して職員を増員するような形がとられる予定となっております。その分に対する人件費等の金額のほうを上乗せしているような形になって、1,400万というふうしております。

次に、重層的支援ですね、この重層的支援につきましては、近年この支援するニーズですね、こちら案件につきまして、複合化、複雑化しているような事案がいろいろ発生しております。障害の関係の相談に行ったところ、ひきこもりの問題があったり、消費者生活の問題があったりと、そういった複雑化、複合化しているようなことに対応するためにですね、重層的支援体制というのをとるような形になっております。関係課等ですね、また、関係機関等を集めてですね、話を進めていく、その方に対して、一番適切な支援を行うような形を取っていけるようになっております。

こちらの委託料につきましては、社会福祉協議会とあゆの里のほうに委託して事業を進めていくような形を進めております。こちらにつきましては、本年度はまだ本格的な稼働ではなくて、移行期間というふうにしまして、令和8年度からですね、本格的にこちらの重層的支援のほうを進めていきたいというふうに考えております。

シルバー人材センターのほうの利用につきましては、こちらのほうにつきましては、おおむね60歳以上の高齢者の方で、シルバー人材センターの趣旨に賛同する方では、誰でも会員として参加することができるということです。そして、働いた仕事に応じて配分金が支払われるということになっております。

シルバー人材センターの仕事としましては、技能を有する仕事をしてペンキ塗りとか、樹木の剪定とかですね伐採、屋外の一般作業であれば建物公園等の清掃、除草、草刈り、農作業の手伝い等があるところです。補助金につきましては、今年度では130万、令和7年度につきましても130万ということで、同額のほうの計上をしております。

シルバー人材センターの利用料ということですが、利用料につきましては、シルバー人材センターのほうが決めていらっしゃるようになります。ただ、シルバー人材センターの現状としましては、高齢者世帯からの作業依頼とか、民間事業者からの人手不足に対応するため、積極的なシルバー人材センターの活用が進められているところですが、受注件数は増加傾向にあるということです。ただし、高齢者人口の増加及び生産人口の減少に伴いまして、シルバー人材センターのですね職員、人材の確保、こちらのほうが滞っているような状況ということですので、人材確保のほうをですね、行っていきたいというふうに考えているということになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。説明資料から質問いたします。

15ページの老人クラブ活動補助金165万円、それとその下の敬老事業の244万8,000円、あともう一つ、5番の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3,150万、この3点について質問いたします。

老人クラブ活動補助金につきましては、例年この165万という金額がちょっと固定しているんじゃないかなと思いますが、この説明にもありますように、やっぱり老人クラブというのは、やっぱり生きがいづくりや健康づくりのですね、一つの地域の拠点になっているというふうに思います。そういった意味で、65歳の高齢者というのは、町人口の半分近くを占めるというふうなところがありますし、やはり老人クラブへのですね補助金については、もう少しあってもいいんじゃないかというふうに思います。

それと、敬老事業のお祝い金ですね、100歳の方、また88歳の方、それぞれ5万円と2万円ということで、贈呈をされる形になっていますが、この制度も、100歳、88歳、その下にもう一つですねあれば、また、高齢者にとっても一つ目指すものというか、があるんじゃないかなというふうに思います。

それと3番目の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ですが、令和7年度は上豊内区、下横田区、和田内区の3地区で実施予定というふうにあります。こういう補助事業を受けるための申請手続というのは進んでいるのかどうかお尋ねします。

以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まず、老人クラブの補助金についてです。こちらにつきましては、老人クラブ連合会の基礎額、老人クラブの会員数に掛ける単価、会員数掛ける単価、また、老人クラブのですね、適正クラブ単位老人クラブに掛ける単価にクラブ数を掛けたもので出しているところになります。

令和6年度につきましては164万円、今年が令和7年度につきましては165万ということで、あんまり変わっていない状況でありますけども、こちらのほうにつきましては、およそ中身的には変わっていないような状況です。ただ、こちらの補助金につきましては、前回の12月の定例会のときの一般質問でですね、佐野議員からご指摘いただいておりますので、今後の補助金につきましてはですね、他町の補助金の仕方というのをちょっと研究させていただいて、次年度以降ですね、この補助金の仕組みとかですね、そういったのをちょっと研究していきたいというふうに思っております。

次に、敬老事業ですね。敬老事業につきましては、100歳と88歳のほうで現行でやっております。確かにですね、佐野議員の言われたとおりに、このほかに新しい年齢区分をつけることによって、新たにその生きがいになるというふうなところも考えられますので、この点につきましては、またちょっと研究をしてみたいというふうに考えます。

最後に介護基盤整備ですね、申請手続の状況につきましては、再度ですね、また今話が上がっていますが、再度、実際今年度手を挙げるかの状況をですね、各国のほうに確認をします。そちらのほうで確認した後にですね、また県のほうに申請を出すような形に

なってきます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6 番、荒田議員。

○6 番（荒田 博君） 6 番です。今佐野議員が質問されました介護基盤緊急特別対策事業補助金ですけども、確認で大変申し訳ないですけど、以前は800万が上限だったかと思うんですけど、この1,050万に変わった年はいつから変わりました。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 今回から変わるようになっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） ページ58ページですけども、地域改善対策進学援助金と、子育て支援とのダブリはないのかどうかという点と、60ページのこうさっ子・子育て応援金に関連したんですけども、町のほうの説明です、支援策の中で子育て、音楽コンサートを延期を保留をするという説明がありましたけども、これについては、台湾との文化交流等も視野に入れているのでということだったというふうに思うんですけども、この音楽コンサートです、拡大ということで当初挙げられておまして、本当にこの点については、私も、様々な文化活動に携わった者としては、非常に喜んだわけですけども。

今子どもたちっていますと本当に男の子中心でしょうけども、ゲームなどですね、遊ぶ機会が、そういったもので遊ぶ機会が多いというふうに思いますけども、やっぱりちょっと偏りがあるのではないかというふうに思っておりますので、子どもの豊かなですね、心を育むためにもですね、保留ということですけども、台湾との文化交流というような観点でのですね説明では、これはまた別の問題じゃないのかなというふうに思いますので、保留ということですけども、今後具体的にですね、町がどのように考えておられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 進学援助金のことについてお答えいたします。

子育て支援がありますので、子育て支援のほうに該当する部分については、今回は予算計上しておりません、今の高校新2年生、大学生につきましては、今回の子育て支援の該当になりませんので、この4人分の5件ということで38万5,000円計上させていただいております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今回の子育てプロジェクトの中にありましたコンサートの充実というところで、社会教育課のほうからご説明いたします。

コンサートの充実というところで、今回コンサートとかですね、その子どもを対象にし

たコンサートを全くやらないというわけではなくてですね、例年クリスマスコンサートを開催して、子どもの育成にも寄与しているところであります。旧館で予算をまた査定していただくとお思いますけども、本来、子育てプロジェクトの中で200万円計上していたところを、国際交流の観点でですね、今回予算を1回下げさせてもらって再検討するということであつたんですけども、当初の30万円から50万円に予算を20万増額して計上させていただいています。その予算の範囲内で、クリスマスコンサートの拡充、またはその他、音楽コンサートとかを社会教育課のほうでは実施していこうと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 説明資料からの質問です。ページ17の人権啓発活動補助金です。この議会においてこのことについて町長のほうからも触れられたところがあつたと思うんですが、例年に比べてですね、10%減額をされているということで、そのいきさつについては、町長のほうからお話がありましたが、この補助金が次年度以降も同額でいくのか、変わっていく部分があるのか、そういった点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 人権啓発活動補助金について説明申し上げます。

一応解放同盟甲佐支部及び全日本同和会甲佐支部から、1割減額ということで、それを町内の経済的な理由に、より学び機会を得られない子たちに支援をしてほしいということで、減額の申出がっております。これにつきましては、単年度ではなく、今後もとということ聞いております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款4の衛生費について質疑を行います。

63ページ下段から70ページ中段までの衛生費について質疑をお願いします。63ページ下段から70ページ中段までの衛生費です。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。当初予算説明資料の32ページになります。健康推進課長にお尋ねいたします。

一番上の介護高齢者保険、それから、介護予防一体化事業ということで、令和7年度は、介護予防、認知症の予防についてどういった事業をなされるのかということのお尋ねと、一つ提案ではございますけど、今高齢者予防の高齢者の認知症予防について、eスポーツを取り入れている自治体が、県内でございます。例えば、近隣の美里町、それから和水町、あと合志市などなどでございます。

実は、令和5年の8月にですね、熊本県eスポーツ協会、これは事務局が熊日にありますけど、こちらが主催する高齢者eスポーツ指導員養成講座というのが美里町で行われま

した。これにですね、甲佐高校生が2名受講いたしまして、この指導員の資格を取得されましたので、是非そういった甲佐高校の生徒さんに来ていただいて、高齢者の方に、このeスポーツを通じて介護予防に取り組まれてはどうかという提案でございます。こういったことをされるのかと、eスポーツを取り入れてはどうかという提案でございます。

○議長（宮本修治君） 休憩しましょうか。しばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、事業の概要について、まず、健康推進課のほうからお答えします。

高齢者の生活習慣病等の発症や重症化予防及び心身機能の低下防止を目的として、熊本県後期高齢者広域連合からの受託事業として、町が実施しております。この事業は、健康推進課と住民生活課、福祉課3課にまたがって、協力して事業を行っております。

令和6年度は、高齢者のフレイル予防を目的に、体組成測定会と集団教室を実施しております。体組成測定会では、体組成計を用いて全身の筋肉量を測定し、専門職が測定結果の個別説明を行うとともに、筋力低下などのリスクが見られた参加者に対して、集団教室への参加を促しております。集団教室では、専門職による運動指導や、栄養講話などを行い、参加者の生活習慣病等の発症、重症化予防、心身機能の向上を図っております。これらは主に健康推進課のほうで実施している内容になります。

認知症予防につきましては、福祉課の関係になると思いますので、私のほうからは以上になります。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 認知症関係につきましては、福祉課のほうになります。認知症につきましては、認知症の啓発事業等や、認知症サポーター養成講座というところで対応しておりますし、また、チームオレンジというですね、認知症当事者の方とかを支える仕組みづくりとかをやっているような状況です。

eスポーツにつきましても、この介護予防とか、認知症の予防という形ですね、今後ちょっと研究してみたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ページ、68ページですけれども、虫歯を減らすためということで、フッ素のですね塗布が行われておりますけれども、金額はですね少ないわけですが、このフッ素の塗布についてはですね、私も本当に当初のほうは反対をしたことがあります

けども、虫歯が、町内での虫歯が多いということですね、この事業が始まっているわけですが、もうその効果はどうかということですね、他町でもそういった取組が行われているのかということをお尋ねしたいのと、69ページですね、食生活改善推進への補助が出されておりますけども、この取組は本当に非常に大事なというふうに思っておりますけども、今現在どんな活動をされているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） まず、フッ素塗布についてお答えします。

フッ素塗布の委託料につきましては、病院のほうですね、歯科医のほうでフッ素塗布を希望された方に対して、町のほうはですね、1回当たり600円ということで、30名分を計上しております。

通常は幼児の健診のときに合わせて、町のほうで集団でフッ素塗布をしておりますので、どうしても日程の都合がつかないような方はですね、町の町内の集会のほうで受けられるようになっております。

また、虫歯につきましては、甲佐町の保育所等でフッ素塗布が始まった平成12年度以降、甲佐町の1歳6か月健診時における虫歯の有病者率は0%の年度もあれば、県平均よりも上回る年度もあったりと、その年によってばらつきがあります。3歳児健診における虫歯の有病者率は、県平均よりも大きく上回っているという通知もありました。

また、平成30年度からは、失礼しました平成30年度から令和4年度までの虫歯の有病者率の平均につきましては、1歳6か月児では平均1.51%だったことに対しまして、3歳児健診、その後の3歳児健診時には、平均27.92%と高まっているという状況になっております。

効果につきましては、すみません、こちらのほうに資料がありませんけども、前回か前々回の議会のおきにお答えしましたけども、虫歯の保有率がですね、大きくは伸びていないというところで、効果はですね、フッ素塗布の効果が見られているというところで答弁させていただきました。以上になります。

すみません、それから申し訳ありません、食生活改善推進協議会の活動につきましては、小学校や、文化祭等での災害時におけるですね、簡単な料理、バッククッキングなどの紹介をされております。あと、防災備蓄用の普及啓発ですね、それから、スポーツフェスタにおいては、予定ではありますけども、糖尿病の予防食の普及啓発等もされる予定となっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 説明資料からの質問ですが、ページ、33ページの御船地区衛生施設組合負担金6,186万7,000円が上がっておりますが、昨年よりもちょっと金額が大きくなっているんじゃないかと思うんですけど、それについてご説明をください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 昨年度よりですね、令和6年度が5,678万5,000円で、令和7年度が6,186万7,000円となっております。これにつきましては、現在ですね、放流施設の整備を行っておりまして、特にですね、令和8年度から山都町の受入れ辺りも考えられておりますので、その分を含めて施設の整備を今進められているところであります。その負担金の増という形になります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員、関連ですか、今。もう4回目ですので、どうぞ。

○5番（佐野安春君） この金額については、町民からの負担ということの引上げというのは、ないんですね。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 使用料特化の引上げにつきましては、ございません。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算書では68ページです、資料といたしましては30ページですけれども、委託料の中に、電子母子手帳アプリ導入業務の委託料と、使用料貸料の中に、同じくアプリの使用料ですね、委託料と使用料が組み合わせております。説明資料のほうをちょっと読ませていただきますけれども、これ新規事業ということでございます。で、予算的には合わせて28万6,000円ですけれども、「母子手帳を電子化することで、妊娠期の健康管理や乳幼児健診、予防接種の管理、町の子育て情報発信・受信できる環境を構築します」ということで書かれてあります。

私たち議会としても、子育て支援については、さきの研修のときに、子育て支援についても研修の一項目ということで、行かせていただいたことがございます。その中でも、このような電子手帳を使われていた自治体もございました。で、今回、この説明資料の中にもありますように、予防接種の管理ということがございます。これにつきましては、さきの全員協議会のほうでも、予防接種についての誤接種があったというようなこともお聞かせいただきました。

そのようなことも踏まえてですね、今回はそれに直結するようなシステムではないと思うんですけども、このシステムの新規の事業の延長線上にですね、そういった予防接種の管理辺りまで含めて、将来的に検討されていくような考えはお持ちなのか、この新規の事業の説明プラスの将来的なシステム構築につなげていかれるような考えはお持ちなのかを、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） お答えします。

電子母子手帳導入事業についてですけども、まずは導入をするということで令和7年度にですね、導入をして、町からのですね子育て情報等の発信等をまずするという事になっておりますけども、予防接種等の情報管理とか記録等につきましては、段階的にです

ね、数年かけた上で、段階的に一体的な管理ができるようなですね、構築を目指しております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長から、先ほどの佐野議員からの質問について答弁申出がっておりますので、これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 先ほどの佐野議員の質問に対しましての負担金の増について、放流施設の整備というふうに申しましたが、正確にはですね、放流量が今まで河川のほうに流してた分が河川のほうに全部流せないということで、御船町のほうの下水のほうの処理施設のほうに流しますので、そちらに放流するための、つなげるための施設整備が負担として上がっていくというところで負担増になっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ただいまの課長の答弁、佐野議員の質問に関連でございますけど、それはあのその施設に係る、我々本田議員と一緒に、そのし尿に行ってますんで、そこでのことを少し言いますと、それはあくまでも山都町さんが入るから、山都町さんにかかる部分の工事については、山都町さんに負担をしていただくということになっとなるから、我々にとっては、甲佐町にとって云々っちゃう問題じゃないはずですよ。それと、将来的に考えて、山都町さんがし尿をこっちのほうに入れていただくことによって、甲佐町の負担軽減になるというふうに、そういうところをやっぱり説明してあげんといかんのじゃないですか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） すみません、何度も訂正させていただきます。負担金の増につきましては、先ほど山都町の増設というふうに話しましたが、それについては、ちょっと答弁を訂正させていただきます。

負担金の増につきまして、実績に基づいたところで、甲佐町の上益城、その他の町の実績量よりも甲佐町の量が多いと、汲み取りとかが多いんです、下水がありませんので、量が多いので、その分で負担金がちょっと上がってきているというところで実績の増になっております。

山都町が入ることによって負担金が増になるんじゃないくて、先ほど言われたように、山都町が入られた場合は、負担金辺りは今後減額になるというふうに見込まれておりますの

で、その辺は訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） ちょっと受け取り方の問題かもしれないけど、量が増えるとかじゃなくて、ほかの町は下水道がどんどんいっとるから、甲佐町の割合が、占める割合は甲佐町の負担の割合が増えると、負担がですよ、割合が増えるということであるということが、その点はちょっと、私もちょっとしっかり答弁していただきたいのと、それともう1点。

今回この山都町が、今のこの御船施設組合を利用されることによって、その利用料を山都町からされるので、将来的に、我が町のこの6,000万のを今払っとるけども、その負担が半分近くまでなるというような、そういう予想図を我々、組合議員のほうには示されておるんです、組合のほうから。だけん、そこら辺をしっかりとほかの議員さん方にもですね、含めてこの場でしっかり答弁していただきたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） はい、何遍もすみません、負担金の増につきましては、正しく、ちょっと正確にちょっとお答えさせていただきたいと思います。

甲佐町においては、ほとんど汲み取りということで、ほかの町が下水道が整備されているということで、汲み取りの実績、搬入される量の占める割合が、甲佐町が多くなっているということで、その分負担金が増になってくるという形になります。それから山都町につきましては、受託という形になりますので、利用料を払われる、その分、今後8年度以降ですね、受託で利用されるようになった場合には、甲佐町の負担金は減額が見込まれるという形になります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 大丈夫ですか、今の答弁で大丈夫ですか。オーケー。

ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。65ページの負担金補助、環境衛生のですね負担金補助の中の、水道情報活用システム導入の中で、説明書のほう見ますと、29ページです。29ページに説明書きがありますが、老朽管の更新時期事業においては漏水事故件数を減少させるために、A Iによる水道管の劣化診断を行いますという事業みたいですけども、これをもうちょっと詳しく、ちょっと教えていただけないですか。こういった形でD X化して、このA Iによって劣化診断ができるのかというのを教えてください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） AIを活用した診断ということですが、漏水調査を行うためのですね、範囲選定、こういったものを水道管の更新計画に役立てるためにAIを活用して、そういった調査箇所とか、更新箇所を数値化して表すものとしております。

AI診断につきましては、水道管の管種ですとか口径、敷設年度、埋設されている土壌の状況をですね、そういった情報を基に、過去の漏水箇所ですか修繕箇所、こういったところをですね、劣化度合いを数値化して、修繕箇所を判定して、漏水の修繕につなげていきたいというふうなところで、こういった診断を活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページ70ページのですね、これは原材料費のところのお尋ねですけども、一度以前にもちょっと聞いたことあると思うんですけども、ごみ箱用原材料ほかと書いてありますけど、特にごみ箱ですよ。以前も聞きましたけれども、令和6年の当初は、確か45万だったかなという思いがあります。今回112万9,000円ということで60万ほどの増額ということでございます。

地元から多くの私は要望が出てきているんじゃないかと、更新するような時期も来ているごみ箱もあるんじゃないかということでお尋ねしましたけども、今回、結構増額になっておりますので、その辺の地元からの要望に対してに対応できるような予算の増額かなという思いがありますので、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 原材料の金額で112万9,000円についての内訳になりますけれども、ごみ箱、おっしゃるとおりごみ箱の原材料代となります。大きいごみ箱を12、それから小さいごみ箱を二つ、今計画しております。

地元からの要望も確かにございますけれども、今年までですね、町うちのところを軒下回収したところはずっとあるんですよ。各個別の家庭の前にごみを置かれていたところが、ずっとそこを回収して回ってたんですけども、今年度から令和7年度から、熊本市へのごみ処理が委託が始まりますので、回収に時間がかかるとその運搬にもちょっと時間がかかるというところもございまして、そういった町うちの軒下回収をやめて、ごみ箱に全部変えていきたいというふうなところで、今そういったところを地区に問合せしながら、相談しながらごみ箱の設置を考えたいと思っておりますので、そういったところの費用というところを考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、昼食のためしばらく休憩します。

午後は1時から再開します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1 時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長から、款 3 民生費の荒田議員からの質問について答弁の申出がっておりますので、これを許します。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 先ほど荒田議員からもですね、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ですね、額につきまして、いつから変わりましたかという質問に対しまして、私のほうで、補助金額1,050万円につきましては、今回から変わりましたというふうに回答いたしました。大変申し訳ございません、令和 6 年度からとなります。令和 7 年度につきましての基準額につきましては、まだ基準額が示されておりました。物価高騰により年々増加というふうになっている状況でございます。おわびして訂正いたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長から、款 2 総務費の荒田議員からの質問について答弁申出がっておりますので、これを許します。

企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 先ほど荒田議員のほうからご質問がありました標準化システムの総額ですけれども、私のほうからお答えいたしました、218で電算システム改修委託料ということで7,360万8,000円ということでお答えいたしましたけれども、このうち、7,096万8,000円が標準化に伴う費用ということになります。それ以外の費用については、マイナンバーのシステム改修の費用ということになります。

それと、住民生活課の戸籍システムにつきましても、ここには含まれずに、231の12のほうに予算計上がしてあります。その分につきまして1,452万円、それと健康推進課につきまして、健康管理システムの改修分につきましても、411のほうに含まれておりまして、それが1,138万2,000円も、標準化に伴うシステム改修ということになります。合計いたしまして、1 億687万円が標準化に伴う来年度の予算ということになります。

歳出については、変わりません。お詫びして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（宮本修治君） 次に、款 5 の農林水産業費について質疑を行います。

70ページ下段から78ページ上段までの農林水産業費です。70ページ下段から78ページ上段までの農林水産業費です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 73ページですけれども、生薬生産事業補助金については、一般質問の中でもありましたけれども、ツムラの事業に関わるこの事業についての補助金ですけれども、あさぎり町ですね、県も答弁されたかと思うんですけども、このあさぎり町の規模ですね、どんな規模でなっているのかですね、ちょっと詳しい数字まではあれです

けども、大まかにこんなふうに広がっているとかですね、こんなふうな個数がもう本当に広がって、収入、生産高もこんなとかというふうな形でですね、大まかで構いませんのでそこら辺が分かれば、お願いします。

ここの町での説明会はあったかというふうに思いますので、そこら辺は結構ですけども、ちょっとあさぎり町の様子などについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

あさぎり町ではですね、当初から3年間で町からの県事業を活用した町からの委託ということでされております。それに伴いまして、運営費や人件費の機具購入費と施設整備等に充てられております。その後、最初はですね2008年に、町内の有志5名で、あさぎり薬草生産組合というのを設立されております。その後順調に面積を広げられ、ツムラからですね、100ヘクタールぐらい植えていただけないですかということになりましたが、推進5年目で50ヘクタールまで広がりましたが、球磨地域全体で取り込むことというふうにされて、現在では80ヘクタールほどが、栽培されている層になっております。売上高につきましてはですね、ちょっとすみません、申し訳ないんですが、資料を持っておりません。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料からの質問です。有害鳥獣の捕獲事業534万7,000円ですが、捕獲の実績頭数が、平成29年から令和5年度まで載せてありますが、一つは、この令和6年がまだ途中でありますが、見込み数と捕獲頭数見込み数とか分かればですね、教えていただきたいということと、このイノシシとニホンジカで、令和5年で459頭あります。これ捕獲した後の処理、処分はどういうふうになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

現在、現在といいますか、1月末現在におきまして、イノシシの成獣が389頭、幼獣が39頭、鹿が233頭、猿が4頭、カラスは15羽ということで聞いております。それと、捕獲した後になります、狩猟免許を持っていられる方が、自分で処分をされて、自分で処理をされております。そして今のところですね、町のほうへ処理に困るという話は聞いておりません。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 処理をされるということは、食用にされているということですか。どういうふうにされているのか、もうちょっとそのところ、ご説明いただけますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 解体されて、知人に配っているという話を聞いております。
以上であります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時07分

再開 午後 1 時08分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すみません、先ほど解体されて人に配っていらっしゃるという話をしましたが、先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思います。解体されて埋設処分をされているというふうになっております。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） どうぞ、5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 今年度途中でありますが、課長のほうから説明があった今年度ですよね。捕獲頭数を見ますと、600を超えるんですよね。だから、これはやっぱり何ていうか、処理をされて、処分をされるのに、どういうふうになっているかということは、ある程度はつきり分かっとなら、把握されとならう方がいいのかなとは思ったんですけど、以上です。

○議長（宮本修治君） 答弁はもうよかでしょう、答弁いらんとでしょう、はい。

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款 6 の商工費について質疑を行います。

78ページ中段から80ページまでの商工費について質疑をお願いします。78ページ中段から81ページまでの商工費です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 79ページですけれども、企業等応援施設入居者審査会ということで出ておりますけれども、入居者についての現状ですね、打診はあっているのかですね、今進捗についてお尋ねをしたいと。また、ふるさと甲佐応援運営委託料が 3 億6,200万ですけれども、これが 1 業者なのかということと、地場商品創出支援事業補助金ですけれども、これは全員協議会でもちょっと説明があっておりますけれども、もう少し詳しくこの点について説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） お答えいたします。

まず、企業等施設入居者審査会につきまして、現在、入居者についての打診があっているかということでございますけれども、現在相談が 4 件、あと申込みにつきましては、3 件あっておる状況でございます。

続きまして、ふるさとの業務委託につきましては、こちらにつきましては、1業者ということでございます。

続きまして、地場産品の創出支援事業補助金ということでございますけれども、事業内容につきましては、予算説明資料にも書いてありますけれども、新たな特産品の開発、それから既存の返礼品の生産力を強化、例えば増産とかですね、そういった生産力を強化するために必要な製造加工等に係る施設だったり、整備にかかる費用の一部を補助するというもので、この要件といたしましてが、つくったその産品につきましてを、ふるさと納税の返礼品として登録するということを要件にさせていただくということを条件にしております。

内容につきましては、補助率につきましては、町内事業者が10分の8と町外事業者につきましては10分の4、さらに町外事業者につきましては、加算措置として条件をつけまして、10分の8までも上げることもできるというような要件とさせていただいております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） その施設整備ですけれども、こういった施設整備が考えられるのかというのをちょっとお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 施設整備につきましては、相談があっているものでありましたら、米の精米だったり、保管する倉庫といったところでの相談もいただいております。あとはいろんな加工品を作る設備、そういったものを想定しているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） すみません、80ページの観光案内看板設置工事設計委託料というのがありますけど、この看板設置については、私は昔から、こういうのは出ていると思うけど、どこにできたのかとか、また、本年度どこどこに設置される予定なのか、よかったら教えてください。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） この事業につきましては、議員がおっしゃるように以前から進めております。これまでできた箇所につきましては、国道443号線の安津橋付近、パムズ甲佐付近、それから甲佐小学校交差点付近に、薄緑色の看板を立てている、あれがそれになります。

令和6年度の繰越しということで、先日ご議決いただいた繰越明許費で予定しております1,500万、これで予定しておりますのが、今回乙女の5か所に設置するというところで予定しているところになります。

令和7年度の当初予算につきましては、そういった大きな道路につけるというよりも、

今後その施設の入り口のところに、この施設はどういった施設ですよというような看板を設置しようというところで計画をしているものでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） はい、分かりました。昔ですね、旧西村邸について、やっぱ分からずに観光に来られた方がですね、非常に迷われて、いろんなこと、どこにありますかとか尋ねられると。非常に道も狭くて危ないので、看板をつけてくださいと、その自治体の区長さんあたりからも、こちらにお話があったと思います。私もお願いしとる指定管理者と話をして、早急に進めますということでしたが、もうその辺も全然改善されていませんで、安全的な面もありますので、そういうところも進めていただければと思います。

答弁は結構です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 80ページですけども、観光地域づくり調査等業務委託料ということで350万が計上されておりますけども、これについてですね、町はまだ、どういう考えでですね、こういうふうにそれなりの町としてのプランがあるのかどうかですね、それがあればちょっとお尋ねしたいというふうに思いますけども。全体としてですね、この観光といいますか、そこら付近で町で増えているのか増えていないのかですね、そこら付近はつかんでおられるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらの観光地域づくり調査等業務委託料につきましては、予算説明資料の11ページの、持続可能な観光地域づくり事業、これに当たるところでございます。

内容につきましては、今後業者に委託するなりというところで考えておりますけれども、大まかなものとしたしましては、こちらにつきましては、今後につきましては、観光情報のデジタル化、例えば、皆さんが観光地に行くときには、基本的にはスマホだったりで場所を検索されて行かれたりとすると思いますけれども、そういったデジタル化を適正にするということと、あとインバウンド対策ということで、甲佐町についても外国の方からが来られるということも増えてきております、そういった対策。

それから、周遊ということで、一つの店舗ではなく、いろんな店舗に回っていただくと、そういった連携を構築するそういったところで今担当課としては、考えているところでございます。

観光につきましては、増えているかということでございますけれども、こちらにつきましては、NIPPONIAのほうがありますけれども、そちらにつきましては、特に台湾、それからヨーロッパ、そういったところからの観光客の方が増えているというところでお聞きしているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 関連ですかね、どうぞ。

○9番（井芹しま子君） 関連です、申し訳ございません。その委託料ですけれども、どこに委託をされるのか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 委託につきましては、まだ決めて決まっておられませんけれども、そういった観光アドバイザーとして業務をされている事業者、もしくは個人の方も踏まえたところで、そういった方に業務委託をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。私も79ページの地場産品創出支援のことについて、お願いをします。

これは以前私も質問をいたしております。そのとき町長の答弁いただいたことによりますと、甲佐町の基幹産業であり、甲佐町農業振興に向けた支援の充実の一つとして、農業法人への、新たな支援策というふうに捉えておられると。そして地元業者の育成・発展で甲佐町の農業振興に視野に入れておるといような答弁をいただいたと思います。

今地域振興課長がおっしゃったように米、返礼品に使う米、これ非常に議員から、各議員からもいろいろ質問出ておりましたけど、やはり一番多く返礼品に使われているということですね、しっかり対応していかいかなくてはいけないという思いで、これまでいろいろと質問してきました。今思うのはですね、そういう非常に提案を受けているわけですけども、それじゃ、この事業をする、例えば法人がそういう事業をするに当たって、その窓口となられるところの充実を図っていただければ、こういう事業はうまくいかないじゃないかというふうな思いが今しております。

そこでその辺について、どういうふうに町は考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 地場産品の窓口、法人の窓口ということでございますけれども、こちらにつきましては補助金関係につきましては、地域振興課のほうで、もちろんお受けさせていただきますけれども、農政関係ということもございますので、農政課と協議しながら、協力をしながらですね進めていけたらという、対応させていただけたらと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 是非それはやっていただきたいと思いますが、町長この件は、やはり町長のほうで、しっかりとしたリーダーシップを発揮していただいてですね、是非甲佐町の農業の発展になりますし、いろいろ農業が変わるときでございます。そういうときもありますので、是非その辺のお考えをここでお聞かせ願えませんか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうからもお答えさせていただきます。

この地場産品創出支援事業補助金、これにつきましては、今宮川議員もおっしゃられたとおり、現在、甲佐町は非常にふるさと納税の寄附金を多くいただいているということで、その返礼品の充実を図っていく必要があるということで、今回このような関連でこの事業を創出したところでございます。

宮川議員もおっしゃられるように、甲佐町の返礼品で一番多いのは現在米でございます。米を確保するという中で、そういった甲佐町の法人ですね、農業法人、そちらのほうで米を確保していただくということも非常に甲佐町の農業法人の活性化、また、町の活性化、双方ですね、非常に効果的ではないかというふうに思っております。そういった中で農業法人のほうで米を確保するに当たって、いろんな施設整備が必要になってくると思いますので、その際はこの補助事業を活用していただければというふうに考えております。

この事業の推進に当たりましては、先ほど地域振興課の課長のほうから答弁いたしましたように、窓口は地域振興課になりますけれども、農政課と連携をしっかりと図ってですね、この事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今私は法人、法人というふうに法人を言いましたけども、まずは法人をやっていただいて、そこである程度方向性が出たら、甲佐全体の農業者の方々を、そこをなんといいですかね、力をつけていくことになるだろうと思いますし、やはり、以前から私言ってますよね、もうかる農業というのを是非進めていくべきだというふうに思っております。ただ、法人にしましてもですね、昨年大豆を植えられて、非常にできなくて、もう、すき込まれたという事例がございます。データを持っていませんけど、私のたぐちアグリでも、1町3反かな、すき込みをしております。そういう状況でございますので、やはりそういう観点からですね、この米を植えてというのは非常にいいことじゃないかと思います。是非、町のほうにもご協力をお願いしたいと思います。お世話になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算書では79ページ、資料では41ページですけども、資料のほうで質問いたしますけども、ふるさと応援チケット発行事業ということで、2,400万ほどの予算が組まれております。まずは、この2,100万の財源の内訳をまず最初に説明いただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 財源につきましては、物価高騰重点支援交付金が2,091万9,000円、残りが一般財源でございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） これでですね、今なぜ聞いたかといいますと、この説明にもありますとおりですよ、やっぱり物価高騰に対する町民や事業者ということでございます。特に、町民1人当たりに商品券の2,000円ということをやったてありますけれども、これは全ての町民の方に行き渡るやつですよ、限られた方じゃないと。そう思えばですよ、ほぼほぼが交付金といいますか補助金が充てられるということです。となると、感覚としてですよ、2,000円、1人2,000円という根拠ですね。私のイメージとしてはですよ、本当は4,000円でも1人5,000円でもですね、出していただけないかという思いがあります。

これは私だけじゃないと思いますよ。これは全ての甲佐町の町民に行き渡るやつと思えばですよ、その物価高騰にですね対応して、もう少しこれは上げられなかったのかなという思いがありますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。

先ほど地域振興課長の答弁のとおり、この財源につきましては物価高騰、国の補助事業であります物価高騰対策を充当させていただいております。同じく、国の補正予算により、低所得者支援枠ということで、非課税世帯の3万円、世帯で3万円、あわせて、子ども加算ということで1人当たり2万円の加算をして実施をするように準備をしているところでございます。

それと同じく推奨事業メニュー枠でも、物価高騰対策事業として行っており、同じ財源として、LPガス利用者世帯への補助、学校給食費事業に対する補助なども併せて、推奨メニュー枠として実施をしていくものであります。

推奨事業メニューの事業費については、国から交付限度額が配分され、交付限度額を最大限に生かして活用したいというふうに思っておりますので、今回の事業構築に当たりましては、ふるさと応援チケットは1人当たり2,000円ということで事業構築をしております。

以上であります。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。ただいまの鳴瀬議員の質問に関連して、私もこのふるさと応援チケット事業についてお尋ねいたします。

今回2,000円の商品券を町民に配布されるということで、私はこの経済効果についてお尋ねでございます。仮に甲佐の町民が1万人といたしますと、今回2,000円ということで2,000万円の経済効果でございます。以前もありましたプレミアム商品券を発行し、プレミアム、例えば1万2,000円、そのプレミアム分を補助すればですね、1億2,000万円の経済効果があります。そういった話は企画の段階で出てこなかったんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 企画の段階におきましては、議員がおっしゃられるようなプレミアムにつきましても、検討として上がっておりましたけれども、プレミアムの

商品券につきましては、やはり1回お金を出さないといけないというところで、高齢者の方の負担がどうしても生じてしまうというところもございまして、今回チケットを配布するという手法にするというところで庁内で決まったところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。私のほうは41ページの商工業費の19負担金補助及び交付金の中で、今回観光協会補助金が300万円ほど、6年度より上乗せして予算化しております。その理由と、ほとんどがあゆまつりの、観光協会はあゆまつりの経費が主だとは思いますが、そういう中で、先ほど来審議がっております物価高騰という中で、やはり業者さんからの寄附金というのは、なかなか少ないものだと私も思っております。

そういう中でやはり、職員さんがそういった事業をする上でのお願いをされるというのは、相当な苦労があったかと思えますけれども、今回この300万という予算の上乗せについての説明と、それと、あと提案型の事業補助金ですけれども、説明を読みますと、

「町内の団体が、地域の課題解決や魅力あるまちづくりを目指し実施する知恵と工夫にあふれた提案事業」とあります。そういう事業に費用の一部を補助しますとありますけれども、提案事業に補助をするというのは、どういうことなのかというのと、町内の団体というのが、大体どういうところを考慮しておられるのかというのをお聞きします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず、観光協会の補助金につきましては、昨年度より増額をさせていただいております。理由といたしましては、議員もおっしゃるとおり協賛金という形で、企業の皆様からいただいておりますが、そちらにつきましては、毎年ちょっといただけるお金がちょっと少なくなっているということでございます。

ただこちらにつきましては、担当課のほうでも、電話だったり訪問だったりということで工夫を凝らしまして、件数としては増えておりますけれども、総額としては、どうしてもいただける金額が落ちているというような状況でございます。

もう一つにつきましては、経費につきましては、こちらもおっしゃるとおりで、物価高騰、あと人件費の高騰ということもございまして、警備関係、それから資材関係の経費が全て高騰ということでございます。こちらの経費の増、それから歳入の減ということがございまして、今回増額をさせていただいているところになります。

続きまして、提案型につきましてはですけれども、提案型事業につきましてはの発端といたしましては、これまで町が、例えばこういった事業をした場合に補助金を出しますということで補助をしてきておりますけれども、やはり職員だけの提案ではなかなか、魅力ある事業というのに限界があったりという、後はそのうち知恵を借りたいということもございまして、町内の方が提案をいただいている、例えばイベントだったり、いろんな事業につきまして、その一部につきましてを、町のほうで補助をするというところでございます。

こちらの町内の団体につきましては、特定の団体ということではございませんけれども、例えば3人以上で団体をつくっていただいて、そちらの団体のほうで事業を提案いただいて、そのいただいた事業を審査した上で決定をするというような流れで今考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 今、課長のほうから提案型についての団体について説明がありましたけれども、これはやっぱりあくまでも団体でないと駄目ということですかね。個人では駄目ですか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） こちらにつきましては、やはり公益性を求めたいと、公費を出しますので、そういったときには、やはり個人ではなくいろんな方が共同でつくり上げるイベント等についてを想定しているところですので、現在団体というところで考えているところになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありますか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 例えば、その団体が1社だった場合にはもうその方に決定するわけですか、それでもやっぱり1社であっても審査をするということですか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 審査につきましては、おっしゃるように1団体でも審査をするというところで今考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員、もう4回目過ぎております。もうさっきは関連でしたので、歳出全部で聞いてください。

3番、鳴瀬議員。

（自席より発言する者あり）

すみません、申し訳ございません。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの物価高騰についてですね、もう私も本当にこれは強く言いたいというふうに思って、鳴瀬議員が言われましたけれども、私の一般質問の中ではですね、今後、物価高騰対策については、住民向けの対策については考えていきたいと、町長が最後に答弁をされましたけれども、本当にこれほどですね物価高騰が進んでですね、本当に一般の住民の人たちというのは、やっぱり非常に苦しんでいる様子は、もう町長ももう答弁ありましたように、もう皆さん周知されていると思うんですけども、やっぱりその中でですね、やっぱりこの2,000円かいていうのはですね、やっぱり言われるん

じゃないかなというふうに思うんですね。

L Pガスと水道がありますけれども、やっぱりこれについてはですね、やっぱり随時また新たな対策というのをですね、物価高騰対策というのをですね、もう是非私は考えていただきたいというふうに思っています。

○議長（宮本修治君） 答弁いるとでしょう、思っていますって言われたけども、答弁。

○9番（井芹しま子君） はい、お願いします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの件で私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほどから話が出ております物価高騰対策、これにつきましては、国からの交付金ということでございます。充当事業といたしまして、先ほど説明がありましたように、ふるさと応援チケットであったり、あとはL Pガス補助、あとは水道料金の基本料の減免、いろんなのをですね、充当させて国からの交付金を活用していただいているところでございます。

今回のふるさと応援チケットにつきましては、2,000円ということで、おそらく、鳴瀬議員も井芹議員の考え方は同じかと思います。もう少し町のほうで上乗せができなかったのかということだろうというふうに思います。これにつきましては、その財源はじゃあどうするかということで、ふるさと寄附金ですね、そういったのが現在あるのでそれを充当したらどうかというような考えでのご意見だろうというふうに思います。そこはしっかりと今後検討させていただきたいと思いますし、あとはですね、ふるさと寄附金につきましては、やはり有効活用を図っていかなければならない中で、いろんな人、表現的にはちょっとあれ、一律に配布、よくばらまくというような表現がございますけど、そのようなことにもならないようにですね、いろいろ町として進めていくべき政策的部分に対して、その財源を投下していくというのが必要ではないかというふうに私は考えております。

そういった考えを持ちながらも議員の皆様方からいただいた意見についてはですね、こちらのほうでも執行部でもしっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） はい、3番です。先ほどお隣の森田議員が質問をされましたけれども、私も同じくですね、42ページの提案型事業補助金について少し補足して質問したいと思います。

先ほどいろいろご回答いただきましたけども、地域からの課題の解決ですよ、地域からそういった課題に対しての提案があった場合に、提案を受ける側、行政のほうだろうと思うんですけど、そちらのほうでは採択するための基準とか、委員会とか、それを設けられているのか。それと、費用の一部を負担するというようなお話もありましたので、そういった費用の一部については、何らかの補助率とか決められているのかなということをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 提案型事業につきましては、審査に当たりましては、委員会という形で、何らかの組織を立ち上げまして、審査する組織を立ち上げまして、その中で審査をするように検討を今しているところになります。

続きまして、費用につきましてはですけども、考えておりますのが、住民提案型ということで、補助率につきましては、10万円以内の場合は10分の10、100%、10万円を超えた場合は、1年目は10分の9、それから、行政提案型ということで、こちらからこういったものをしてほしいというところが出すものがありました場合につきましても、上限10分の9というところで、今考えているところになります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。それと直接関係するかはちょっと分からないですけども、地域の課題解決というようなこと、それと含めて、役場の職員の方たちが、過去には、甲佐町内以外の方たちも甲佐町には多く勤務されておられます。その方たちがそれぞれの地域に赴いて、担当者みたいな形でですね、地域の声をいただきながら、かつ、その地域を、甲佐町を覚えていただくという意味も込めて、数年前まではそういった担当者制度みたいなのがあったような記憶がございます。

甲斐町長になられてからは、現在はどうのような形になっているのかはちょっと見えてきませんけれども、そういった以前ありました、地域支援型の職員さんの派遣っていいですか、地域と一体化になったような方たちの今の活動については、どのような状況になっているかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの鳴瀬議員からのご質問の件につきましては、以前、町のほうで地区別担当者制度というような形で、それぞれの職員を各地域に割り当てて、その地域に根づいてですね、しっかりと地域のまちづくりを見ていただくということで、そういった制度が、確か平成24年に事業構築をして平成25年度ぐらいから3年間スタートしたと思います。3年間を実施いたしまして、その後は、事業継続はなかったかというふうに思っております。

ただ、鳴瀬議員も言われるように、現在職員もですね、町外からの職員も多ございます。そういった中では職員が、役場というのはやはり顧客は町民ですので、地域住民としっかりと根づいた関係性をつくっていかなければならないと私は考えております。そういった中で、現在職員は町外からの職員も多ございまして、地域住民との関係性というのがですね、ちょっと一線あるように私も感じております。そういった中で、冒頭で申されたそういった地区別担当者制度、そういったのは非常に効果的な事業ではなかったかなというふうに私は考えております。今後はですね、その復活をするかどうか、その辺もしっかりとまた検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 説明資料のですね、やな場施設管理事業というのがありますが、説明としてやな場の営業に支障を来すことがないように、随時修繕等を行いますというふうにありますが、今通年営業で、冬場も営業されているんですが、やな場の水はほとんど流れない状態で、夏場とは違ってですね、ちょっと雰囲気的にですね、どうも営業向きではないというふうに考えるんですけど、そういったふうなところで水を流すとかいうふうな工夫はできないんですかね。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） はい、おっしゃるように今通年営業ということしております。特に今年度につきましては、ちょっと工事があっているということもありまして、景観としては、いつもより様相が違うということもございますけれども、やな場につきましては、そういった今後につきましては、令和7年度にですね、こういった方針でいくのかということも踏まえたところで、庁内のほうで検討するというところで考えておりますので、その際に通年業とか含めたところで検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 先ほどからいろいろ議論になってますが、41ページの地場産業産品のことについて、質問させていただきます。

これ1億5,000万、これはもう全て一般財源でやられるということで、これまでに、単独で一般財源だけで、この1億5,000万というような事業なんてそうそうありません。私が見る限り初めてじゃないかなという思いがあります。

これ財源についてはですね、ふるさと納税の基金が絡んでおりますから、従来の私が思っているような一般財源の使い方とはちょっと違うというふうな思いがありますけれども、この中で、先ほどからいろいろこの補助要綱でですね、町内業者には10分の8、町外は10分の4、私はどちらかというと、この事業を使って企業誘致というような形で町内に呼び込むような事業が、私はあったらいいかなというふうに思っておりますし、先ほど来、米の我が町の農業資産である米をどうするというような話もあっております。

これなんかもですね、本来ならば、時々テレビのニュースなんかで出ますように、大型の冷凍倉庫辺りをですね、やってどんと構える、万トクラスの冷蔵庫を備えるような倉庫を誘致するような形でやって、その上で、甲佐町の米をそこに集めるとか、何かそういうレベルの話をですね、私は期待をしてこの事業を思ってるんですよ。

そこら付近について、町長どうでしょうか。担当課の課長さんでもいいですけども、この事業の何ちゅうかな、思いというか、1億5,000万をかけるんですから、それに対する町の思いだとか願いだとか、そういった見込みだというのを含めてですね、町長のこれは

もう決意ですよ、町長の決意をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） こちらにつきましては、補助率につきまして、差をつけているというところでございます。

ただ、ちょっと先ほど加算というところで町外の場合をご説明をさせていただきましたけれども、町外につきましては、通常であれば10分の4で考えております。ただ、加算ができるというところで考えておりまして、例えば売上額が、決算年度前、前年度の決算年度の5%増加し、例えば従業員の基本給を例えば2%上げるとか、そういったプラスアルファで何か効果を上げた場合は、その効果分を10分の2ということで加算をするという、積み上げ方式で町外の場合は考えております。

これを考えた理由といたしましては、やはりふるさと納税につきましては、町外事業者にメリットがあるんじゃないかと以前からご指摘をいただきまして、町内事業者も、そういったふるさと納税の返礼品に取り組みやすい仕組みがあるべきではないかというところで町も考えまして、まずは町内事業者を補助率を高く10分の8とさせていただきまして、ただ議員がおっしゃるように、この事業は企業誘致も視野に入れた事業というところでございますので、ただ、何も、通常であれば10分の4と、ただ、いろんな工夫を凝らしていただける場合は、それに見合った加算をしていくというような事業構築に今させていただいております。

ですので、その町内業者もありますけれども、おっしゃるような企業誘致も視野に入れたところの事業構築で、今考えさせていただいている状況でございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私からこの事業に対する思いということで述べさせていただきたいというふうに思います。

この地場産品創出支援事業補助金、これにつきましては、ただいま担当課長のほうから、事業創設に至った経緯等については、ご説明があったとおりでございます。議員各位ご存じのとおり、現在甲佐町はふるさと納税寄附金が非常に順調に伸びてきております。自主財源が乏しい本町におきまして、非常にですね、このふるさと納税の寄附金というのは貴重な財源になっていると感じております。そういったことでこの事業をですね、起爆剤として、今後さらなるふるさと納税の寄附金ですね、拡充に向けて、町も、この事業本当起爆剤としてですね、考えておりますので、しっかりと寄附金の増に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） やっぱり我が町の自主財源と10億ちょっとですかね、町税10億ぐらいのそれからの1億5,000万、1割ですよ、ということで、ひとつこの事業についてはですね、担当課も町長も一生懸命やられると思いますので、いろいろな話があったのは、

是非とも議会のほうにご報告をいただきたいというふうな思いがありますし、財源についてですね、ふるさと納税ということもありますので、先ほども基金のところでありましたので、これ以上財源のところについては、従来の財源とはちょっと違うという思いがありますので、しかし、それにしても個々の見解ですので、ひとつ頑張ってください、いい報告を議会のほうでされることを待ち望みたいと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款7の土木費について質疑を行います。

82ページから86ページまでの土木費について質疑をお願いします。82ページから86ページまでの土木費です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 83ページですけれども、この事業そのものではないんですけども、芝原地区の排水ポンプ等の項目がありましたので、この排水ポンプについてですね、実はご存じのように総合運動公園の管理棟の裏は、国が今防災工事をですね、ほぼ終了をしておりますけれども、近隣の住宅がですね、やはりもう高い土手に囲まれているというような状況になりまして、それでですね、馬門川の水、それから、低いというわけじゃない、低いというか、乙女大地からの水とそれから馬門、それから中央町等の水、そういったのがですねやっぱり一挙に来て、水害の被災をするということはですね、何回もあっておりますので、排水ポンプをつくるという、備えるということだったんですけども、もう梅雨、今3月ですので、梅雨前にはですね、そういった対策が取られるのかなと思うんですけども、そこら付近についての計画をちょっとお尋ねしたいのとですね、それから84ページの法定外公共物維持工事ですけども、どのぐらいの数ですね工事を予定がある、これから要望等もですね、あると思いますけれども、今計画されているのがあればですね、本数等を教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

まず、最初に船津地区の防災ステーションを、国交省のほうで増設されておりますけれども、高い法面ができております。その法下にですね、側溝を据えられて、その側溝が、浸透式ということで地下に浸透するようなシステムになっております。その流末にはですね、町のほうでポンプを設置をいたしまして、緑川のほうへ排出する計画としております。

その設置につきましては、今度の梅雨時期にはポンプの設置をですね、臨時的に設置をすることとしております。

それと併せて県道のほうからの水に、馬門の堤のほうからの水に対しても、現在町のほうの内水対策で、馬門のため地の調整をしておりますので、そちらのほうの対策でも軽減ができると考えております。

それとですね、次の里道整備につきましては、現在昨年 of 補正予算で対応させていただいております、現在6か所の工事発注を行っております、今年になりまして、各行政区

に要望をとったところ、約、行政区要望と合わせまして、約50路線ほどの要望が上がっております。これからですね、各要望を調査しまして、限られた予算でありますので、優先順位をつけてですね、各路線ごとに事業費も違いますので、優先順位をつけて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 馬門の内水対策というか工事が行われておりますので、その件に関連してちょっとお尋ねしたいんですけども、当初予算が確か4,000万というふうに聞いておりましたけども、どこかの資料に9,000万というふうにですね、消防費に入っていた、すみません、消防費に入っていたそうです。9,000万というふうにあったんですけども、工事が変わったのかどうなのか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 工事の予定は変わっておりません。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 建設課長のほうにですね、里道改良でですよ、今度要望があって、現在もされているということですけども、里道改良するときに現状の幅員が狭いときですよ、これを少し用地の提供片がいただけて広くできるというようなことになれば、用地買収とか登記にかかるような費用、これについては、改良工事と同じように町のほうで用地買収したり登記をしていただいたりとか、そのようなことまで、里道改良工事でできますでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） もし里道改良する場合は、ご提供等があればですね、用地買収につきましては、提供という形になります。登記についてはですね、町のほうで行ってきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。説明資料の46の5番、仮称陣ノ内城跡アクセス道路改良事業、事業費5,020万が挙げられていますが、今回初めてだと思うんですけど、工期の期間の予定と、工期費用についての予定はいかがかということでお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの陣ノ内城跡アクセス道路の道路改良費5,020万円につきましては、こちらは予備設計を計画しております。設計の期間時期といたしましては、6月ぐらいからというふうに計画しております。それと費用につきましては、全て測量設計費用ということになります。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ご説明ありがとうございます。今回はですね、設計、予備設計というようなことなんですけども、それも含めてですね、一応おおよそ完了にはどれぐらい費用がかかるかということは予測があると思うんですけど、その点を含めて幾らなのかということでご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） このルートに関しましては、まだここを通るという決定したわけではございませんので、そのルートによっては、橋梁が必要だったり、そういった事業費がですね、どこを通るかで大幅に変わってまいります。今ルート案としましては、3から4路線ほどのルート案を持っておりますけれども、いずれにしてもですね、10億円を超えるような事業費が見込まれると思います。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 83ページ、負担補助金のところに、三本松甲佐線の、何だこりゃ、期成会の負担金が載っております。この予算についてはどうこうではございませんけれど、三本松甲佐線についてはですね、なかなかこう、聞こえてこないっちゃうか、そういう部分がございます。最近の県からの情報なり、いろいろあると思うんですけど、我々に聞こえてきませんもんですから、どうなっているのか。

それと上揚の基盤整備の云々で、あそこしてからどうこうというようなことまでしか聞こえてきていませんので、最近の県からの情報その他、分かる範囲で答えていただけませんか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 三本松甲佐線のもので、今の現状とこれからの計画と申しますが、現在堤防兼用の道路は改良工事に入っておりますし、上揚住宅からですね、採石場跡まで継続的に改良工事が行われていく予定でございます。

それと、うちのほうから要望を出しております小鹿地域へのつながるバイパス道路につきましては、昨年、第2橋の橋梁架け替えのための土質試験等をされてですね、今年度、令和7年度中にはですね、そこも前倒しをして、予備設計辺りをですね取りかかっているということを聞いております。ということになります。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 分かったようで分らんような、いろいろこう、ここに出てきているように陣ノ内の道路もそうですけど、やはり新規の事業するのも大切でしょうけど、これは、以前からずっと引き継いで、町としてやってきた事業ですからね、そういうとこ

ろはやっぱりしっかりやっておられるでしょうけども、我々にも報告するときは報告していただけないか。そうでないと、おざなりにするんじゃないですけどね、進めておられるだろうけども、町としてどういうところをプッシュ、県にプッシュしたらいいのかと、そういうところも見えてきませんので、やはり、やっておられないとは言いませんけど、もっと見える形で進めていただけないでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、県のほうから町のほうに事業経過報告がございますけれども、また県の中です、実際に行う前にまた計画変更等があるんですね、今回の計画がここまでになりましたとかいうふうで、すぐに計画変更がされますので、実際にここまでやりますということは、それが実施になる寸前でないとですね、なかなか、議会の皆様にも説明が難しくなりますので、ある程度決まった時点で報告をするようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） それはそれで事情は分かります。で、町長ですね、これはやっぱり以前から引き続いとる事業だから、しっかりその辺は町長も……分かりました、よろしくお願いしておきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、しばらく休憩します。

14時15分から再開します。

休憩 午後 2 時04分

再開 午後 2 時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款 8 の消防費について質疑を行います。

87ページから90ページ中段までの消防について質疑をお願いします。87ページから90ページ中段までの消防費です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 先ほどは失礼いたしました。89ページの、この内水対策施設整備工事の中に、馬門の工事については入っているんだと思うんですけども、説明資料を見ますと、当初4,000万だったと思うんですけども、9,000万円に予算が計上されているみたいなんですけども、それがあったものですからですね、工事が非常に拡充されるのかと思ったのです、先ほど質問したんですけども、変わりませんという一言だったのですが、その点については、どうしてなのかというのをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 令和7年度の馬門川の工事費は、7,500万当初予算で計上しております。それと、測量設計費で1,800万円、それとあと残りの残が用地買収費で、合計の9,600万円というふうになっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） はい、8番です。予算ではありませんけれども、消防団員について質問させていただきます。

毎年消防団員が減少する中において、消防団員のほうからですね、いざ火災等が発生した場合に、出動する場合においてですね、人員が足りないということで、地元のOBとか、そういう人たちもできないだろうかということでですね、話がありましたけれども、町のほうとしては、何か対策は考えておられるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） ではお答えします。

福田議員が言われます分については、今、OB等を活用したということでありまして、町としては、機能別消防団、機能別分団ということで考えをさせていただいております。機能別消防ということは、能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する所消防団員のことを言いまして、例えば、昼間の平日の昼間の消防力の強化、大規模災害活動、住民指導の強化、基本団員の補充などの目的で組織された部分が機能別分団ということになっております。

町では、町の本部役員の会議の中でですね、機能別分団の設置については、協議をなさしているところでございます。来年度に、7年度におきましては、まず、OB分団を創設できればということで考えられますし、それについては、町も一緒になってですね検討していきたいというふうに思っております。ただ、保険とか手当とかそういう部分もありますので、しっかりその辺については、本部役員さん方と協議しながら、どのような形が一番いいのかという部分も併せてこれしていきたいと思っておりますし、先般から話が出ております女性部隊につきましても、併せて機能別分団として位置づけをしていきたいというふうに思っておりますので、併せて女性分団の大確保にも努めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの馬門川の工事ですけども、令和6年度がですね4,000万ということで、令和7年度が9,600万ということで、それを4,000万と9,600万足さなくちゃいけないというのが、足さなくちゃいけないわけですね、それは馬門川の総工事費という形になるのか、ちょっと確認をさせてください。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、そのとおりでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 防災のほうで内水面对策のほうなんですけれども、技術的なことでお尋ねしますので、答弁は建設課長になるかなと思います。

岩下地区の浸水対策事業ということで、総合保健福祉センター鮎緑の駐車場に雨水貯留の浸透施設を整備するということでございます、4,700万。で、頭の中にイメージとしてインプットしますので、例えば駐車場はですよね、2か所あるじゃないですか、大井出川沿いと本当に正面のほうに駐車場が。まず、どちらのほうに設置をされる見込みなのか。

それと、その規模ですよね、大きさ、仮にどちらにされたとしても、縦が何メートル、横が何メートル、深さが例えば1メートルなのか2メートルなのか。そしてそこに取り入れる導水路としてはですよね、例えば甲佐小学校辺の南谷川があふれるという、あそこから導いてそこに入れようと思うなら、里道辺を開放してというか、環境を入れてこにゃいかんと思うんですよ。で、その貯留施設に一時的に入って、地下浸透も利用しようと思うんですけど、地下浸透するスピードというとも、ある程度限られたスピードでしか浸透していかないと思うんで、排水機場のほうをどこかに設けて、下流側に流して一時的に南谷川を迂回させるイメージであるのかというのが、ちょっと頭の中で、ちょっと私も整理がつかみませんので、その辺について説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 岩下地区に計画しております雨水貯留施設につきましては、現在、鳴瀬議員がおっしゃいますとおり2か所ございます。そちらの2か所をですね測量設計をいたしまして、どちらかにするかはですね、測量設計の結果次第ということで検討をしてみたいと思います。片方のほうには建物も建っておりますので、その影響ラインもありますので、そういったことを検討して考えていきます。

それと規模についても同等に、測量設計が完了してからですね、規模もかねて考えて行うようにしております。

それとどういった施設、南谷川からですね、分水が来ておりますので、そちらのほうの水路をですね、雨水貯留施設に引込みまして、ある程度の貯留と浸透させまして、それから浸透し切れない部分につきましては、既設の水路にですね流すような構造となっております。新たにですね、排水機場等は設けることは考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 大体分かりました。イメージとして見れば、その駐車場にいうなれば耐震性貯水槽みたいな、そういったボックス形式で、特に底がないような形で建設して、その上は、通常は駐車場として利用できるような施設というイメージでよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。その役場の

隣の防災公園のほうにもですね、同じような施設を設置をしております。その貯留施設のですね、土地の土質によって、だんだん深さが決まってくるような状況でございますし、土質等がよければですね、かなりの効果も期待できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款9の教育について質疑を行います。

90ページ下段から109ページ上段までの教育について質疑をお願いします。90ページ下段から109ページ上段までの教育費です。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） はい、8番です。熊本甲佐10マイルロードレースのことでちょっと質問させていただきます。

今回、今年度が50周年ということで、200万ということになっております。そしてこの中の説明には、歴代の優勝者、あるいは功労者、この記念碑の制作とか何か書いてありますけども、どのようなものをちょっとお聞きしたいと思いますので。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 熊本甲佐10マイルロードレース50周年記念事業として、ご説明申し上げます。

令和7年度の拡大事業といたしまして、事業費200万を計上させていただいております。内容といたしまして、今福田議員がおっしゃいましたとおり、歴代の優勝者、功労者の刻印を期した記念碑またはレセプションの実施を事務局のほうとしては考えております。

この記念碑といいますのが、今事務局でイメージしているのが、例えば小学校を例に挙げますと、小学校の100周年とかでよく建てる記念碑、石碑の記念碑に刻印といたしまして、10マイルの歴代の優勝者を刻印したり、あとは10マイルの第1回目から第50回目までの軌跡を、歴史を刻んだ刻印とかを考えております。ただ予算の範囲内で今考えておまして、石碑になるのか、もしくは、現在であれば、強化プラスチックとかステンレスとか、雨風に強い劣化しない、そういう記念碑を考えております。

また、レセプションといたしましては、飲食を伴うというところではなくって、歴代優勝者を招待して、もしくは50回大会に来ていただきまして、そこでその功労者というところで、何らかの記念品等の贈呈を考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 今、記念碑ということが言われました。そういう中で多分つくられるのが、庁舎内、10マイルのゴール地点か、駐車場ぐらいに多分つくられるかと思えますけども、もうそういう中において、感覚、あるいはそういう関係の方々が来られた場合にですね、一番見て分かりやすいところにですね、つくっていただければと思います。

それからですね、今ロードレースが行われますけども、国道443号線、二段橋付近の道

路もですね大分傷んでおりますので、今のうちからですね、道路整備のほうもしていただくように国、県のほうにも要望していただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） まず、記念碑の設置場所については、これから皆さんと、関係各位とも協議しながら、設置場所は検討していきたいと考えております。

また、ロードレースのレース上の道路に関しましても、逐一、道路の状況を我々も一応確認をしながら、早急に県の土木等には改修のほうを上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 101ページの「子どもたちの夢・チャレンジ応援」講演会委託料ですけれども、これが150万組まれていますけれども、これは講演料も含めてなのかですね、お尋ねをいたします。まずは、それをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今の井芹議員の質問ですけれども、子どもたちの夢・チャレンジ応援講演会事業の150万円の内容となりますけれども、この150万円の中には、業者に委託しての委託料、あとは会場設営費または出演者の出演料、全て含んだ形となっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それから108ページの学校給食の件についてなんですけれども、学校給食費のですね、物価高騰で町が負担をしているわけなんですけれども、それで新聞等でもテレビ等でもですね、物価高騰の中で食材費が上がってですね、子どもたちの食事のカロリーがですね、やっぱり少なくなっているという問題が幾度か目にしたんですけれども、甲佐町でもそういった点では苦労されていると思うんですけれども、そこら辺はどのようになっているのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは、学校給食費について答弁いたします。

まず、学校給食費について、食材、食べ物食材の部分については、保護者の負担による給食費という形で取らせていただいております。ただ、昨今の物価高騰で、かなり米をはじめ全てのものが値上がりしております。それを受けまして、町のほうとしましては、国の経済対策、そちらのほうを活用しまして、従来の物価高騰前の給食費の額を超えるような食材の額に関しましては、町のほうから補助をしております。

給食のカロリー量等に関しまして、栄養バランス等ですね、全て栄養教諭が一生懸命メニューをつくって努力されておりますので、全国的に今報道等では言われているように少な

くなったとか、そういうふうな状況としてはないように思っております。不足する分については、全て町のほうで補助いたしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。運動公園に関連でちょっと質問させていただきます。

今運動公園でいろんな設備ができ、いろんなスポーツ、サッカーやら野球やら、グラウンドゴルフ、それからいろんなものですね、いろいろできますけれども、今昨年で大福物流の野球部が廃部ということで、今寒野にあります寮、それから雨天練習場ですね、こういうところの利用とかなんかのどういうふうな話が進んでおるのか、全然まだ話が進んでないのか。もうその点、どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、お答えいたします。

大福物流の野球部の寮の件ということでございますですね、その件についてお答えいたします。まずはですね、熊本甲佐総合運動公園、これにつきましては、熊本地震からの復興のシンボルとして、整備を町のほうでしていったところでございます。完成後はですね、非常に今福田議員もおっしゃられたとおり、野球、それから特にサッカーが多いと思います。サッカー、それからテニス、グラウンドゴルフとですね、非常に週末はにぎわいを見せております。そういった中で、以前から町の課題でありましたように、町のほうには宿泊施設がないということで、そういったスポーツ団体が来られましても、合宿の受入れとかがなかなかできないということで、町のほうといたしましても、私もですね、そういった宿泊施設の整備、合宿場の整備というのは、私もマニフェストにも掲げておりましたし、整備を考えていたところでございます。

そのような中で福田議員がおっしゃられたとおり、大福物流さんの野球部が廃部になったということで、西寒野、もともと西寒野の町営住宅跡地を大福物流さんのほうで買われ、そこに現在大福物流野球部の寮が整備されておりますが、そこについてが空きが出るということで、町のほうで大福物流のほうと話はしております。その後の利活用について大福物流のほうとしては、どのように考えておられるのかということで、話をしております。

一応今、会社のほうでですね、いろいろ話を進めておられる中で、今現在役場のほうに話があるのは、大福物流としてあそこの施設を利活用することは今後あり得ないということで、そういうそこまでの返事はいただいております。あとは、そこを町のほうで相談するのか、大福物流さんがよそに売却等含めて検討されるのか、そこは今からの話になってくると思います。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 説明資料の64ページに、総合運動公園の管理事業ちゅうて2,800万円、要は計上されておりますし、その次のページに、グラウンドゴルフ場の管理事業として955万計上されておりますし、また、月曜日だったかな、6年度の債務負担行為として880万かな、二つほど計上もされております。これはどうなっているのか、その点について説明願いたいのと、これ以前はここに指定管理者というような話もあったけども、それについてはどのような方向で動いているのか。この点についてお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） まず、1点目のこの説明資料の64ページの総合運動公園の管理事業、また、65ページのグラウンドゴルフ管理事業と債務負担の関係性について、ちょっとご説明申し上げます。

債務負担で打っておりますのが、総合運動公園の管理委託費と、このグラウンドゴルフ場の管理委託費というふうに2件、打ってると思います。それが実際シルバー人材さんに委託しての管理費、受付業務の一応管理費を債務負担で打たせてもらっております。この説明資料の64ページの総合運動公園管理事業、事業費2,861万9,000の中に、運動公園の管理委託費が含まれております。

また、65ページのグラウンドゴルフ場管理事業955万円の中に、グラウンドゴルフ場の管理委託料が含まれている形となっております。

もう1点のこの総合運動公園の指定管理導入についてというところでありますけども、今一応管理する社会教育課といたしましては、全施設供用開始が令和4年度から開始になりまして、その指定管理の導入検討といたしましては、収支実績、また、利用者数及び職員の負担等を考慮しながら、導入の検討を現在進めているところです。ただ、昨年度令和5年の7月に、洪水被害によって施設の利用停止とか、通年を通しての実績が、現状まだ出てきておりませんので、ちょっと収支実績というので、指定管理料の算出というのが、まだうまく出されてない状況です。

また、どうしても町直営より指定管理業者に委託するとなると、委託管理のほうが、費用として、ほぼ人件費なんですけど、上がってしまうというところもありまして、ちょっとこの費用対効果というのが、担当課としては、まだ図れてない状況です。そういう現状を踏まえて、現状は指定管理者の導入は考えておりません。ただ、今後も引き続き、町直営で運営していく中で、指定管理者への導入に関しては研究しながら、引き続き考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 106ページの簡易トイレの件なんですけれども、これは、グラウンドゴルフのところもありますし、サッカーのところにも、また新しく設置されているんですかね、これが幾つ設置をされているのかですね。100万ということなんですけれども、これを借りなくちゃいけないのかですね、町で購入してきちんと備え付ける、どっちのほ

うが採算的に合うのかですね、ちょっとそこら辺計算されていることでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 予算書の106ページ、13使用料及び賃借料の、この106万6,000円、総合運動公園の公衆簡易トイレ賃借料についてご説明いたします。

当初運動公園のトイレといたしましては、管理棟、法面の堤防上にですね、管理棟にトイレ、水洗トイレを設置しておりましたが、その設置場所だけでは、ソフトボール場、野球場から200メートル以上離れているというところで、利用者の利便性が損なうというところで、簡易トイレを2か所、ソフトボール場側と野球場側に2か所、大便器と小便器を設置しております。

固定、なぜ簡易トイレかと言いますと、グラウンド内、施設内は河川敷、河川堤外、河川の中になりますので、固定物が置けないというところで、簡易トイレを置いているところです。その簡易トイレの賃借料として、106万6,000円を計上させていただいています。

また、この3番グラウンドゴルフ場の管理費の使用料及び賃借料の簡易トイレ賃借料におきましても、これはグラウンドゴルフ側のトイレといたしまして、大便器、小便器を簡易トイレというところで設置させてもらっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 簡易トイレなので、町がですね、購入してもいいんじゃないかと、もうずっと借り続けるのではなくて、どっちが採算的に合うのかというのをですね、多分計算されたんだろうということで、そこら付近をちょっと聞きたかったんですね。もうずっと借り続けて100万ずつ払っていくよりも、簡易トイレであれば、町が購入をして設置をしたほうが、いいのかなと、その金額が分からないものですから、ちょっとお尋ねをしたんです。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 簡易トイレを町で買ってそれを設置すればというところですけども、一応令和4年度設置するときに検討した結果ですね、トイレのレンタル料は月数千円というところではあったんですけど、それに、トイレトペーパーの交換とか清掃とか、全てを賃借料に含んだ形で、今、甲佐衛生のほうにお願いしているところです。ただ、町でそれを持ってしまうとなるとやっぱり経年劣化とか、いろいろ破損したとき等の費用対効果ともかも一応考慮した上で、今回は賃借したほうがいいというところで、今、賃貸借にしております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款10の災害復旧費から款13予備費について質疑を行います。109ページ中段から110ページまでの災害復旧費から予備費について質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。

34ページから110ページまでです。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 新年度予算の歳出の全部ということで、関連でお尋ねいたしますけど、この予算の中に入っているかはどうか分からないですけども、産業文化祭ですね、昨年ありましたけれども、開会式もなく、今募集されても農作物が集まらないというような状況という部分も聞いておりますけど、若干予算のほうも削減されたというようなこともお聞きしておりますが、本年度どのぐらいの予算でされるのか、それとまた、昨年みたいに縮小して、するような感じだと、せっかくのですね、農業、商業とまた文化のほうですね、その三つになって一緒に甲佐町を盛り上げるという部分の産業文化祭ではないかなと私は思うんですね。そういった部分で、その辺りを町としてまた、町長としてもですよ、その辺りどう考えられているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。

昨年度よりですね、10万ほど金額を予算計上を上げさせてもらっております。あとは、農産物の出品ですね、JAさんとも昨年話し合ったんですが、やっぱり最近の猛暑といいですか、そこら辺で出来が悪く、なかなか出品できるものが難しいということでしたので、昨年度はちょっと見送らせてもらっています。7年度もですね、そこら辺を農協さんとか、あと、関係する団体とかですね、そこら辺と協議しながら、出品できるようであれば出品は募っていききたいとおもいます。

それと、産業文化祭の会ですね、昨年はちょっとステージのほうで行いましたので、今回はまた、産業文化祭の会議の中でですね、また話合いながら議員おっしゃるように盛大に盛り上げていきたいと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私からも産業文化祭に対する思いということで答弁させていただきたいというふうに思います。

内容につきまして、ただいま農政課長のほうから話があったとおりでございます。本町におきましては、秋のイベントということで産業文化祭、これは農業祭それから商工祭、文化祭が一堂に会して産業文化祭ということで、もうこれは従来から開催しているイベントでございます。そういった中でその大元をですね、町の農政課のほうで担当を持っていたいておりますし、農政課のほうでは、大元の事務局プラス農業祭の事務局も持っております。

農業祭につきましては、先ほど担当課長からも言いましたように、なかなか農家数の減

少等もございます。それから、近年の天候等の関係もございまして、なかなか、以前は非常に農業祭のほうも出店数とか、農産品の出展物辺りが多くて、非常に盛り上がっておりますけれども、ここ数年は、そういった農業祭の盛り上がりにもちょっと欠けてきている部分もございますので、ここは農業祭の事務局、役場の農政課それからＪＡさんあたりと、ちょっともう１回話をしながらもう少し盛り上がるようなイベントにしたいと思いますし、あとはもう荒田議員も言われましたように、この甲佐町の産業を盛り上げるという意味での産業文化祭でございますので、あとは祭り全体としてですね、また、盛り上がるような工夫あたりは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入について質疑をお願いします。

最初に款１の町税から、款１４使用料及び手数料について質疑を行います。１３ページから１９ページ中段までについて質疑をお願いします。

４番、森田議員。

○４番（森田精子君） ４番、森田です。１８ページの教育使用料の中の社会教育使用料で、総合運動公園とグラウンドゴルフ場の使用料はともに１００万と５０万、昨年よりも減額した形で計上されておりますけれども、先ほどの歳入を見ると、かなりの額が財源として支出の予定で計上されている中に、この１００万と５０万、昨年と比べてですね、その思いというのは、どういったところから評価されてこういうふうな数字になっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） ご説明申し上げます。

まず、グラウンドゴルフ場の使用料の減額に関してですけど、今年度、利用収入を確認している中で、やっぱり昨今の猛暑のために、利用者が約２割ほど、大会において大体２割ほど減少している状況です。その利用者減少に伴う利用収入の減というところで、今年度の実績を踏まえて、ちょっと減額させてもらっています。

運動公園におきましても、一応最低ラインというところで、今、計上させてもらっていてまして、今年度の現時点での実績というところで計上させていただいているところが事実でございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ４番、森田議員。

○４番（森田精子君） 森田です。昨年の夏は特に猛暑がひどかったんですけども、熊本県のほうからも、外での野外ゴルフですかね、グラウンドゴルフ辺りも、なるべく大会等を行わないような、何か通知があったということで、実際使われてないのは私も承知はしておりました。そういう中でもですね、やっぱり朝早くからですね行って個人３名の方ですかね、もう時間外ですよ、そのくらい朝早く、もう夏場ですので日も上がっていますし、涼しいという形で、５時から９時ぐらいまで、何か自分たちでされてたんですよ。な

ので、そういった形ですね、時間辺りを調整しながら、なるべくこの収入が上がるような方法といいますか。

ただ夏場だけ、真夏はもう避けてもらっても大丈夫なんですけれども、早朝とか夜間とか、やり方はいろんなやり方があると思うので、その辺を今後考えられて、収入のほうに努められていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 答弁はよかですか。

○4番（森田精子君） お願いします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 森田議員のおっしゃるように、真夏の炎天下の中は、やはり今回は8月の大会を町のほうで中止させてもらっているところでございましたけども、やはり利用者の方からはですね、今言われたように早朝、もう朝早くからやればまだ涼しいうちだからできるという声も聞いております。一応、誰もいないまま使わせるとなると、安全策からしてもちょっと不備が生じますので、管理者、今シルバーさんに管理をお願いしているんですけども、そこら辺と話しながらですね、できるだけグラウンドゴルフ供用できるように社会教育課のほうとしても考えていきたいと思っておりますので。

以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 森田です。シルバーさんのほうですね、今日はこの議会棟のほうの清掃も、6時半にはもう来られているんですよ、6時半過ぎとか7時とかですね。だから家のほうは6時に出て事務所に行って、こっちに出て来るというようなお話もありましたので、シルバーさんのほうも時間の調整はできるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺については、もうなるべくやっぱ1,000円でも多く収入になるようなやり方というのは必ずあるはずですので、今から先検討して、なるべく収入減になるように努力していただきたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） また、これについてもですね、今、森田議員が質問されたんで、同じ視点で同じ質問をしようと思っておりましたんですけども、そういったところで、今、課長のほうから答弁がありました。

特に夏場については、本当に熱中症対策ということは十分必要ではないかと思います。で、これ、別の予算書の中のどっかで見たんですけど、カヌーですよ、カヌーの保険料というのがどこかで出てきてたんですよ。となると、町のほうで以前キャンプ場辺でカヌーを利用されて、それに対しての保険を掛けておられると思うんですよ。夏場ってなると、特にこの総合グラウンド、総合運動公園には、緑川に面したすばらしい施設でございますので、せっかくカヌーを町がお持ちであれば、夏場はもうそういった川を利用してですね、何かの収入につながるようなことができないかという思いがちょっと今ひらめきましたので、お尋ねするところですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今鳴瀬議員がおっしゃったカヌーの保険に関しましては、川平キャンプ場で今貸出しをしているカヌーの保険料だと思っております。

カヌーの貸出しについてでありますけれども、今川平キャンプ場では救急救命の資格を持っている方が同伴するとか、そういう水害とかですね、防災的なところで責任を持ってる、ライセンスを持たれている方が同伴するという条件で今貸出しをしているところです。

運動公園でのカヌー貸出しをというところでございますけれども、それに関して、そういう安全面を考慮したり、あとは、国交省、また緑川漁協、あそこが時期によって漁場になったりしますので、その貸出し時期とか、本当に貸出して川で遊んでいただくかというのは引き続きちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款15の国庫支出金から款16県支出金について質疑をお願いします。19ページ下段から27ページ中段までについて質疑をお願いします。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 26ページですけれども、学校部活動指導員配置事業補助金ですけれども、これがどのように75万8,000円がですね、使われているのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） ただいまの学校部活動指導員配置事業補助金というところでございますけれども、これにつきましては、町のほうで2名雇用いたしまして、今女子バレーの指導に1名、女子バスケの指導に1名というところで2名雇用いたしております。それにつきましては、国が3分の1、県が3分の1の補助ということになっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 19ページの使用料の収入で宮内地区社会教育センターの使用料が1万円というふうにしてありますけれども、この社会教育センターについては、以前私もほかの方も、利活用についての検討をしたらどうかというようなお話をさせてもらったことがあると思うんですけれども、今現在宮内地区社会教育センターで何かイベント的なものはまだされていますか。母ちゃん食堂か何か、ずっとされたと思うんですけど。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 宮内地区社会教育センターに関してですけれども、多分当初、令和、平成29年辺りでしたかね、グランバザールとか、宮内地区のイベントとかをやっていたと思うんですけれども、現在コロナ禍もありまして、現在そういう町内外呼び込んでのイベントというのは行われておりません。

ただ、宮内地区の社会教育センターを使つての活動といたしましては、先ほど言われた地元のパワフル母ちゃんの加工場として、また、山椒組合の山椒の加工等で利用がっております。また、4月の桜の時期には桜まつり、あとは、地元宮内地区のグラウンドゴルフ大会等で利活用は図られているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、款17の財産収入から款22町債について質疑をお願いします。27ページ下段から33ページまでです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページ28ページの財産収入のところ、ちょっと勉強不足で分かりませんので教えてください。生産物売払収入ということで、前年度が289万6,000ですか、今年が413万6,000ということで、生産物売払収入というのがちょっと分からないので、これについて教えてください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） これにつきましては、町有地を含んだところの売払いになっております。すみません、これ町有林ですね、町有林の間伐の費用、売払いの費用になります。

以上であります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です、13ページから33ページまでです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 予算資料です、性質別経費を見ましたけれども、金利的経費の割合は低くなっていて、その中でもですね、特に委託料といいますか、物件費ですね、物件費が大変大きく伸びているわけですが、倍近くなっているわけですが、その中身がちょっと分かりませんが、特に委託料がですね、多いのかなというふうに思いますけれども、この辺についてですね、このこうした財政運営について、町はどういうどのようにお考えなのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 物件費につきましては、今年予算で大幅に増えておりますけれども、これについては、ふるさと納税が、例年15億の給付に対してを一番歳入で見えておりましたが、今年については、43億ということで歳入を見ておりますので、その部分の返礼品等の経費も、それだけ上がったという部分もありますので、その辺で物件費が上

がっているということになっております。

また、なおいろんな部分で物価高騰がありますので、その辺についても経費的な部分が上がっておりますので、それも踏まえたところでの増額というふうになっていると思います。

以上であります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算全体を通して、子育て世代への支援についてはですね、全員協議会をはじめ、本予算審議においても多くの意見や質問がたてられました。高齢者や現役世代への支援策としてですね、本予算の中で、特に町として力を入れていこうという事業についてですね、本当は3点ほど示していただきたいと思ったんですけども、この辺については、何点とは言わずに、本年度中に特に力をいこうとされる高齢者や現役世代に対する支援についてお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 予算全体を通してこの予算に対する思いということでございますけれども、鳴瀬議員もご存じのとおり、私も今までこの議会でもですね、ご説明させていただきましたけど、私が町長に就任いたしまして、一番の課題は、少子高齢化人口減少の進展というふうに捉えております。その中で、まずは高齢化率は40%ということでございますので、このままの推移で、このままの高齢化率が進展していったままで、今後10年後20年後30年後としていった場合は、甲佐町の存続自体が危ういというふうに私は捉えております。

そういった中でまず、私が就任して、まず一番に取り組んでいくことは、少子高齢化人口減少対策、若い世代の移住定住施策というものを、まずは第一に取りかかっているということで、この議会でも説明をいたしましたし、そういった中で、今回新たな子育て支援策等につきましても、議会のほうでもご説明させていただいて、若い世代にまずは魅力あるまちづくりを展開して、そしてそれと同時に、先ほど本議会でもいろいろ意見出しましたが、民間住宅アパートの補助であったり、あとは民間の宅地開発補助、そういったのを推進しながら、住まいの場を確保して、そして、まずは若い世代に魅力あるまちづくりを展開して、そして移住定住地として、若い世代に甲佐町を選ばれるまちづくり、まずは進めていきたいという思いを持っております。

そういった中で令和7年度当初予算につきましては、そのような思いを込めて新たな子育て支援策等ですね、予算編成をさせていただいたところでございます。

今後、それ以外の高齢者施策、いろいろ今鳴瀬議員もおっしゃいましたが、当然ですね、これはもう私のスタート、まず第一のスタートだというふうに思っております。今後は当然、若い世代の移住定住とかそういった若い子育て支援策を展開しながらも、当然進めていくべき増えていく高齢者対策、そういったものについてもしっかりと目を向けて、まちづくりを進めていかなければならないというふうに考えておりますし、あとはもうい

ろいろ総合的なバランスを取りながらですね、予算編成を今回もさせていただいているというところでございますので、そういったところでご理解をいただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1 番、甲斐良二議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番、甲斐でございます。令和7年度におきましては、かなりの数の新規事業がふるさと甲佐応援基金をもとに展開されていきます。新規事業につきましては、全員協議会のほうでご説明もいただきましたが、これだけ新規事業があるということは、現場の職員の方たちの負担になるのではないか、そういった負担をどう軽減していくかという質問でございます。

今回、新規事業においては、町長の政治信条、「誠実・チャレンジ・甲佐愛」のチャレンジの部分になると思うんですけど、既存の事業ですよ。今までの事業もやりながら、これまでのこの数の新規事業をなされるということは、それだけまた、負担がかかるのではないかと思いますので、そこの何て言いますかね、負担軽減を裂くっていうのか、いかに負担がかからないようにしていくかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 職員の負担軽減ということでございますけど、ふるさと納税がですね、好調にいただいているということでございます。そういった中でふるさと納税をこれだけ多くなるということは、当然寄附をされた方々の意思を尊重して、やはり地域住民に事業として還元していく必要があるというふうに考えております。

そういった中で、ふるさと納税がないと仮定した場合に、いろいろ私が目指すべき方向性でまちづくりを進めていく中で予算編成をする際は、当然、新たなことをしようとする場合は、当然その財源を確保するために、今まで既存事業をスクラップする、スクラップ・アンド・ビルドで新しいことに予算を組替えていくということが、当然の在り方なんですけど、ここ現在はですね、甲佐町のほうは、ふるさと応援基金のほう寄附金のほうを多くいただいている関係で、既存事業を維持しながらも、新たな事業にチャレンジできるということで、これについてはですね、非常に町政を運営する側としては、非常にありがたいことでございます。

ただ、甲斐議員がおっしゃられるとおり、既存事業をしながら新たな事業をするということは、当然職員に非常に負担がかかっていることは私も承知しております。そういった中でも、やはり私たちはですね、町民のために、全体の奉仕者として、地方公務員として仕事をしておりますので、そこは職員にも十分ご理解いただいて、労をねぎらいながらですね、そして一緒になって甲佐町のさらなる発展のために、力を合わせて頑張っていくように私のほうからも職員に対してはですね、音頭を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

もう本当に甲斐議員が言われるとおり、非常に負担がかかっているということはもう事

実でございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今町長のふるさと納税を使つてのですね、これからの町運営について聞かせていただきましたけれども、職員負担ということで、かなり需要数が新しい新規事業も増えて、それによるですね、もちろん職員負担も大きいですが、やっぱその辺がこの委託料っていいですか、業者への委託というのがですね、もう本当に数多くもう委託料委託料委託料というふうに、随分出てきたというふうに思うんです。

これはもう、甲佐町の発展にとって、この後の発展につながるものだというふうに思うんですけれども、一方やっぱ生活者視点で見ますと、何か取り残されたようなですね、一方で感じるものもあります。一住民生活者とまた高齢者、そういった点では、ちょっと取り残されているなという感じがあります。そういった点では、バランスよくというふうに町長も述べられましたけれども、そういった点ではですね、是非そこら付近もしっかりと目配せをいただいて、今後に反映をさせていただきたいというふうに思いますので、重ねてすみません、お願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 答弁要らんとですね、はい。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。私は議案第23号令和7年度甲佐町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、少子高齢化対策に対して十分ではないと考えるからです。今年度は、子育て世代に対する支援策が、これまでになく提案をされています。そうした執行部の前向きの姿勢に賛意を表するものであります。

しかしながら、これまでも一般質問等でご提案しています学校給食無償化については、国自体の考えも無償化に前向きになってきていますし、町長も、恒久的な財源の確保について検討を進めたいとの議会一般質問、答弁もございますが、今年度予算には具体化はありません。

急激な少子化を防止するため、自治体が子育て世代にもっと支援をしようという学校給食費無償化の動きは全国的に広がっております。2023年度において小学校のみなどを含み、全体の約40%が無償化に踏み切りましたとの報道があります。

鍋田嘉島町長は今年年頭の挨拶において、第1子を半額、第2子以降は無償とする一部

無償化をスタートさせる方向で検討、完全無償化の実現を目指しますと述べられています。今のところ、議会の同意はできていませんが、町民からの無償化への熱い支持があると聞いていますので、実現の可能性は高いと考えます。

甲佐町の少子化の現状は、第3期町子ども・子育て事業計画においても、2020年、すみません、0歳児人口79人が2029年では50人となり、減少が続くと見込まれるとあります。今少子化の流れを止めなければ、人口減少はますます加速化してしまい、町は寂れてしまいます。高齢者の政策についても、もっと具体策をとる思い、今ある支援策の拡充をとる思いがあります。今ある子育て世代の経済的負担を軽減するため、子育て支援を強めるため、学校給食費への支援をとる思いから、令和7年度当初予算については、反対とします。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） はい、3番です。議案第23号、令和7年度甲佐町一般会計予算についてでございます。

昨年度予算よりも38億4,000万円強の増額となる133億9,799万4,000円の予算編成であります。子育て支援をはじめとし、多くの新規事業も組まれていること。また、財源では、国県補助金をはじめ、ふるさと応援寄附金を財源とするものも多くあることから、各事業の検証等を密に行い、持続的な事業構築につなげ、住みやすい町の実現に向け、さらなる努力を希望し、賛成意見とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第23号、令和7年度甲佐町一般会計予算を採決します。

この採決は電子表決システムにより行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いします。

表決漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

総数10、賛成8、反対2。賛成多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番、動議を提出いたします。

議案第23号、令和7年度甲佐町一般会計予算について、付帯決議を提出したいので許可を求めます。

〔「議長、動議に賛成します」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ただいま6番荒田博議員から、議案第23号、令和7年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議案の動議が提出されました。

この動議は一人以上の賛成がいますので、成立しました。

お諮りします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本動議を日程に追加することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数です。したがって、本動議は日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで附帯決議案の準備のため、しばらく休憩いたします。

議員の各位は議員控室をお願いします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時30分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 決議案 1 号 議案第23号 令和 7 年度甲佐町一般会計予算に対する付帯決議案について

○議長（宮本修治君） 追加日程第 1、決議案 1 号、議案第23号「令和 7 年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議案について」を議題とします。

決議案について、発議者の説明を求めます。

6 番、荒田博議員。

○6 番（荒田 博君） 決議第 1 号、令和 7 年 3 月12日、甲佐町議会議長、宮本修治様。

提出者、甲佐町議会議員荒田博、甲佐町議会議員本田新。

議案第23号、令和 7 年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議案について。

議案第23号、令和 7 年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議をするため、議会の議決を求める。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いします。

議案第23号、令和 7 年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議案。

このたびの令和 7 年度甲佐町一般会計予算において、子育て支援に係る新規事業が計上されています。このことについては、これまで全員協議会により説明が行われ、一部事業については、令和 6 年第 4 回議会定例会時の一般会計補正予算、債務負担行為、令和 7 年から 8 年度の議決に基づき、新年度実施事業に事業実施に係る事務が行われている。

しかしながら、子育て支援に関する新たな町単独事業の本格実施に向けての詳細な制度設計や、法規整備等、十分な審議ができないまま、町広報紙への掲載や、対象者への目録贈呈式等により広く公表がなされており、事業実施が、令和 9 年度以降も継続実施される

ような内容の情報発信が行われているように思われる。

議会側としては、新年度当初予算の議決前における執行部側の事業の進め方に、大いに疑問が残る。今後においては、特に町単独で新たに取り組む事業等に関しては、議会への説明責任を真摯に果たすとともに、予算案をはじめとした議案を町民の代表である議会において議論することの意味について認識を改められたい。

以上可決に当たっての附帯決議とする。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何かありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） これはもう町長のほうに、質問をさせていただきたいと思います。今発議者のほうからありましたけども、この事業についてはですね、9年度以降も継続されるような、我々は7年、8年度を債務負担行為で、この議会で認めておりますが、どうもあの広報誌を見ると9年度以降も継続されることが読み取れるような内容で、私は受け取りました。

町長はこの事業については、9年度以降もどのように考えておられるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうからお答えいたします。

この新たな子育て支援事業、特にこうさつ子・子育て応援金、それからバス通学半額補助につきまして、令和6年12月定例会において、債務負担行為を設定させていただいたところでございます。

債務負担行為の設定に当たっては、令和7年度、令和8年度ということで設定をさせていただきました。議員ご指摘のとおり、令和9年度以降も実施されるかのように見受けられるということでございます。予算上は、令和7年度、令和8年度の債務負担行為のご議決をいただいたということでございますので、令和9年度以降の確約は何もないところでございます。そういった意味で、報道等でそういうような誤解を招いたことに対して深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

この事業に対する私の思いといたしましては、これはですね、やはり9年度以降も継続実施をさせていただきたいと思ひますし、今回令和7年度、令和8年度で債務負担行為を設定させていただいて、この内容で2か年間実施させていただきますが、当然今現在子育て支援につきましては、国の動向も非常に活発に動いております。そういった国の動向等とか、そういった、あとはふるさと納税応援寄附金のそういった受入額、そういったものを広く注視しながら、令和9年度以降もさらによりよい制度になるように実施をしていきたいという思いは持っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 令和7年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議案でございますが、これはあくまでも、決議でございます、法的拘束力はありません。ですが、ありませんが、これ議会議員の総意として、思いとして、やはり議会軽視につながるようなことについてはですね、これはより慎重に執行部においてはやっていただきたいというふうに思います。

また、町長は、本日の議会の、今3月議会の冒頭に、行政報告の中でこれについては、しっかりと我々議会に対しておわびを申し上げたいというようなことも言っておりますので、そのほうもくんで我々もおりますけれども、ここにやはり付帯決議をして、これからと議会と行政と議会が両輪として、お互い信頼関係の下に、この町の発展、振興につながるというようなことでやっていけるならばという思いを込めて、この決議案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、決議第1号、議案第23号、令和7年度甲佐町一般会計予算に対する附帯決議案についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、私のほうから一言述べさせていただきたいというふうに思います。

今回のですね、こうさっ子・子育て応援金、応援事業等につきましての公表につきましては、議員各位にはですね、説明不足な点もございまして、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわびを申し上げます。今回ですね、このような付帯決議をになされましたけれども、この附帯決議ということは深く重く受け止めさせていただいて、今後このようなことがないように、町のほうも執行部も一丸となってですね、真摯に議会のほうに取り組んでまいりたいというふうに思います。誠に申し訳ございませんでした。

日程第2 議案第24号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第２、議案第24号「令和７年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） では、議案第24号、令和７年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

次のページをお願いします。

令和７年度甲佐町国民健康保険特別会計。

令和７年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,191万6,000円と定める。

第２条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算によるものとする、とするものです。

令和７年３月７日提出。町長名です。

次のページをお願いします。

第１表歳入歳出予算、歳入です。

款１国民健康保険税を１億9,090万2,000円としております。項１国民健康保険税です。

款２使用料及び手数料を10万円としております。項１手数料です。

款３国庫支出金を1,000円としております。項１国庫補助金です。

款４県支出金を10億5,621万6,000円としております。項１県補助金です。

款５財産収入を１万6,000円としております。項１財産運用収入です。

款６寄附金を1,000円としております。項１寄附金です。

款７繰入金を１億2,467万円としております。項１一般会計繰入金から項２基金繰入金です。

款８繰越金を1,000万円としております。項１繰越金です。

款９諸収入を１万円としております。項１延滞金及び過料から、項３雑入です。

歳入合計13億8,191万6,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款１総務費を3,193万6,000円としております。項１総務管理費から、項３運営協議会費です。

款２保険給付費を10億2,675万6,000円としております。項１療養諸費から、項６傷病手当諸費です。

款３国民健康保険事業納付国民健康事業費納付金を２億9,755万4,000円としております。項１医療給付費分から、項３介護納付金分です。

款４共同事業拠出金を1,000円としております。項１共同事業拠出金です。

款５保健事業費を2,105万1,000円としております。項１保健事業費から、項２特定健康

診査等事業費です。

款 6 基金積立金を 1 万 7,000 円としております。項 1 基金積立金です。

款 7 諸支出金を 100 万 4,000 円としております。項 1 償還金及び還付加算金から、項 2 繰出金です。

次のページをお願いします。

款 8 予備費を 359 万 7,000 円としております。項 1 予備費です。

歳出合計 13 億 8,191 万 6,000 円としております。

ご説明につきまして、以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

令和 7 年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和 7 年度から令和 9 年度の甲佐町実施計画書が配付されています。この資料からでも質疑できます。

最初に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。

14 ページ、款 1 総務費から、23 ページ、款 8 予備費までです。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 詳しくは一般質問でもしておりますのであれですがけれども、16 ページですがけれども、一般被保険者の療養給付費が 4,800 万、前年度からすると減額されており、非常に大きい金額ですがけれども、これなぜこういうふうに減額をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 今回の減額につきましては、やはり令和 6 年度の実績の見込みということでございまして、それが一つございます。先日、6 年度の補正予算でご議決いただきましたところなのですがけれども、今回、前年度までの令和 5 年度までと、令和 6 年度の実績を踏まえまして、おおよそ 1 か月当たり 7,200 万円が必要になるというふうに見込みまして、今回の 8 億 6,400 万円ということで予算計上させていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。

8 ページ、款 1 国民健康保険税から、13 ページ、款 9 諸収入までです。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 繰入金がですね、1 億 2,400 万です、670 万円ですがけれども、残高はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 基金につきまして、5 年度の末で 5,499 万 9,000 円ございましたところ。6 年度におきまして、3,000 万円の取崩しをさせていただいたのと、

500万円を新たに積立てをさせていただきましたところで、2,999万9,000円というところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。説明資料の68ページ、特定健康診査等事業費1,137万7,000円が上げてありますが、この特定健診の受診率、それと近隣自治体との比較、それと、生活習慣病予防及び重症化予防につなげていくというふうにあります、そういった予防につなげていっているということが分かるような資料とかありますか。

以上です。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 受診率につきましては、町のものしか用意しておるものがございませんところ。近隣のものに関しましては、ちょっと調べればあるかと思えます。

それから、生活習慣病などに対しての取組に関しまして、どういう効果が現れたというのがちょっと分かるような、はっきりしたものとしては、ちょっと用意してございませんところ。近隣の受診率に関しましては、ちょっと確認しまして、この議会間に合いましたら、ご報告をさせていただきたいと思っております。

（自席より発言する者あり）

我が町の受診率につきましては、直近3年、令和3年度からいきますと、令和3年度53.4%、4年度53.4%、5年度52.8%というところになっております。横ばいというところで推移をしておりますが、6年度につきましては、今のところちょっと率は出ておりませんのですけれども、730名ほどと先日答弁しておりますが、726名の方が特定健診を受けておられまして、104名の方が個別で受診をされているということですが、数としては、減っているところでございます。分母の数がちょっとはつきりしませんので、率はまだ出ておりません。

以上のところでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。本予算が前年度予算よりですね、1億ほどですか、下がっているということでその要因は、保険給付費の減もありますけども、その数とかですね、その辺りの何か要因が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） まず、歳出のほうのところで、納付金になりますが、納付金のほうが今回かなり減少してございまして、国保事業の納付金が5,400万円弱ほど

減っております。この要因としましては、もう被保険者数の減少というのが一番大きいところになってくるかと考えておりますけれども、あとその給付のほうではですね、先ほどご質問ありましたように、特に療養費に関しましては、減額で減らしたところで計上させていただいております。

それが納付金は保険税に直接ダイレクトにほぼ結びついてくる部分と、両療養給付費に関してはもう、県からの交付金ということですので、同時に歳入のほうも減ってきてしまうというところで考えております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第24号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計については、反対いたします。

これまで申し上げてまいりましたけれども、何よりも反対の理由は負担の重さです。国保加入者の多くの方が年金生活者、非正規労働者、無職の方などでありまして、その中で令和5年度国保加入者の1人当たりの保険税負担額は、10万2,000円となっております。今、とどまることを知らない物価高騰の中、社会保障の負担増や改悪は住民の命や暮らしを脅かすものだというふうに考えます。

国保が社会保障として、命や健康、暮らしを守る本来の役割を果たすものになるよう、国には国庫負担を増やすよう求め、町におきましても、18歳までの子どもの均等割の減額確定拡大を強く求めて、反対いたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第24号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計予算でございます。

先ほど担当課から説明がありましたとおり、来年度におかれましては、歳入歳出それぞれ13億8,191万6,000円ということで、前年比1億1,760万4,000円の減ということでございますが、十分に運営がなされるものと思っております。

国保会計におかれまして、大切なやはり医療費の抑制、これに向けての取組というのは、健康診断、わかもん健診、そういった健診のですね受診率の向上は図っていただいて、そういったものを広く町民の皆さんへPR、それから啓発などをしっかり行っていただきますようお願いしまして、本予算に何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第24号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は、電子表決システムにより行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いします。

表決漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

総数10、賛成8、反対2。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第25号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第25号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

令和7年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,315万3,000円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものです。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算、歳入です。

款1介護保険料を2億6,842万7,000円としております。項1介護保険料です。

款2分担金及び負担金を36万3,000円としております。項1負担金です。

款3使用料及び手数料を1万円としております。項1手数料です。

款4支払基金交付金を4億2,720万9,000円としております。項1支払基金交付金です。

款5国庫支出金を4億4,895万2,000円としております。項1国庫負担金、項2国庫補助金です。

款6県支出金を2億3,227万3,000円としております。項1県負担金から、項3県補助金までです。

款7財産収入を11万3,000円としております。項1財産運用収入です。

款 8 繰入金を 2 億 9,619 万 1,000 円としております。項 1 一般会計繰入金、項 2 基金繰入金です。

款 9 繰越金を 1,000 円としております。項 1 繰越金です。

款 10 諸収入を 961 万 4,000 円としております。項 1 延滞金加算金及び過料から、次のページの項 5 雑入までとなります。

次のページをお願いします。

歳入合計を 16 億 8,315 万 3,000 円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1 総務費を 4,526 万 5,000 円としております。項 1 総務管理費から、項 4 趣旨普及費までです。

款 2 保険給付費を 15 億 4,702 万 2,000 円としております。項 1 介護サービス等諸費です。

款 3 財政安定化基金拠出金を 2,000 円としております。項 1 財政安定化基金拠出金です。

款 4 地域支援事業費を 7,911 万 9,000 円としております。項 1 包括的支援事業任意事業費から、項 5 その他諸費までです。

款 5 基金積立金を 11 万 3,000 円としております。項 1 基金積立金です。

款 6 公債費を 1,000 円としております。項 1 公債費です。

款 7 諸支出金を 3,000 円としております。項 1 償還金及び還付加算金、項 2 繰出金です。

款 8 予備費を 1,162 万 8,000 円としております。項 1 予備費です。

歳出合計 16 億 8,315 万 3,000 円としております。

本予算は、令和 6 年度当初予算と比較いたしますと、予算総額で 2,356 万 3,000 円、率にいたしますと約 1.4% の増額と計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

令和 7 年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和 7 年度から令和 9 年度の甲佐町実施計画書が配付されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。

14 ページ、款 1 総務費から 23 ページ、款 8 予備費までです。

ありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 説明資料からですが、ページの 72 に、2 事業として緊急通報システム体制整備事業とありますが、98 万 3,000 円、利用者について説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 緊急通報システムについてお答えします。

まず、対象者としまして、町内に住所を有するおおむね 65 歳以上の独り暮らし高齢者で、心疾患や、脳血管疾患等の病気や転倒のリスクが高い方及びその他町長が必要と認めるものというふうになっております。現在の利用者としましては、令和 6 年度 1 月末現在で、

設置数が43台となっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。

8 ページ款 1 介護保険料から、13 ページ款 10 諸収入までです。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 介護保険料のですね、普通徴収の方が何名、数字が出ていれば
お願いをいたします。繰入金で基金繰入金後の残高をお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まず、介護保険料につきましては、すみません、普通徴収、
特別徴収については、ちょっと出しておりません。

次に、基金残高にありましては、今現在が約 1 億 3,000 万円となっております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 2024年から26年までの第9期介護保険事業計画がスタートをし
ております。第9期では、高齢者の地域での暮らしを支える訪問介護事業者の基本報酬が
引き下げられております。そのことによって、全国で訪問介護事業所の倒産が相次いでお
ります。

今年1月、東京商工リサーチの公表によりますと、529社が過去最大の倒産となってお
ります。地域によっては、訪問介護事業所がない空白の自治体も広がっているところでご
ざいます。また、介護保険料が高い、何とか引き下げてほしいという声は常に向けられま
す。

介護サービス料負担も重くなっております。介護の必要な人が必要なサービスが受けら
れる制度や国の負担拡大、そしてまた、町の支援強化を求めるもので、議案第25号、令和
7年度甲佐町介護保険特別会計予算については、反対といたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第25号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算でございます。

先ほど担当課のほうから説明がございまして、審議もございました。令和7年度におきましては、16億8,315万3,000円、前年比で1.4%の増で運営されるということで、十分に運営をされるものと思っております。

介護事業につきましては、高齢者の健康寿命、こちら伸ばしていくことが大事だと思っております。介護予防教室、それから健康づくり教室などのですね、取組を積極的に図られますよう申し添えまして、本議案に何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第25号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は電子表決システムにより行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いします。

表決漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

総数10、賛成8、反対2。よって賛成多数。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第26号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 議案第26号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,502万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものです。

令和7年3月7日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料を1億4,819万2,000円としております。項1後期高齢者医療

保険料です。

款 2 使用料及び手数料を1,000円としております。項 1 手数料です。

款 3 寄附金を1,000円としております。項 1 寄附金です。

款 4 繰入金を7,070万1,000円としております。項 1 一般会計繰入金です。

款 5 繰越金を1,000円としております。項 1 繰越金です。

款 6 諸収入を612万9,000円としております。項 1 延滞金及び過料から、項 5 雑入です。

歳入合計を 2 億2,502万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 総務費を151万3,000円としております。項 1 総務管理費から項 2 徴収費です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金を 2 億1,738万円としております。項 1 後期高齢者医療広域連合納付金です。

款 3 保健事業費を602万3,000円としております。項 1 健康保持増進事業費です。

款 4 諸支出金を10万1,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金です。

款 5 予備費を8,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計 2 億2,502万5,000円としております。

ご説明につきまして以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

令和 7 年度当初予算案、説明資料、予算資料及び令和 7 年度から令和 9 年度の甲佐町実施計画書が配付されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。

10ページ款 1 総務費から12ページ款 5 予備費までです。歳出全部です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 保健事業ですけれども、この内容については、もう熊本県の広域になっているわけですから、ここら付近はもう全部、全県一律保険事業だから、町での変更して受容するとか、そういった余裕はもう全くないんです、もうちゃんと決められているんですね、保険事業はこれをするとか、項目ごとに幾ら幾らというふうに、もう全部決められているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 健診の項目についてのご質問ですが、項目に関しましては、県下同じようになっていると認識をしております。

それから、費用を一つお聞きになって、おっしゃっていたんですけど、その費用面なんですけどね、歯科検診に関しましてはですね、球磨地方といいますか、あちらのほうではちょっと負担金が安くなっているとか、そういったことは聞いておりますが、後期の会計から使っておられるわけじゃないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 基本的なことをお聞きしますけど、被保険者加入者の方の何名いられるのか、それから、町民の全体の中で何%を占めているのか。それから、今後、これからどういうふうにそれが推移していくのか、その辺り、基本的なことをございますので、お願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時19分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 12月末現在になりますけれども、甲佐町人口9,945名のうち、2,394名が75歳以上ということで、後期高齢になられますので、24.7%が後期高齢の被保険者というところで、24.07%ですね。

それから、今後の被保険者の推移に関しましてのご質問ですが、74歳の方が201名、それから73歳190名、72歳189名と、ほぼ200名弱の方が70歳以上はおらっしゃいますので、しばらくは増えていく傾向と思います。

以上でございます。すみません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。議案第26号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算については、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者を別枠の医療制度とし、制度発足以来、加入者の負担を増やし続けています。制度導入以来幾度となく保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫してきました。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、高齢者の

負担軽減を進めることが必要です。制度自体にも大きな問題があると考えますし、本予算については、反対であります。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6 番、荒田議員。

○6 番（荒田 博君） 議案第26号、令和6年令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ2億2,502万5,000円の予算でございます。先ほどのご質問の中で、被保険者が、甲佐町内の24%ということで約4分の1の方が被保険者であられると、そういった方々の命を守る制度だと思っております。

何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第26号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は電子表決システムにより行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いします。

表決漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

総数10、賛成8、反対2。よって賛成多数。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 令和7年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第27号「令和7年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 議案第27号、令和7年度甲佐町水道事業会計予算について説明いたします。

次のページをお願いします。

令和7年度、甲佐町水道事業会計予算総則第1条令和7年度甲佐町水道事業会計の予算は、次の定めるところによります。

業務の予定量、第2条業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号給水戸数3,300戸、第2号給水人口7,880人、第3号年間総給水量90万4,000立米、第4号1日平均給水量2,476立米、第5号主な建設改良工事、町道府領城南線ほか配水管布設替工事、事業費1,850万円。

収益的収入及び支出、第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入です。

第1款事業収益を1億7,759万7,000円としております。内訳としましては、第1項営業収益、第2項営業外収益、第3項特別利益です。

支出です。

第1款事業費を1億7,759万7,000円としております。内訳としましては、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費です。

次のページお願いいたします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,107万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額947万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,160万2,000円で補填するものいたします。

収入です。

第1款資本的収入を8,572万2,000円としております。内訳としましては、第1項企業債、第2項固定資産売却代金、第3項繰入金です。

支出です。

第1款資本的支出を1億6,680万1,000円としております。内訳としましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項予備費です。

企業債、第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。

起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費、限度額は8,500万円です。

起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は5.0%以内です。

償還の方法は、借入れ先の融資条件によります。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができるものとします。

一時借入金、第7条一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

次のページお願いします。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第8条。次に定める経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

第1号職員給与費、2,430万8,000円です。

他会計からの補助金、第9条一般会計からこの会計補助を受ける金額は661万8,000円です。

棚卸資産購入限度額、第10条棚卸資産の購入限度額は300万円と定めます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

なお、5ページから37ページにつきましては、予算説明資料を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

令和7年度当初予算案、説明資料、予算資料及び令和7年度から令和9年度の甲佐町実

施計画書が配付されています。この資料からでも質疑できます。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） その書の20ページをお願いいたします。20ページに、ここに令和6年度の経常収支、経常収支というか、収支の数字として104万8,000円ですかね、というのが中頃に、この下のほうにあっております。令和6年度の営業収支が104万円の、僅かながらの黒字というような数字で残っておりますということでありましてけれども、これは、昨今の物価高とかなんかいろいろ考慮しますと、令和7年度以降は、非常にまた、この数字はもっと厳しい数字になるんじゃないかなということが予想されますけれども、水道会計を預かっておられる担当課のほうでは、どのように今後考えておられるのかを質問させていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 議員おっしゃられますとおり、令和6年度の利益ですね、利益につきましては、104万8,000円程度を見込んでおります。

令和7年度におきましては、今の見込みとしましては、386万円ほどの損益をというふうになるのではないかと見込まれております。これは先ほど議員がおっしゃられましたとおり、燃料費の高騰ですとか、資材の高騰ですね、こういったものが影響して、水道事業の経営も圧迫しているような状況でございます。

これにつきましては、令和3年度に策定しました水道事業経営戦略の中では、10年間は水道料金の値上げが必要でないというふうなことを考えておりましたけれども、先ほど申しましたとおり、資材等の購入が続いておりますので、令和14年度までの現在の料金を据え置くのは難しいのではないかとということも考えるところであります。これにつきましては、今後水道運営委員会にお諮りしましてですね、検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時33分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第27号、令和7年度甲佐町水道事業会計予算の審議中ですが、本日審議を終えたいと思いますので、会議規則第8条第2項の規定により会議時間を延長します。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時35分

再開 午後4時51分

〇議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

〇環境衛生課長（白石 亨君） 失礼いたしました。第5条から第9条までにつきまして、条を間違えておりまして、第6条から第10条までと読み間違えておりましたので、その分の訂正をさせてもらってよろしいでしょうか。

それでは、それでは、説明させていただきます。

企業債第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めます。

起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費、限度額は8,500万円。

起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は5%以内。

償還の方法は、借入れ先の融資条件によります。ただし、企業財政、その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借り換えることができるものとします。

一時借入金、第6条一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

次のページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2,430万8,000円です。

他会計からの補助金、第8条、一般会計からこの会計補助を受ける金額は661万8,000円であります。

棚卸資産購入限度額、第9条、棚卸資産の購入限度額は300万円と定めます。

令和7年3月7日提出、町長名です。

以上です。

〇議長（宮本修治君） それでは、本予算全部について質疑をお願いします。

3番、鳴瀬議員。

〇3番（鳴瀬美善君） 資料のほうから質問をさせていただきます。資料の29ページ、これは先ほど別の款のところでもあったんですけども、水道情報活用システム導入事業ということで、これは水道事業に係るシステム導入ということでございます。このことについてですね、システムを入れることによって、当然、ランニングコストが出てくると思います。年間にランニングコストはどのくらいかかるのか、そして、また、システムを導入すれば、必ず更新の時期は、何年後かには来るとお思いますので、おおよそ何年ぐらいはこのシステムが利用できるのか、そこについてお尋ねいたします。

〇議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

〇環境衛生課長（白石 亨君） お待たせしました。今回の水道情報活用システム事業につきましては、まず、第1に管路システムの再構築がありまして、これが300万、280万円

ほどですね。それから、A I 診断のシステムがこちらが360万円ほどかかりまして、合計の646万6,000円ですね、程度かかります。

このうち、保守が毎年かかりますけども、保守の委託料が300万ほどまたかかりますので、それと2年間でですね、年間300万ほどかかりますので、それで更新費用につきましては、大体10年ぐらいいは使えるのではないかなというふうなところ思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第27号、令和7年度甲佐町水道事業会計予算でありますけれども、来年度からは水道のほうでは、給水地域の拡張が計画されて、麻生原区域、並びに中横田の内田地区辺りにも延長されるということで、それでなくても、令和6年度の営業収支辺りを見ると、非常に厳しい数字になっているのに、さらに厳しい数字が予想されますけども、それであっても、町民のために、安心安全な水道水を供給するという崇高な使命をですね、しっかりと全うされることをお願いいたしまして、本予算に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第27号、令和7年度甲佐町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、令和7年度甲佐町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第1号 甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、発議第1号「甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（北野 太君） 発議第1号、令和7年3月12日、甲佐町議会議長、宮本

修治様。

提出者、甲佐町議会議員鳴瀬美善、甲佐町議会議員宮川安明。

甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由については、省略いたします。

次のページをお願いいたします。

甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例、甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中、丸以下、情報公開条例という丸を削り、同条第10項中、以下を第12条第5項においてに、第2条第8項を第2条第9項に改める。

第12条第5項中及び第29条を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中、第2条第9項を第2条第10項に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中、以下を第3項においてに改め、同条第2項第1号ア中、または報酬、福利厚生を、もしくは報酬もしくは福利厚生に、その他をまたはに改める。

第18条第1項中、議会の保有するを削り、同条第2項中、この章において及びこの章及び第48条においてを削る。

第27条第2項中、この章においてを削る。

第31条第2項中、この章及び第48条においてを削る。

第32条第3項中、この章においてを削る。

第38条第1項ただし書中、この章においてを削り、同条第2項中この章及び第48条においてを削る。

第39条第3項中、この章においてを削る。

第47条中、第4章を前章に改める。

第48条中、特定の次に、に資する情報の提供を加える。

第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改める。

附則、第1項この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの規定は、令和7年6月1日から施行する。

第2項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以上で朗読を終わります。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは、ご説明申し上げます。

甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本条例の改正につきましては、令和7年4月1日施行予定の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条文及

び文言の改正、並びに令和7年6月1日施行予定の刑法等の一部改正により、これまでの懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることなどによる文言の改正となります。

条例の施行日は、それぞれの法律の施行日である、令和7年4月1日及び6月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番、発議第1号、甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま、提案者の説明等にもありましたとおり、文言の訂正とか、変更等による条例改正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから発議第1号、甲佐町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第7「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、配付のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第8 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第8「各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月7日から本日までの6日間にわたり、ご提案いただきました令和6年度各会計補正予算、令和7年度各会計予算、条例案件等の多くの案件につきまして、精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決いただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものでございます。

ここにご議決いただきました補正予算や令和7年度各会計予算をはじめ、各議案の成立によりまして、本町の振興発展に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

なお、令和7年度一般会計予算での附帯決議でいただきましたご意見等につきましては、真摯に向き合うとともに、誠実かつ丁寧な町政運営に努めてまいります。また、今議会でご指摘いただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今後も町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は七日に開会、本日10日までの六日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶にたえません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう、切に希望いたしますとともに、議員各位に

おかれましては、今後とも町民の皆様の負託と御期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただきますようお願い申し上げます、令和7年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後5時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 7 年 第 1 回 定 例 会

令和7年3月発行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 本 修 治
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 野 太
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー T E L (0 9 2) 4 7 5 - 1 3 6 1

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198